

平成三十年度鞠智城跡「特別研究」論文集

鞠智城と
古代社会

—第七号—

熊本県教育委員会

序 文

国史跡鞠智城跡は、七世紀後半に唐・新羅による国土侵攻に備えて、西日本各地に築かれた古代山城の一つで、熊本県を代表する重要遺跡です。熊本県教育委員会では、その重要性から、平成二三年度に刊行した鞠智城跡の総合報告書『鞠智城跡Ⅱ』における成果を踏まえ、鞠智城跡の研究を進展させる取組を実施してきました。

その取組の一つとして、平成二四年度から、鞠智城跡に関する研究の深化・蓄積と、鞠智城跡に関連する分野に携わる若手研究者を広く支援することを目的とする鞠智城跡「特別研究」事業を行っていきます。この論文集は、平成三〇年度における事業成果を取りまとめたもので、今年度の一般公募で選ばれた四名の若手研究者がこの一年間で取り組んだ研究の成果を収めています。この論文集が、鞠智城跡、ひいては古代山城の研究を更に進展させるとともに、その歴史的価値を一層明らかにする一助となれば幸いです。

最後になりますが、鞠智城跡「特別研究」事業の実施に当たり、御理解と御協力をいただいた各研究者並びに先生方に対し深く感謝申し上げます。

平成三十一年三月一七日

熊本県教育長 宮尾千加子

例言

一 本書は、熊本県教育委員会が実施した平成三〇年度鞠智城跡「特別研究」事業（以下、「本事業」という。）の成果として刊行する論文集である。

二 本事業は、平成二四年三月に刊行した『鞠智城跡Ⅱ―第8〜32次調査報告―』で得られた新たな学術的成果を踏まえ、今後、熊本県教育委員会の文化財専門職員のみならず、外部の研究者による鞠智城跡に関する研究も進めていくとともに、若手の研究者を支援し、鞠智城跡を研究する人材を育成することを目的として実施した事業である。

三 本事業では、平成三〇年四月から一般公募を実施し、同年六月に開催した鞠智城跡「特別研究」審査会において研究助成対象者を決定した。研究期間は、対象者決定後から平成三一年一月までの約八ヶ月間である。本書には、研究期間の終了時に研究助成の成果として提出された各研究助成対象者の論文を所収している。なお、平成三〇年度の研究助成対象者は次の四名である。

大高広和（福岡県世界遺産室、文化財専門職）

里館翔大（明治大学大学院博士後期課程）

主税英徳（基山町教育委員会、文化財専門職）

林奈緒子（東京大学大学院博士課程）

五十音順、敬称略

四 本書の編集は、熊本県教育委員会が行った。

目次

序文

例言

論文

日本古代の兵庫と鞠智城……………林 奈緒子 1

平安時代の鞠智城周辺の国内情勢……………里館 翔大 19

日韓古代山城の水門構造からみた鞠智城……………主税 英徳 39

古代の烽ネットワークと鞠智城……………大高 広和 57

奥付

日本古代の兵庫と鞠智城

林 奈緒子

はじめに

鞠智城は、発掘調査の成果により、広大な敷地面積や、その内部及び周囲に造られた様々な建造物が明らかになってきているが、一方で関連する文献史料は少なく、奈良時代に一点、平安時代に四つの記事がみえるのみである。加えて、そのうちの後者の史料は、全て兵庫に関わるものとなっている。

甲申、令_二大宰府繕_一治大野・基肄・鞠智三城_一。

〔《続日本紀》文武二年（六九八）五月甲申条〕

丙辰、肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。

〔《日本文徳天皇実録》天安二年（八五八）閏二月丙辰条〕

丁巳、又鳴。

〔《同右》同年同月丁巳条〕

己酉、大宰府言、去五月一日、大風暴雨、官舎悉破、青苗朽失。

九国二嶋盡被_一損傷。又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動倉

十一字火。

〔《同右》同年六月己酉条〕

十六日丙午、豊前国八幡大菩薩宮前殿東一神功皇后御前庭、無_レ故破裂、成_二九十片_一。破裂之時其鳴如_二積細声_一。又肥後国菊池郡城院兵庫戸自鳴。

〔《日本三代実録》元慶三年（八七九）三月一六日条〕

兵庫については、律令において、中央に左右兵庫と内兵庫が規定され、また諸国にも軍団の軍器の倉庫としての兵庫が規定されている。しかし、古代の兵庫については不明な点も少なくなく、研究もあまりなされていない。特に、地方の兵庫のあり方は、これまでの研究であまり触れられてこなかった。したがって、数少ない文献史料のほぼ全てに兵庫が登場する鞠智城を深く理解するためには、古代の兵庫について検討することが必要ではないだろうか。

そこで、律令格式といった法制史料や、六国史、発掘調査の成果を用いて、古代における兵庫、特に中央と地方の兵庫の制度・実態を明らかにしたい。また、鞠智城の所在する西海道においては、大宰府とその管内諸国、という統轄関係が存在していることが特徴的である。したがって、大宰府と管内諸国の兵庫の機能や実態について検討することにより、鞠智城の兵庫と鞠智城そのものの意味を考えてみたい。

一、制度面における中央と地方の兵庫

（一） 令制における兵庫

養老令には、職員令・考課令・軍防令に兵庫に関する規定が見える。まず、中央に関する規定からみていこう。

左兵庫（右兵庫准）此_レ。

頭一人。〈掌、左兵庫儀仗・兵器、安置得所、出納、曝涼、及受

事覆奏事。〉助一人。大允一人。少允一人。大属一人。少属一人。

使部廿人。直丁二人。

〔養老職員令六四左兵庫条〕

内兵庫

正一人。〈掌准「兵庫頭」。〉佑一人。令史二人。使部十人。直丁一人。

〔同令六五内兵庫条〕

慎於曝涼、明於出納、為「兵庫之最」。〔謂、助以上。〕

〔養老考課令二九最（兵庫）条〕

これらの規定からわかるように、令制下では中央に左右兵庫と内兵庫という官司と倉庫が置かれ、その中に収納されている儀仗や兵器を慎重に曝涼し、誤りなく出納することが官人（特に長官と次官）の第一の任務とされていた。さらに庫内に安置し、出納等の勅を受けた長官が天皇に確認のために奏上することもこれら官司の任務であった。なお、兵庫という建造物そのものに関しては、義解が左右衛士府の掌る衛士の差科について、衛士を兵庫や大蔵に差配することを例に挙げている。〔こと、衛士が守衛したものと考えられる。一方で、兵庫内に収納されている儀仗や兵器に関しては、左右・内兵庫以外にも関係する官司が規定されている。〕

兵部省〈管「司五」〉

卿一人。〈掌、内外武官名帳、考課、選叙、位記、兵士以上名帳、

朝集、禄賜、假使、差「発兵士」、兵器、儀仗、城障、烽火事。〉

大輔一人。少輔一人。大丞一人。〈掌、准「式部大丞」。〉少丞二人。

〈掌同「大丞」。〉大録一人。少録三人。史生十人。省掌二人。使部

六十人。直丁四人。

〔養老職員令二四兵部省条〕

造兵司

正一人。〈掌、造「雜兵器」、及「工戸々口名籍事」。〉佑一人。大令史

一人。少令史二人。雑工部廿人。使部十二人。直丁一人。雑工戸。

〔同令二六造兵司条〕

右に挙げたように、兵部省の長官の職掌として、兵器と儀仗が規定され、また兵部省所管の造兵司では諸々の兵器を造ることが長官の職掌であると規定されている。〔また養老軍防令四五在庫器仗条には、兵庫内の使用に耐えなくなった兵器・儀仗は、兵部省に送つて任意に公用に充てることが定められている。六記は左右兵庫に収納される兵器・儀仗は諸国と造兵司が造つたものであると解釈しており、また令制は、曝涼の際には左右兵庫と兵部省と太政官を経て鑄を奏請するとの解釈を示している。〕ことから、左右（内）兵庫は兵部省の管隸する官司ではないものの、広い意味において兵部省の下に位置づけられる官司であったと考えられる。

では、地方に設置された兵庫はどのように定められているのか。次に、地方の兵庫（特に軍団の兵庫）に関する規定をみていこう。凡兵士、人別備「種六斗、塩二升」。并当火供、行戎具等、並貯当色庫。若貯経年久、壞患不堪、即廻納「好者」。起十一月一日、十二月卅日以前納畢。毎「番」於「上番人内」、取「二人」守掌。不「得」雜使。行軍之日、計「火出給」。

〔養老軍防令六兵士備種条〕

右の規定によれば、地方の軍団に置かれた兵庫には、行軍に備えて兵器が収納され、それらは種類ごとに異なる倉庫に蓄えられている。また経年劣化によって使用に耐えなくなった物は、十一月一日

から十二月三十日の間に状態の良好な物と交換し、倉庫の守衛には上番している兵士の中から二人を取って充てていた。そして、この次に規定される同令七備戎具条には、火（兵士十人の単位）ごと、五十人ごと、人ごとに備えるべき兵器が示され、それらに「皆令自備」とあるように、全て兵士の自備であった。そしてさらに令の規定からは、地方の兵庫に収納された兵器の管理者として、四者が設定されていたことが知られる。軍団と国司、郡司そして兵部省である。

まず軍団には、大毅と少毅の職掌として「充備戎具」えること（養老職員令七九軍団条）が、国司には長官と次官の職掌として「器仗」と「鼓吹」が規定され（養老職員令七〇大國条）、また毎年孟冬に「簡問戎具」することが規定されている（養老軍防令四簡問戎具条）。そして郡司と兵部省については、次のような規定がある。

凡從軍甲仗、經戰失落者、免徵。其損壞者、官為修理。不經戰損失者、三分徵一。不因從軍而損失者、皆准損失。尅當時估備及料造式徵備、官為修理。即被水火焚漂、非人力所制者、勸免徵。其國郡器仗、每年錄帳、附朝集使、申兵部。勘校訖、二月卅日以前錄進。

（養老軍防令四二從軍甲仗条）

この規定によれば、国郡の器仗の収納状況について、毎年記録して文書を作成し、朝集使に付して兵部省に申上することになっている。国郡の器仗が軍団の兵庫に収納されている兵器と同じものを目指すかかは後述するが、後者が前者に内包されていることは疑いがないであろう。そしてこの「器仗帳」は、国司と郡司によって作成さ

れたと考えられる。よって、地方に設置された兵庫に収納された兵器は、国司・郡司・軍毅の管理のもと、兵部省により把握されることになっていった。

すなわち、令制下において、中央と地方の全ての兵庫に収納された兵器は兵部省によって把握され、その直接的な管理者は、中央においては左右・内兵庫であり、地方においては国司と郡司、軍毅（特に国司の方に強い権限があったと考えられる）であったということができる。

（二）日唐における兵庫

前節の検討では、古代日本の令制下における中央と地方の兵庫、並びにそこに収納された兵器の管理規定を見てきたが、母法である唐令では、どのように規定されていたのだろうか。すでに唐の軍制については、中央に十二衛府、地方に折衝府が設けられていたこと、折衝府は中央と辺境に集中しており、全て中央の諸衛府に分属していたこと、折衝府へ徵発される府兵は武器・衣食を自備したことが知られている⁽⁵⁾。また、国境付近の軍事上の要地には鎮・戍が設けられ、それらは所在地の都督府や州の管轄下にあった（彌波二〇一六）。ここでは、現在復原されている唐令には兵庫に関する記述が少ないということもあり、唐律との比較によって検討してみたい。まず挙げられるのは、次の律文である。

諸越州鎮戍城及武庫垣、徒一年。隄城、杖九十。（令皆謂有門禁者）越官府廨垣及坊市垣牆者、杖七十。侵壞者、亦如之。
（從溝瀆内）出入者、与越罪同。越而未過、減一等。余条未レ過準レ此。即州鎮閤戍城及武庫等門、必閉忘誤不レ下鍵、若

応_レ開毀_二管鍵_一而開者、各杖八十。錯下_レ鍵、及不_レ由_レ鑰而開者、杖六十。余門、各減_二三等_一。若擅開閉者、各加_二越罪_二等_一。即城主無_レ故開閉者、与_二越罪_一同。未_レ得_レ開閉者、各減_二已開閉_一等_一。《余条未_レ得_レ開閉_一準_レ此_一》

(唐衛禁律二四越州鎮戍等垣城条)

垣を越えることや門の開閉についての禁止事項と、それを破った際の量刑を規定したものである。この律文は、日本では次のように継受されている。

凡_レ越_二兵庫垣、及筑紫城_一、徒一年。《陸奥越後出羽等櫛亦同》。曹司垣杖一百。《大宰府垣亦同》。国垣杖九十。郡垣杖七十。坊市垣各五十。《皆謂、有門禁_二者。若從_二溝瀆内_一入出者、与_二越罪_一同。越而未_レ過、減_二一等_一。余条未_レ過_レ准_レ此_一》。即兵庫及城櫛等門、応_レ閉_レ誤不_レ下_レ鍵、若毀_二管鍵_一而開者、各杖六十。錯下_レ鍵、及_レ由_レ鑰而開者、笞四十。余門、各減_二三等_一。若擅開閉者、各加_二越罪_一等_一。即城主無_レ故開閉者、与_二越罪_一同。

(養老衛禁律二四越垣及城条)

すでに、唐律の「州鎮戍城」に対応して日本律に規定されている「筑紫城」は、養老律当時存続していた大野・基肄・鞠智城を含む古代山城と結びつけられるという指摘があるが(大高二〇一三)、ここではさらに記述の順序にも注目したい。兩者を比較してみると、唐律においては垣についても門についても、①州・鎮・戍の城と②武庫、という順序であるのに対し、日本律ではどちらについても、①兵庫(左右・内兵庫)と②城(櫛)という順序になっている。これは、日本において兵庫の重要性が高かったからであると考えられたいだろう。

同様のことは、次の律文においても指摘できよう。

諸盜_二宮殿門符笈兵符傳符_一者、流二千里_一。使節及皇城京城門符、徒三年。余符、徒一年。門鑰、各減_二三等_一。盜州鎮及倉厨廩庫園門等鑰_一、杖一百。巢戍等語門鑰、杖六十。

(唐盜盜律二七盜宮殿門符条)

凡盜_二節刀_一者、徒三年。宮殿門、庫藏、及倉廩、筑紫城等鑰、徒一年。《国郡倉庫、陸奥越後出羽等櫛、及三関門鑰亦同》。宮城、京城及官厨鑰、杖一百。公廩及国厨等鑰、杖六十。諸門鑰、笞五十。

(養老賊盜律二七盜節刀条)

日本律には唐律に規定する符の部分がなく、代わりに征夷大將軍などに授ける節刀を盗んだ場合の規定がきているという大きな違いはあるが、その次に規定される門の鍵についてみると、唐律が①州・鎮と②倉・厨・廩・庫・園となっているのに対し、日本律では①宮殿門・庫藏と②倉廩・筑紫城というふうに、順序が逆になっている。『唐律疏議』に「倉、謂貯_二粟麥之属_一。庫、謂貯_二器仗綿絹之類_一」とあるように(八)、唐律令における倉は穀物のクラであり、庫は兵器や布類のクラであって、これは基本的に日本律令にも引き継がれている。これを踏まえれば、兵器を収納する「庫」が「筑紫城」の上に規定されている点は前にみた律文と同じであると言える。これはどういった理由によるものなのだろうか。

一つには、八世紀の段階で、古代山城が「筑紫城」など一部を除きほぼ廃絶していたことが挙げられるだろう。また、唐と日本の「城」の違いも重要だと思われる。唐律に「州や鎮・戍の垣を越えた者は徒一年」と規定されているように、唐においては辺境を守る鎮や戍の垣は重要なものであった。しかし日本律においては、単に

「筑紫城」とあるのみで、垣については触れられていない。むしろ、「兵庫垣、及筑紫城」と記述していることからして、垣が完璧に整備されていなかったということも考えられる。古代山城には「見せる山城」という機能もあったことが指摘されており（向井二〇一七）、外部から見えない部分には意図的に垣を設けなかった事例もある。

すなわち、唐においては州や辺境を準備する鎮・戍などの城そのものを重視していたのに対し、日本においては山城の垣を完全に整備することに重きを置かず、その山城も八世紀にはほぼ廃絶していたという理由から、兵庫を第一にもってきたと考えられるのである。

以上、令制における兵庫と日本と唐での相違を検討してきた。日本においては、中央と地方のほぼ全国に兵庫が設置され、中央については左右・内兵庫、地方については国司・郡司・軍毅が管理を行い、最終的に兵部省が中央・地方全ての兵庫の中身を把握するシステムになっていた。そして唐と比較した場合の日本の特徴として、辺境守備の城・垣よりも兵庫を重視していた点が指摘できるだろう。

二、実態面における中央と地方の兵庫

(一) 成立

前章においては、制度面での兵庫をみてきたが、実態としての兵庫はどうかであったのだろうか。そこでまず、その成立について検討してみたい。中央の兵庫の初見は、壬申の乱において大友皇子側が利用した「小墾田兵庫」である。

己丑、天皇往_二和豐_一、命_二高市皇子_一、号_二令軍衆_一。天皇亦還_二于野上_一而居之。是日、大伴連吹負、密与_二留守司坂上直熊毛_一議之、

謂_二一漢直等_一曰、我許称_二高市皇子_一、率_二数十騎_一、自_二飛鳥寺北路_一、出_二之臨_一營。乃汝内慮_二之。既而繕_二兵於百濟家_一、自_二南門_一出之。先秦造熊、令_二續鼻_一而乘_二馬馳_一之、俾_二唱_一於寺西營中曰、高市皇子、自_二不破_一至。軍衆多從。爰留守司高坂王、及興_二兵使者穗積臣百足等_一、抛_二飛鳥寺西樓下_一、為_二營_一。唯百足居_二小墾田兵庫_一、連_二兵於迎江_一。時營中軍衆、聞_二無叫声_一、悉散走。仍大伴連吹負、率_二数十騎_一、刺來。則熊毛及諸直等、共与連和。軍士亦從。乃攀_二高市皇子_一之命、喚_二穗積臣百足於小墾田兵庫_一。軍百足乘_二馬緩來。連于飛鳥寺西樓下、有_二人曰_一、下_二馬也_一。時百足下_二馬遲之。便取_二其櫛_一以引_二墮_一、射中_二一箭_一。因拔_二刀斬而殺之_一。乃禁_二穗積臣五百枝_一、物部首日向。俄而敵之置_二軍中_一。且喚_二高坂王_一、稚狹王、而令_二從_一軍焉。既而遣_二大伴連安麻呂_一、坂上直老_一、佐味君宿那麻呂等_一於不破宮、令_二奏_一事狀。天皇大喜之。因乃命_二吹負_一、押_二將軍_一。是時、三輪君高市麻呂、鴨君蝦夷等、及群豪傑者、如_二響悉會_一將軍麾下。乃規_二襲_一近江。撰_二衆中之英俊_一、為_二別將及軍監_一。

〔日本書紀〕天武元年（六七三）六月己丑案）

この記事は、天武側が飛鳥寺付近に陣営を作っていた大友皇子側を奇襲したもので、「是日」以降の記述は、功績のあった大伴氏の家記によるものと考えられている。その中で、近江朝廷から兵を興すために派遣された使者穂積臣百足は、「小墾田兵庫」にあって、近江へ兵器を運んでいた、とある。結局百足は高市皇子の命令（實際には大伴連吹負の号したのも）によって陣営に戻ったところで殺されているが、この記述から、飛鳥寺付近に「小墾田兵庫」と呼ばれる兵庫が存在したことがうかがえる。これは、「小墾田宮にあった

兵庫」と解釈して問題なからう。小墾田宮はもともと推古朝の王宮であり、飛鳥川右岸、香具山以南、飛鳥寺以北に所在地が推定されている。この王宮が特徴的なのは、天平神護元年（七六五）に称徳が紀伊国行幸の際、經由地として「小治田宮」を使用していることや、所在地と推定される一帯にある雷丘東方遺跡から九世紀までの遺構が確認されていることからわかるように、推古没後も長く存続したという点である（林部二〇〇六）。したがって、壬申の乱当時も何らかの形で存続しており、そこに兵庫が置かれていたと考えられる。推古没後の小墾田宮には編や調庸を取納した記事がみえることから、大規模な倉庫群が存在したことが想定されている。また香具山の南方には「兵庫田」という小字名もあり、小墾田兵庫の置かれた場所として有力な地である（奈良文化財研究所二〇一七）。推古朝から兵庫が存在したか否かは、史料や発掘成果から確認できないが、推古三一年（六二三）に新羅征討が計画されたこと^①を考えると、その存在は十分に想定される。また、次の記事も兵庫の成立を考えるうえで注目される。

乙卯酉時、難波大藏省失火、宮室悉焚。或曰、阿斗連葉家失火之、引及宮室。唯兵庫職不焚焉。

〔日本書紀〕朱鳥元年（六八六）正月乙卯条

難波宮の大蔵で火事騒ぎがあり、宮室が全焼したが、「兵庫職」のみは焼けなかった、というものである。「職」とあるが、恐らくはクラそのものを指しているであろう^②。この当時の皇居は飛鳥浄御原宮であったが、天武二年（六八三）に難波宮を副都とする詔が出されており^③、兵庫が置かれていたことに矛盾はない。

以上のことから、中央における兵庫の成立時期は明言できないも

の、その下限としては推古朝の小墾田宮を設定することができ。それ以降、各宮において兵庫が設置されたことが推測され、天武朝においては、副都である難波宮にも兵庫が設置されていた。では、地方の兵庫はいつ頃成立したのであろうか。

地方における兵庫の初見は、次の記事である。

八月丙申朔庚子、拜東國等國司。仍詔國司等曰、…又於關曠之所、起造兵庫、取聚國郡刀・甲・弓・矢、辺國近与蝦夷、接境処者、可盡數集其兵、而猶假授本主。…

〔日本書紀〕大化元年（六四五）八月庚子条

東國の八道に発遣される国司（実際にはミコトモチカ）に対して、その任務を説いた詔の中に、空地に兵庫を作り国郡の刀・甲・弓・矢を収集すること、蝦夷と境を接する所では兵器を数え集めて収公し本主に假授することが記されている。また翌年には、

是月、天皇御子代離宮。遣使者、詔郡国修營兵庫。蝦夷親付。或本云、壞難波狭屋部色子代屯倉、而起行宮。

〔日本書紀〕大化二年（六四六）正月是月条

とある。使者を派遣し兵庫を修營させたというもので、「郡国」という表現からは全国とも解釈できるが、続く蝦夷の記述を含めて考えると、東国と捉えてよいだろう。この解釈は、前に挙げた前年八月の記事とも付合する。ただし、蝦夷対策のみが目的であったわけではないだろう。それは、同年正月が改新詔の出されたまさにその月であることと関係する。すなわち、これら二つの記事に見える兵庫の設置・修營は、石母田正氏が指摘するように、東国における在地首長層の階級分化を前提とした、改新政府の軍事的な国内体制整備の中に位置づけられる（石母田一九七一）。氏は、大化に始まる

「評」がこの兵庫を中心とする軍事的拠点として出発したという見解を示している。そして、「独自の軍事的体制として分化している若干の国造軍が、かかる軍事拠点『評』を中心として結合し、総領の管轄下にあるという体制を想定する」としている。とすると、ここで設置・修営された兵庫は国造軍の兵器を収納するクラということになる。東国はこれ以前から軍事的拠点としての役割を担ってきた地域であり、兵庫の設置がまずこの地域で施策として行われたのは、当然の展開と言えよう。そしてこのことは、翻つていえば、改新の時期には畿内の政府が主導して設置するような兵庫は、畿内の西側に置かれていなかった可能性を示唆している。ではその西側地域において兵庫が設置されたのはいつかとなると、手掛かりとなるのは次の記事であると思う。

丙午、詔四方国曰、大角・小角、鼓・吹・幡旗、及弩・抛之類、
不_レ応_レ存_二私家_一。咸収_二于_一郡家。

〔日本書紀〕天武一四年（六八六）一月丙午条）
大角・小角等を私家に所有するのを禁じ、郡家（『評家』）に収納させるよう諸国に命じたものである。「郡家（『評家』）」と表記されているが、石母田氏の見解を踏まえれば、これは大化年間の兵庫を引き継いだ、「郡（評）の兵庫」と解すべきだろう。しかし注意しなければならぬのは、ここに記載されているのが集団の兵を指揮するために使うものや教習の必要な兵器だということである。大化年間の兵庫に収納されたのは、令制下において軍団兵士が自備するような個人装備の兵器であった。とすると、この天武朝において評を基盤として国造軍を再編することが完了し、「四方国」と詔中にあるように、それが東国だけでなく全国に普及したものと推測され

る。このことは、天武一二年から行われ一四年一〇月に完了した国境確定事業からも言えると思う。吉永匡史氏はこの国境確定によって支配領域の概念が人ではなく土地を領域単位としたものへと変化し、それによって国宰の権限が上昇し、それを待って郡家『評家』への指揮具収公が行われた、としている（吉永二〇〇七）。とすれば、全国的な兵庫の設置は大化年間から天武一四年にかけての時期とみていいだろう。

さらに、天武が壬申の乱の経験から軍事力の中央集権化を企図するようになり、それが畿内官人の武装化と天武・持統朝に創設された軍団に帰結することも忘れてはならない。後者は前章でみたように軍団制として律令に規定されていくが、天武・持統朝に成立した浄御原令の存在を踏まえると、兵士が自備した兵器を納める倉庫としての兵庫がこの時期に諸国に設置された可能性は十分にある。したがって、大化年間から東国を中心に設置され始めた地方の兵庫は、評家に属する国造軍の兵庫として天武一四年頃までに全国に設置され、その完了と前後するように軍団の兵庫も置かれたと考える。そして、大宝令制下においては、

丙辰、諸国大租・駅起桶及義倉、并兵器数文、始送_二于_一弁官。

〔続日本紀〕大宝二年（七〇一）二月丙辰条）
とあるように、後の器仗帳と思われる帳簿が作成され弁官に送られており、畿内官人だけでなく全国で保有されている兵器が把握されるようになっていた。

（二） 使途

次に、兵庫に収納された兵器の使途について考えてみたい。まず

中央の兵庫についてみていこう。前章でみたように、令制の左右・内兵庫の長官には儀仗・兵器を管理することが職掌として規定されており、中央の兵庫には元日節会などの儀式で使用される儀仗と、実戦用である兵器とが収納されていた。また、

甲午、詔曰、…又五兵之用、自古尚矣。服強懷柔、咸因文武德。今六道諸國、營造器仗、不其牢固。臨事何用。自今以後、毎年貢_レ儀仗、巡察使_レ出日、細_二校_一駒焉。

(『続日本紀』靈龜元年(七一五)五月甲午条)

とあるように、靈龜元年(七一五)には西海道を除く六道諸國に對し様の器仗を送ることが義務づけられ、諸國で製造された見本の兵器・儀仗が中央の兵庫に収納されるようになった。しかし、左右・内兵庫の実戦用の兵器が使用された例はみられない。そのような事態、すなわち中央に置かれた政府の軍力が発動されるようなの際に使用された兵器は、正倉院から出蔵したものであった(松本二〇〇三)。これは、兵庫の器仗を出納するには内印や中務の立ち会いが必要であり即座に取り出すことが困難であったからと考えられている。とはいえ、中央の兵庫は政府にとつて、そして京にとつて重要なものであったことは疑いがない。それは、次の記事からもうかがえる。

甲寅、運_二恭仁宮高御座并大桶於難波宮_一、又遣_二使取_一水路_二運_中漕_一兵庫器仗。

(『続日本紀』天平一六年(七四四)二月甲寅条)

恭仁京から難波京への遷都の時期の記事だが、恭仁京に置かれていた高御座や大桶とともに兵庫の兵器・儀仗が難波京へ運ばれて

おり、特に後者は水運によって輸送されたことが記述されている。この前後の時期には、兵庫の語句こそないものの、遷都や行幸に際して「器仗」が運ばれた記事が『続日本紀』にいくつもみられ、それらも左右・内兵庫に収納されていた兵器・儀仗であったと考えられる(上)。一方、兵器とは異なり、儀式で用いられる儀仗については、使う機会が多かつたようである。

問、儀仗、節会之日令_レ取以不。答、元日於_二朱雀_一陳_二列御馬_一許、立_二藤原左右大臣儀仗_一、奏聞自_二兵庫_一下充。還上者不_レ知也。

(儀制令集解一三儀仗条所引古記)

とあるように、大宝令制下においては元日節会において飾馬を陳列したところに藤原右大臣(右史料中の「左」は衍字と思われる)の儀仗を立てるが、その儀仗は奏聞して兵庫から下し充てていたという例が挙げられている(上)。また、時代は下るが延喜兵庫式に

凡出_二充諸衛及中務省_一元日儀仗、並待_二官符_一充行。

(延喜兵庫式一二儀仗条)

とあり、諸衛府や中務省が元日に用いる儀仗を兵庫から出給する際には、官符を待つてから行うことが規定されている。では、地方の兵庫に収納された兵器・儀仗の使途はどのようなものであったのだろうか。まず軍団の兵庫には、前章でみたように、兵士が自備した兵器が種類ごとに収納されていた。これらの兵器は、対蝦夷などの征討において使用されていた。

庚寅、遷_二坂東八國_一、并越前・能登・越後等四國浮浪人_二千人_一、以爲_二雄勝櫛戸_一。及割_二留相模_一・上総・下総・常陸・上野・武蔵・下野等七國所_二送軍士器仗_一、以貯_二雄勝_一・桃生_一・城_一。

(『続日本紀』天平宝字三年(七五九)九月庚寅条)

とあるのは、「軍士の器仗」という表現から、軍団の兵器・儀仗とみて問題ないだろう。ここでは、その兵器を雄勝・桃生城に貯蓄して対蝦夷に備えている。また前項でみたように、郡家には郡兵庫が置かれていた。松本政春氏は八世紀における郡司の軍事指導について論じた中で、地方に置かれた郡兵庫は、軍行での兵器補給だけでなく、郡司を主体とした田獵や罪人追捕行動に人夫や百姓が動員された場合に行われた、彼らへの兵器支給にも役割を果たしたものであり、「評」の兵庫を淵源にしながら、「評」が軍事的性格を失い行政機構の「郡」に移行した後も、律令国家によって意図的に設置されたものである」と指摘している（松本一九八六）。たとえば、藤原広嗣の乱では、

戊申、大將軍東人等言、殺獲賊徒豊前国京都郡鎮長大宰史生從八位上小長谷常人・企救郡板櫃鎮小長凡河内田道。但大長三田塩籠者、着箭二隻、逃竄野裏。生虜登美・板櫃・京都三処營兵一千七百六十七人。器仗十七事。又問諜申云、広嗣、於遠珂郡家造軍營、備兵弩一而拳烽火、徵発国内兵一矣。

（『統日本紀』天平二年（七四〇）九月戊申条）

とあるように、広嗣征討の軍が、登美・板櫃・京都の三つの鎮の營兵を捕虜とし、「器仗十七事」を押し取ったこと、大宰少弐であった広嗣は筑前国遠珂郡家に軍營を設け、兵器である弩を設営したことが知られる。登美・板櫃鎮は不明だが、京都鎮については「京都郡鎮」と記述されていることから、郡家に近い場所であったことがうかがえる。また広嗣が軍營を設けたのが郡家であり、そこで「弩」を設置したことも興味深い。これは前に挙げた『日本書紀』天武一四年の記事にある、弩などを郡家（『評家』すなわち郡（『評』の

兵庫に納めさせた内容とつながるものである。詳しくは次章で述べられるが、西海道に影響力を持つ藤原宇合の子であり大宰少弐であった広嗣には、筑前国内の郡兵庫の兵器を出させる権限があったと考えられる。『統日本紀』の記事は簡潔で、どのような命令系統でそれが行われたのか不明だが、この場合においては、西海道を管轄する大宰府官人の命令によって郡兵庫が開けられたと思われる。

このように、兵庫には儀仗と兵器が保管され、中央では専ら儀仗が使用されたが、地方に置かれた軍団や郡家の兵庫では征討などの実戦に兵器が使われ、それは所在地の郡内・国内だけでなく、国外でも使用されていた。

（三）管理

次に、兵庫の実態面の検討の最後として、管理についてみていきたい。前章でみたように、合制下では中央の兵庫の収納物の管理機関として、左右・内兵庫と兵部省が規定されていた。前者については、大同三年（八〇八）に内兵庫は左右兵庫に併合され（上）、寛平八年（八九六）には左右兵庫寮になり（下）、昌泰元年（八九八）には兵部省の管隸となる（中）など、組織の改編が行われているが、いずれにしてもそれぞれの兵庫に収納されている兵器・儀仗を曝涼・出納することが主な職掌であったことは変わらない。たとえば、壬子、先是、兵庫器仗者、中務監物与二本司相对出納。至是、諸司相知出納。

（『統日本紀』天平神護元年（七六五）閏十月壬子条）

とあるのは、仲麻呂の乱を受けて出納の迅速化を図ったもので、それまで中務の監物が立ち会って行われていた兵庫の出納を、左右

(・内) 兵庫庫単独で出納し、出納を申請した官司に知らせる方式に変更している(松本二〇〇三)。またこれは道鏡の軍事的権力拡大の一環であり、この数年後には、

是日、以正三位弓削御淨朝臣清人_二為_一檢校兵庫將軍。從四位下藤原朝臣雄田麿_二為_一副將軍。從五位下紀朝臣船守・從五位下池田朝臣真枚並_二為_一軍監。六位軍監二人。軍曹四人。

(《続日本紀》神護景雲二年(七六八)一月己亥条)

とあるように、道鏡の弟である清人を「檢校兵庫將軍」に任じることとしている。このような「將軍」職は、和銅四年に、

丙子、勅、頃聞、諸国役民、勞_二於造都_一、奔亡猶多。雖_レ禁_レ不止。

今宮垣未_レ成、防守不_レ備。宜_レ權立_二軍營_一禁_レ守兵庫。因_レ以_レ從四位下石上朝臣豐庭、從五位下紀朝臣男人・粟田朝臣必登等_二為_一將軍。

(《続日本紀》和銅四年(七一)九月丙子条)

とみえ、平城宮の垣が未完成な状態で兵庫の防衛が心許ないため、臨時に軍營を設け、さらに將軍を任命し、その守備に当たらせた、という事例がある。職員令義解六一左衛門尉条に「差科」の解釈として「謂、差_二配兵庫・大藏_一也」とあるように、本来兵庫を守衛するのは衛士の役割であったが、宮の垣すらない状態において、衛士のみでは不足と判断されたのだろう。しかし神護景雲二年の「將軍」は將軍・副將軍・軍監・軍曹を備えた、「權制」とは言い難いものであり、また「檢校」の職掌を冠しながら「將軍」という職名を持つていることから、武力をもって兵庫の出納に介入したものと解される。とはいえ、この職は他にみえず、道鏡政権が崩れた際に共に廃止されたのだろう。

一方で地方の兵庫の管理は、前章でみたように、養老職員令七〇大國条に規定される国司の職掌に「器仗」とあることから、まず収納物の管理者として国司が挙げられる。また養老軍防令四五在庫器仗条に「凡_レ在_レ庫器仗、有_レ不_レ任者、当_レ処長官、驗_レ実具状申_レ官。隨_レ状処_レ分除毀」とあるから、国司だけでなく郡司も兵庫内の兵器・儀仗の管理者として役割を与えられていたことが言える。そして兵庫そのものの管理については、

凡_レ軍団、各置_二鼓_一二面、大角二口、少角四口。通用_二兵士_一。分番教習。倉庫損壞須_レ修理_二者_一、十月以後、聽_レ役_二兵士_一。

(養老軍防令三九軍団置鼓条)

とあるように、軍団の兵庫が損壞した場合は十月以降に兵士を使得して修理することが認められており、また、

癸未、綠_レ停_二兵士_一、國府兵庫、点_二白丁_一、作_レ番令_レ守_レ之。

(《続日本紀》天平一年(七三九)六月癸未条)

とあることから、國府に置かれた兵庫は原則兵士が守衛していたこと、兵士が停止されていた天平一〜一八年の間は白丁が番交替で守衛していたことが知られる。そして延暦一年(七九二)に兵士が廃止されると、兵庫を守る人員として健児が設定された(七五五)。ただし大宰府管内は除外されていたため、引き続き兵士が兵庫を守っていたのだろう。

以上、本章では兵庫の実態面として、その成立・使途・管理をみてきた。中央の兵庫は推古朝頃までに成立し、以降、専ら儀式に使用するために皇居や行幸先に設置され、衛士が守衛し、左右・内兵庫(後に兵庫寮)や兵部省の管理を受けた。一方地方の兵庫は、大化元年に国造軍の兵庫として東国に設置されたのを嚆矢として、天

武一四年頃までに全国に普及したと考えられ、当然国衙や郡家で行われる儀式には儀仗も用いられたであろうが、中央に比べて実戦で使用する兵器の役割は格段に大きかった。そして国・郡・軍団の兵庫の建物は全て兵士によって守衛・修理され、収納物については国司・郡司・軍穀が直接的に管理しさらに兵部省で把握されていた。

ここまで、二章にわたって日本古代における兵庫の制度と実態をみてきた。ここでその意味について考えてみると、兵庫は律令にも規定され、唐律にも「武庫」とあるように律令国家の中に不可欠の存在であったが、小墾田宮の兵庫のように、律令を継受する以前から日本に存在していた。それは恐らく、権力の所在を示すために必要な施設だったからであろう。しかし律令制を取り入れ、中央集権国家となるためには、大小を問わず権力が散在していること、すなわち皇子や有力豪族が兵庫を所有している状態(上)は解消しなければならなかった。大化年間や天武朝の軍事的な諸政策は、兵庫によって地方の兵器を把握・管理し、さらに中央のために使える軍事力として編成するものであったのである。すなわち、古代日本における兵庫は、地方の勢力を削ぎ、中央の権力を増強させる過程で必須のものであり、律令施行後も地方へ中央の軍事力を及ぼすために必要な施設だったと言える。

三、大宰府と管内諸国の兵庫

(一) 大宰府の兵庫

大宰府自体に兵庫が存在したことは、『類聚三代格』に収められている次の官符からも明らかである。

太政官符

応交替検定府庫器仗事

右参議從四位上行大式藤原朝臣冬緒起請備、府庫器仗、依延曆年中官符旨、永為不動。余後雖年料修理頗有其數、而年代久遠、損壞不少。加以、甲冑等時有盜失。既為不動、未得趣開。因茲、曾加檢封、不得計知。望請、使權少武從五位上坂上大宿祢瀧守殊為朝使、依旧檢定修理損物者。仍太政官延曆十八年十月二日符、應交替分付一条云、件器仗、宜割元日威儀料安置別倉、每充用、自余兵為不動。但破損物須修理。宜一任之内、四度料置一少倉、限内修了、返納之事、申官待報。不得寄言不動、致有破損者。右大臣宣、奉勅、元日威儀料安置別倉、每充用、自余兵為不動等事、一依先符。但雖不動、理須附領。故先符云、不得寄言不動、致有破損者。而時有盜失。既為不動、未得輒開。曾加檢封、無由計知。可謂先任吏等不熟符旨之所也。宜前後之司交替檢定、破損之物隨即修理。又修理年料須前司修理之物、後司交替之次、便即檢納、新司應修之料、細選尤損之物、同以下充、立為恒例不勞言上。大野城器仗亦宜准此。

貞觀十二年五月二日

(類聚三代格) 卷一八(器仗事)

大宰府の兵庫の兵器・儀仗は、延暦一八年に不動となっており、修理や盗難に対応しようにも容易に開けられないため、朝使を任じて修理すべき物を検定するよう大宰大式である藤原冬緒が起請したもので、結果的に、大宰府官人の交替の際に検定し破損している物

はただちに修理することが決定されている。またここからは、延暦一八年以来、元日威儀に用いる儀仗のみ別倉に分けて保管し、毎年の使用が可能になっていたこともうかがえる。では、不動となった兵庫には具体的にどのような物が収納されていたのだろうか。

甲申、西海道巡警使武部少輔從五位下紀朝臣牛養等言、戎器之設、諸国所_レ同。今西海諸国、不_レ造_二年料器仗_一。既曰_二辺要_一。当_レ備_二不虞_一。於是、仰_二筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後・日向等国_一、造_二備甲・刀・弓・箭_一、各有_レ数。每年送_二其様於大宰府_一。

(『続日本紀』天平宝字五年(七六一)七月甲申条)

当初、西海道では年料器仗を製造していなかったが、辺要の地として不慮の事態に備えるために、この段階で筑前以下七ヶ国に製造が命じられ、見本となる様を大宰府に送ることが義務づけられた。したがって、大宰府の兵庫にはこうした管内諸国から送られてきた様の器仗が収納されていたことが判明する。様の器仗が送られていたということは、大宰府に器仗の質を検査する役職のあった可能性を思わせる。中央では、延喜式に、

凡諸国様器仗、皆先進_二兵部_一、即与_二寮官_一共加_二校閱_一。御覽記乃勘取。

(『延喜兵庫式』五様器仗条)

とあって、諸国から送られてきた様器仗は兵部省が兵庫寮の官人と共に校閲することになっていたからである。養老職員令六九大宰府条からは「城障・舟楫・戎器・諸宮作事」を職掌とする大工と少工が置かれていたことが知られ、また大宰府史跡からは政庁に隣接する場所(蔵司地区)で兵器とみられる大量の被熱鉄製品が見つか

り、府庫・兵庫の可能性を有する何らかの保管施設が存在したことが指摘されているが、これらは在地様式よりも中央様式に近いという(小嶋二〇一一)。兵器の製作地は判明していないが、大宰府で製造された可能性は十分にあり、そうした管内諸国だけでなく大宰府で製造された兵器が府庫、すなわち大宰府の兵庫に納められていたのだろうか。

また大宰府には、筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後から軍穀・選士・兵士が上番してきていた(松川二〇一一)。こうした軍事力は、兵庫の守衛にもあてられたものと考えられる。

(二) 管内諸国の兵庫

大宰府管内の諸国の兵庫について特に記述した史料は少ない。しかし、先に述べたように、天平宝字五年まで管内の七ヶ国には年料器仗の製造が認められていなかったため、それ以前は大宰府が製造していたと考えられる。そうすると、軍団に納められる兵士自備の兵器について、疑問が生じる。兵士の自備といっても、軍防令に規定されるような兵器を兵士として徴発された百姓が全て持っていたとは考えがたい。そのため、兵士は郡家に附属した工房などで製造されたものを估価で購入し、軍団の兵庫に納めたと考えられている(松本一九八六)。これは国郡で兵器を製造していることが前提であるが、管内諸国では大宰府が兵器を製造していたとなると、軍団兵士はどのように自備すべき兵器を用意したのであるか。考えられるのは、①兵士は大宰府まで行って兵器を調達した、②大宰府から管内諸国に兵器が送られた、③兵士の自備程度の兵器は国郡で製造されていた、という可能性だが、まず①は想像しがたいように思

う。③も、天平六年出雲国計会帳に「官器仗帳一卷」「百姓器仗帳一卷」とあるように、中央に把握されない兵器の製造は考えがたい。また、橋本裕氏は大宰府が兵器の製産能力を独占するために、管内諸国での兵器の製造を認めなかったのではないかと指摘している(橋本一九七六)。したがって、②が妥当な可能性とも思われるが、これについては次章で詳しく考えてみたい。さて以上は想像の域を出ないものであるが、六国史には大宰府管内諸国の兵庫について、いくつかの記事がみられる。

甲子、勅、大宰府去十二月廿八日奏云、対馬嶋言、今月六日新羅船三艘浮□西海。俄而一艘之船著於下県郡佐須浦。船有二十人。言語不通、消息難知。其二艘者、聞夜流去、未知所到。七日船廿余艘在嶋西海中。燭火相連。於是遂知賊船。仍殺先着者五人、五人逃走。後日捕獲四人。即衛兵庫、且発軍士。又遙望新羅、每夜有火光數処。由茲疑懼不止。仍申送者。為問其事、差新羅訳語并軍殺等、發遣已訖。且准旧例、應護要害之状、告管内并長門・石見・出雲等国、詔者。所奏消息、既是大事。虚実之状、続須言上。而久移年月、無所申。又要害之国、必発入兵、應疲警備。解却之事、期於何日。宜言其由。不得更怠。又量事勢、不足為慮。宜令停出雲・石見・長門等国護要害事。

(日本後紀)弘仁三年(八一二)正月甲子条)

賊船と見られる新羅船が現れたことが対馬から大宰府に言上され、大宰府から中央に奏上されたものである。この中で対馬は、賊船と判明した時点ですでに捕らえていた新羅人一〇人のうち五人を殺したが、残り五人には逃げられ、後日四人を捕らえたが残り一人は

まだ逃走を続けているため、兵庫を守衛し軍士を発動した、と述べている。事件が発生してから初めて兵庫を守衛したとは考えがたいため、おそらくは守衛をより堅固なものにした、ということだと考えられる。またこの記事には、対馬からの言上を受けた大宰府が新羅訳語と軍殺を派遣したことがみえ、前述した大宰府に上番していた軍殺がこうした軍事的危機に出勤する体勢だったことがうかがえる。また、

十三日甲午、先是、大宰府言、肥前国杵嶋郡兵庫震動。鼓鳴二声。決之善龜、可警隣兵。是日、勅令筑前・肥前・志岐・対馬等国島、戒慎不虞。又言、所禁新羅人潤清等卅人。其中七人逃竄。

(日本三代実録)貞觀二二年(八七〇)六月一三日条)

とあるように、大宰府管内諸国で兵庫に異変があった場合、まず大宰府に報告がなされることになっていたことが知られる。これは、六国史に記載される管内諸国の兵庫に関する記事が、ほとんどの場合大宰府からの言上という形であることからもうかがえる。加えて、この記事からは、管内諸国の兵庫の異変について、「善龜」を行える人材が大宰府にいたことがわかる。振り返ってみると、養老職員令六九大宰府条には確かに陰陽師一人が規定されている。条文では「占筮相地」を職掌としているが、上の記事からすると、こうした亀卜も行っていたのではないかと思われる。

以上、大宰府と管内諸国の兵庫についてみてきた。これを前章までに検討した中央と地方の兵庫の関係と比較してみると、次のような相似関係がみえてくる。

・地方から中央へ様の器仗が送られているように、大宰府へも管内

諸国から様の器仗が送られている。

・中央の兵庫は地方から上京した衛士が守衛したが、大宰府の兵庫も筑前など管内の六ヶ国から上番してきていた選士・兵士によって守衛されたと考えられる。

・地方で起きた兵庫の異変を中央で陰陽寮が占ったように、大宰府の陰陽師が管内諸国の兵庫で起きた異変を占っていたと考えられる。

しかしその一方で、相違点もみられる。たとえば、大宰府の府庫は延暦一八年に不動扱いとなっており、大宰府官人できえ容易に開けられなくなっていた点である。同じく延暦一八年には大宰府所部を除き烽火が停廃されており^(十七)、内憂外患が少なくなつた分、負担を減らして民力を疲弊から救おうとする政策の一環と思われる。また大宰府はその管轄内に九世紀まで存続する古代山城を抱えていた。そこに置かれた兵庫も、相似関係から逸脱した存在であろう。そこで、次章では古代山城、特に鞠智城の兵庫についてみていきたい。

四、鞠智城と兵庫

古代山城において、明確に兵庫の存在が知られるものは非常に少ない。前掲の貞観一二年太政官符に、「大野城器仗」とあり、次に挙げる貞観一八年太政官符に「城庫」とあることから、大野城に兵庫があつたことが知られる。

太政官符

応「大野城衛卒料米依」旧納「城庫」事「条々内」

右参議権帥従三位在原朝臣行平起請備、被「太政官貞観十二年二月

廿三日符」備、参議従四位上大式藤原朝臣冬緒起請備、除「五使料」之外、庸米并雜米総納「税庫」、毎月下行。若非「有」判行「輒」以下用、監当之官准「法科」罪者。官符之旨固有「宜」然。但至「于」件城、々辺人居、或屋舎頽毀、或人跡断絶。仍問「城司」等一、申云、此城衛卒四十人、料米毎月廿四斛、元米納「城庫」。余時城庫辺百姓等、遂「往」還之便、求「売」買之利。從「納」税庫「以来」、人衆無「レ」到、売買失「術」。百姓逃散、總而由「此」者。夫守「レ」城在「人」、聚「レ」人「レ」食。望請、件料米特納「城庫」者。右大臣宣、奉「レ」勅、依「レ」請。

貞観十八年三月十三日

(「類聚三代格」卷一八統領選士衛卒衛士仕丁事)

また鬼ノ城では炉底滓や使用痕跡のある砥石が出土しており、鍛冶工房が存在した可能性が強く、ひいてはそこで製産された兵器、それを収納した兵庫の存在が想像され、実際に倉庫跡が確認されているが、鬼ノ城そのものが文献史料に現れない(岡山県教育委員会二〇〇六、鈴木二〇一一)。その点、史料上に兵庫が明確に記述され、発掘調査からも兵庫の可能性のある遺構が見つかっている鞠智城は貴重な存在と言えよう。では、鞠智城の兵庫はどのような制度下でどのように機能したのであろうか。

まず、鞠智城の兵庫がいつ成立したのか、という点について考えてみたい。この点について、軍事機能が低下する九世紀の段階で兵庫が確認できることから、築城当初から設置されていたとする見解(五十嵐二〇一六)がある。しかし前章でみたように、大宰府管内諸国では天平宝字五年(七六一)まで年料器仗の製造は認められていなかった。また、大野城では八世紀以降、数次に分けて段階的に倉庫群が形成され、それらは郡衛正倉のあり方と類似性が認めら

れることから、内政的に稲穀を収納していたことが指摘されている（赤司二〇一四）。ここから、築城当初には鞠智城には兵庫が設置されていた可能性が浮上する。鞠智城で唯一出土している兵器は、六四号礎石建物跡から発見された鉄鎌である（熊本県教育委員会二〇一三）。この建物は、下層にも六六号礎石建物があり、周囲に溝が廻らされている。養老倉庫令一倉於高燥処置案に「側開池渠」とあることから考えて、倉庫ではないかと思われる。そして鎌は、養老軍防令七備戎具条に火、こに二張を兵士が自備するよう義務づけられている兵器である。とすると、この六四号礎石建物は兵庫である可能性が出てくる。この建物は鞠智城第三・四期（八世紀第一四半期後半―第三四半期、八世紀第四四半期後半―九世紀第三四半期）に確認されている。興味深いのは、管内諸国に年料器仗の製造が命じられた時期が鞠智城第三期に含まれる、ということである。すなわち、鞠智城の築城当初に城内に置かれていた倉庫は稲穀用の倉であり、兵庫は年料器仗の製造が可能になった時期に新たに建てられたものではないかという推測が可能となるのである。ここで文献史料をみてみると、天平宝字八年（七六四）正月に佐伯今毛人が大宰府の宮城監に任じられていることが知られる（七六五）。今毛人はこの後、同年八月に肥前守を兼ね（七六五）、翌天平神護元年（七六五）には築怡土城専知官に任じられ（七六五）、怡土城は神護景雲二年（七六八）に完成している（七六五）。この今毛人の任官は、鞠智城の兵庫建設と関連すると考えられないだろうか。この考えが妥当ならば、前章で積み残した、天平宝字五年以前に管内諸国の兵士がどのように兵器を自備したのかという問いに答えが与えられそうである。管内諸国で年料器仗が製造されず、また古代山城内に兵庫も

設けられなかったとなれば、兵士に国内の兵庫を守衛する任務は課されなかっただろう。管内諸国の兵士が担うべき役割は、大宰府に上番して兵庫を守ることであり、国府等官衛施設を守ることであり、兵士や軍穀が定期的に大宰府へ向かうならば、そこで兵器を調達することは可能であろう。つまり、前章で提起した①の可能性が考えられてくるのである。

右のように仮定したうえで、次に鞠智城の兵庫の制度・機能について考えてみたい。前にみたように、養老職員令七〇大因条には国守の職掌に「城牧」と「器仗」があり、鞠智城の文書上の管理者は国守、即ち肥後国守であったと思われる。しかし養老軍防令四五在庫器仗条に「当処長官」とあるように、郡司の長官も実際には管理に関わったと考えられる。そして大宰府管内であったため、その郡司・国司の上に大宰府が高位の管理者として位置していただろう。ここで少し言及しておきたいのは、前掲の貞観一八年太政官符に見える「城司」である。松川博一氏は「大野城の管理を専当していた主城」とそれを勾当していた監典等によって「大野城司」もしくは「主城司」と呼ばれる一司を構成していた可能性が高い」としている（松川二〇一八）。主城は弘仁一四年（八二三）に大宰府の主厨と主船を廃止して設置されたものである（七六五）。しかし弘仁一四年に二員が設置され、承和七年（八四〇）に一員に削減されているため、その管轄が大野・基肄・鞠智の三城全てに及んでいたとは考えがたい。やはり、天安二年の兵庫の鼓が鳴った記事に「肥後国言」とあるように、鞠智城の管理は肥後国守によって行われたと考えるのが妥当であろう。

また、機能については、兵庫の設置理由とも関連するであろう。

八世紀後半は新羅との関係が悪化した時期であり、前述の怡土城の築城などはそうした情勢下で行われた。板楯和子氏はそうした中で、内陸部に所在する既存の山城ではなく、玄界灘沿岸部の新城である怡土城に防衛の重点が移されたとしている（板楯二〇一二）。とすれば、この時期に置かれた鞠智城の兵庫は、そうした軍事的緊張に対応して製造された兵器を貯蓄し、防衛拠点に提供するためのものだったのではないだろうか。

では、八世紀後半の新羅との軍事的緊張の中で建設された鞠智城の兵庫は、なぜ九世紀まで存続したのだろうか。最後にこの点について考えてみたい。冒頭に史料を挙げたように、九世紀以降に登場する鞠智城の兵庫は、全て怪異記事の中で語られている。この「兵庫の中の物が自然に音をたてる」という現象については、史料上最初に見られるのは宝亀十一年（七八〇）に左右兵庫の鼓が鳴った記事である^{〔三十三〕}。この時の対処については不明だが、その次の天応元年（七八一）の事例は、三月に美作国苦田郡で兵庫が鳴動し、伊勢国鈴鹿関で西中城の門の大鼓が自然に鳴った^{〔三十四〕}。ただでなく、四月には左兵庫の兵器が自鳴した、というものだった。ちょうどこの時、天皇は不予の状態にあり、これらを受けて政府は伊勢・美濃・越前に官人を派遣し、固圜させている^{〔三十五〕}。これ以降、中央・地方を問わず兵庫やその収納物が自然に音をたてるという現象は史料中にたびたびみられるが、注意されるのは、初見記事が宝亀年間であり、鞠智城に兵庫が設置されたと考えられる時期の後であることである。このことから推測されるのは、兵庫が古代の政府にとって、天皇の身体や内憂外患を占う重要な装置として認識されていたのではないか、ということである。すなわち、当初現実に迫る軍事的な

要請から造られた鞠智城の兵庫だったが、その危機が去った後も、新たに兵庫に付された象徴的な意味のために、永く存続したと考えられるのである。実際、鞠智城の兵庫の鳴動は政府の新羅海賊に対する認識と関連することが指摘されている（野木二〇一七）。

おわりに

以上、四章にわたり日本古代の兵庫と鞠智城について検討してきた。以下に結論を簡単にまとめ、結びとしたい。古代日本では律令制導入以前から兵庫が存在し、その重要性は唐よりも高いものだった。なぜなら、古代日本の律令国家はその前段階として、地方の兵庫によって全国を掌握するという手段をとったからである。政府は地方の兵庫とその収納物である兵器を徹底的に把握することで、全国支配を行おうとしたのである。こうした中央と地方の兵庫の関係は、大宰府と鞠智城の所在する管内諸国の兵庫でも相似のようにもみられるが、大宰府管内独自の部分もあった。その一つが、九世紀まで存続した古代山城の兵庫である。その中で鞠智城の兵庫は、築城された当初には置かれず、八世紀後半、新羅との緊張が高まった時期に設置された可能性が考えられ、その後軍事的な要請が薄らいだ後も、中央の地方支配や対外関係を占う象徴的な意味を持たされて存続した。鞠智城の兵庫は、古代日本における兵庫の意義を考えるうえで重要な視点を与えてくれる貴重な存在だということができよう。

- (一) 職員令義解六一左衛士府案に、「差科」について「謂、差配兵庫・大藏之類也」とある。
- (二) 職員令集解二四兵部省案所引六記に、「兵器・儀仗者、諸国造兵司所造也。兵庫者不_レ掌」とあり、兵部省が掌るのではないとの解釈が示されている。
- (三) 注(一)参照。
- (四) 職員令集解六四左兵庫寮案所引令根に、「案、暲涼之時、中_二兵部、々々申_一官、官奏_二請論_一暲涼」とある。
- (五) 兵役は折衝府の置かれていた州の民にのみ課されていた。この点、日本とは大きく異なる。
- (六) 『唐律疏議』卷一五
- (七) 『日本書紀』推古三二年是歲案
- (八) 日本古典文学大系『日本書紀』下 四七五頁頭注
- (九) 『日本書紀』天武二年二月庚午条「又詔曰、凡都城宮室、非_二一処、必造_二兩參_一。故先欲_二都_一難設。是以、百寮者、各往之請_二家地_一」
- (十) 『己未、遣_二使連平城宮兵器於興原宮_一』(天平二年閏三月己未条)、『己丑、始連_二平城器仗_一、取_二置於恭仁宮_一』(天平二年二月己丑条)、『戊戌、連_二恭仁宮兵器於平城_一』(天平二年二月戊戌条)
- (十一) ただし、跡記はこの部分「此戈、元日威儀所用。但其戈私造備耳」と述べ、使用者が私的に準備するものと解釈している。
- (十二) 『類聚三代格』卷四 加減諸司官員并廢置事 大同三年正月二〇日太政官符
- (十三) 『類聚三代格』卷四 廢置諸司事 寬平八年九月七日太政官符
- (十四) 『類聚三代格』卷四 廢置諸司事 昌泰元年一〇月五日太政官符
- (十五) 『類聚三代格』卷二八 健兒事 延暦一年六月一四日太政官符

(十六) 『日本書紀』皇極三年二月条には蘇我蝦夷・入鹿の邸宅で門傍に兵庫が造られていたことが書かれている。また大海人皇子は天智一〇年一〇月庚辰条に、東宮を辞して出家した際、私の兵器を全て司(おほやけ)に納めた、とある。

- (十七) 『類聚三代格』卷一八 間并烽候事 延暦一八年四月一三日太政官符
- (十八) 『続日本紀』天平宝字八年正月己未条
- (十九) 『続日本紀』天平宝字八年八月己巳条
- (二十) 『続日本紀』天平神護元年三月辛丑条
- (二十一) 『続日本紀』神護景雲二年二月癸卯条
- (二十二) 『類聚三代格』卷五 加減諸司官員并廢置事 承和七年九月三日太政官奏

政譜奏

- (二十三) 『続日本紀』宝龜一年一〇月癸巳条
- (二十四) 『続日本紀』天応元年三月乙酉条
- (二十五) 『続日本紀』天応元年四月己丑朔条(二十五)『続日本紀』天応元年四月己丑朔条

引用・参考文献

- 赤司善彦 二〇一四「古代山城の倉庫群の形成について―大野城を中心に―」『東アジア古文化論叢』二、中国書店
- 五十嵐基善 二〇一六「西海道における武具の生産・運用体制と鞠智城」『鞠智城と古代社会』第四号 熊本教育委員会
- 石母田正 一九七一「日本の古代国家」岩波書店
- 板橋和子 二〇一二「肥後国」と「鞠智城」『鞠智城跡Ⅱ』熊本県文化財調査報告 二七六
- 大高広和 二〇一三「八世紀西海道における対外防衛政策のあり方と朝鮮式山

城』『鞠智城と古代社会』第一号 熊本県教育委員会

岡山県教育委員会 二〇〇六 『国指定史跡 鬼城山』岡山県埋蔵文化財発掘調

査報告二〇三

熊本県教育委員会 二〇二二 『鞠智城跡Ⅱ』熊本県文化財調査報告二七六

小嶋 萬 二〇二一 『大宰府の兵器―大宰府史跡蔵司地区出土の被熱遺物―』九

州歴史資料館 研究論集 三六

鈴木拓也 二〇二一 『文献史料からみた古代山城』『条里制・古代都市研究』二六

磯波 護 二〇一六 『均田制と府兵制』『隋唐都城財政史論考』法蔵館

奈良文化財研究所 二〇二七 『飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅴ 藤原京左京六条三

坊の調査 本文編』奈良文化財研究所学報第九四冊

野木雄大 二〇一七 『十世紀における国家軍制と鞠智城』『鞠智城と古代社会』

第五号 熊本県教育委員会

橋本 裕 一九七六 『大宰府管内の軍団制に関する一考察』『律令軍団制の研究

増補版』一九九〇年

林部 均 二〇〇六 『飛鳥の宮と藤原京 よみがえる古代王宮』吉川弘文館

松川博一 二〇二二 『大宰府軍制の特質と展開―大宰府常備軍を中心に―』

『九州歴史資料館 研究論集』三七

二〇一八 『律令制下の大宰府と古代山城』『九州歴史資料館 研究論

集』四三

松本政春 一九八六 『郡司の軍事指導とその基盤』『律令兵制史の研究』清文堂

出版 二〇〇二年

二〇〇三 『藤原仲麻呂の乱と兵庫』『奈良時代軍事制度の研究』塙書房

向井一雄 二〇一七 『よみがえる古代山城 国際戦争と防衛ライン』吉川弘文館

吉水匡史 二〇〇七 『律令軍団制の成立と構造』『律令国家の軍事構造』同成社

二〇一六年

平安時代の鞠智城周辺の国内情勢

里 館 翔大

はじめに

鞠智城は、六六三年の白村江の戦いの敗戦後に、肥後国菊池郡（現、熊本県山鹿市・菊池市に所在）の丘陵に築かれたとされる古代山城の一つである。近年の発掘成果により、その変遷はV期に分類され、七世紀第3四半期～一〇世紀第3四半期のおよそ三〇〇年もの間、存続・機能していたと考えられている⁽¹⁾。

しかし、文献史料上、鞠智城（菊池城）は、文武二年（六九八）・天安二年（八五八）・元慶三年（八七九）の記事にしかみえない。そのため、これまで、発掘成果を基に、西海道全域と絡めて、軍事・仏教・対外関係・天災・交通・米の生産と備蓄・ほかの山城との関係性など、多角的な観点から多くの研究成果が出されてきた。

九世紀以降、平安時代における鞠智城がどのように機能していたのかについても当然、議論されてきたのであるが、その議論は、軍事・対外関係・米の生産と備蓄（不動倉の存在）が中心であり、特に、対外関係からの検討が多い。一方で、どのような人々が鞠智城を利用し、管理していたのか。また、肥後国府との関係性はどうか。九世紀末から生じ、一〇世紀には制度として確立していく受領制度の隆盛との関係性はどうか。つまり、国内情勢から平安時代の鞠智城を考察した研究成果は意外に少ないのである。鞠智城が九世紀以降も機能を変えながらも存続し、一〇世紀第3四半期に廃城に

至った経緯を考える上で、国内情勢からの考察は必要不可欠である。

そこで、本稿では、平安時代の鞠智城がどのように管理され、廃城に至ったのかを考えるために、従来、特に重要視されてきた対外関係からではなく、国内情勢からアプローチを試みる。具体的には、これまで深く議論されてこなかった不動倉・不動穀の「開用」問題と肥後国府の変遷から、鞠智城が重層的な体制で管理され、鞠智城の衰退・廃城と肥後国府の展開とがリンクしていたことを明らかにしていく。

一、平安時代の鞠智城に関する先行研究と課題

(一) 鞠智城の変遷

鞠智城の初見史料は、次の「史料1」の文武二年（六九八）五月甲申（二五日）の記事である。大宰府に対して、大野城・基肄城・鞠智城の修繕を命じている。「日本書紀」によれば、天智四年（六六五）八月に、長門国に城、筑紫国に大野城と椽（基肄）城を築城する記事がみえるので、おそらく、同時期に鞠智城も築城され、およそ三〇年後に修繕が命じられたと考えられる。

【史料1】『続日本紀』文武二年五月甲申（二五日）条

甲申。令大宰府繕治大野・基肄・鞠智三城。

「はじめに」で述べたが、鞠智城はⅠ～Ⅴ期に区分されることがわかつてゐる。各区分の性格は次の通りである¹¹⁾。

Ⅰ期（七世紀第3四半期～第4四半期）

創建期。大野城・基肆城とほぼ同時期に創建されたとする。城門・土塁・掘立柱建物・貯水池など、城としての最低限の機能を備える。

Ⅱ期（七世紀末～八世紀第1四半期の前半）

隆盛期。「L」字形掘立柱建物を配置した管理棟的建物群とそれらを取り囲む区画溝が出現。八角形建物や総柱建物も配置。土器の出土量が最多であることから、城の管理・運営に多くの人員が配置された。

Ⅲ期（八世紀第1四半期の後半～第3四半期）

転換期。総柱建物が小型礎石を使用した礎石建物に建て替えられる。現在の発掘調査段階では、出土土器の空白期に当たることから、必要最小限に維持・管理された。

Ⅳ期（八世紀第4四半期～九世紀第3四半期）

変革期。管理棟的建物群の消失や貯水池中央部の機能低下がみられる。礎石建物に使われる礎石が大型化し、食糧などの備蓄機能が主体となると考えられる。能登原孝道氏によれば、八世紀後半～末に菊池川中流域において古代集落が一斉に展開し、生産力が向上したこと、貯蔵場所として鞠智城が期待されるようになったとい

う¹²⁾。

Ⅴ期（九世紀第4四半期～一〇世紀第3四半期）

終末期。建物の数が減少し、一〇世紀第1四半期～第2四半期には出土土器はみられず、機能そのものが低下し、廃城に至るとされる。しかし、大型の礎石建物を建て直したり、一〇世紀第3四半期の土器も少なからず出土していることから、廃城に至るまでも食糧などの備蓄機能は存続していた。

(二) 平安時代の鞠智城の特徴

前節の区分と九世紀中後期の文献史料から、平安時代の鞠智城の特徴として、次の点が指摘されている。

①・九世紀第3四半期～第4四半期の出土土器の数量は比較的多い。

②・一〇世紀第1四半期～第2四半期の土器は出土していないが、第3四半期の土器は少なからず出土している。

③・①、②の時期に管理棟的建物群が消失し、礎石が大型化する。備蓄機能が主体となる。

④・次の「史料2」～「史料4」から、鞠智城の「兵庫」が鳴動し、「不動倉」が焼失していた。

以上の①～④の指摘を前提として、従来、対外関係と食糧備蓄機能の視点から、平安時代の鞠智城が考察されてきた。次節にて、その成果をまとめ、課題も提示したい。

「史料2」『日本文徳天皇実録』天安二年（八五八）二月丙辰（二四

日・丁巳(二五五) 条

丙辰。肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。

丁巳。又鳴。

〔史料3〕『日本文徳天皇実録』天安二年六月己酉(二〇日) 条

己酉。大宰府言、去五月一日、大風暴雨、官舎悉破、青苗朽失、

九国二島尽被・損傷。又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動

倉十一字火。

〔史料4〕『日本三代実録』元慶三年(八七九) 三月一六日丙午条

(前略)。又肥後国菊池郡城院兵庫戸自鳴。

(三) 対外関係と鞠智城の機能・性格

「はじめに」で述べたが、平安時代の鞠智城に関する先行研究は軍事・対外関係・米の生産と備蓄(不動倉の存在)、その中でも、特に対外関係からの考察が多い。

すでに、加藤友康氏が「新羅と関連する日本国内の対応」という略年表を作成し、指摘しているが、九世紀はじめの弘仁年間からおわりの寛平年間まで、新羅海賊を含め多くの新羅の人が西海道近海に現われている⁽⁹⁾。中央政府は、新羅海賊の活動に危機感を抱き、特に、新羅に近い対馬嶋・志岐嶋の防備を当初固めていった。しかし、九世紀後半の貞観・寛平年間には、貞観十五年(八七三)に渤海遣唐使船が天草に漂着した事件をきっかけに⁽¹⁰⁾、徐々に危機感⁽¹¹⁾が有明海方面、つまり、肥前国・肥後国に移っていったという。

以上の加藤氏の論点の背景には、石井正敏氏の見解がある⁽¹²⁾。

石井氏は、先の渤海遣唐使船の天草漂着が、有明海防衛の拠点としての鞠智城の存在意義を「改めて」認識させた、という。「改めて」とあるので、防衛拠点としての存在意義の認識が、創建以来、九世紀後半まで通じてあったわけではないことをほのめかしている。

石井・加藤両氏がいう「緊張関係の発生場所の「移動」」は、貞観一八年に五島列島の行政的地位を上げるように中央政府に上申したことからも、防衛態勢の強化に迫られていることがわかる⁽¹³⁾。

また、野木雄大氏は、一〇世紀の軍制を軸に、平安時代の鞠智城の存在意義を考察した⁽¹⁴⁾。野木氏は、平安時代の鞠智城は備蓄機能が主体であったが、九世紀後半・一〇世紀にかけて、新羅海賊対策として、再び鞠智城は「城」としての機能、つまり防衛機能が主体となったと指摘する。

通時代的に防衛拠点として機能していたわけではなく、Ⅲ期以降は備蓄機能が主体となっていたことは認められる。しかし、九世紀後半からは、新羅海賊の動きに中央政府が危機感を抱き、また、事件の発生場所が有明海側に移っていったことから、鞠智城が再び防衛拠点として再認識されていったと考えられたのである。〔史料2〕⁽¹⁵⁾「史料4」にみえる「菊池城院」の「兵庫」鳴動記事も、対外的危機に対する喚起と結びつけられるのである⁽¹⁶⁾。

一方で、九世紀後半における中央政府の対外的危機と鞠智城の存在を直接結びつけることに疑問を呈する意見もある。榎本淳一氏は、鞠智城は、防衛機能が比較的高く、交通の要衝にあつたことから、貯蔵施設として九世紀以降も存続したと指摘した⁽¹⁷⁾。そして、九世紀以降の鞠智城の管理主体は菊池郡であると提言した。この点に関連して、五十嵐基善氏も、「兵庫」自体は置かれていたものの、

鞠智城に大量の武器が置かれていたとは考えにくく、その管理はすでに大宰府ではなくなっていたと指摘している(二二)。

また、榎本氏は、九世紀後半に対外的危機意識が高まったことは認めつつも、すでに七世紀末のように国土侵略は想定しておらず、山城も本来必要ないと考え、対外的危機と鞠智城の存続とを直接結びつけられないと指摘した。Ⅲ期の出土土器空白期を参考するに、性格がすでに変化しており、防衛拠点としては認められないという。

榎本氏は、自説の根拠として、『類聚三代格』にみえる弩・弩師設置記事を挙げている。『類聚三代格』巻五によれば、弘仁・承和・貞観・元慶・寛平・昌泰と、日本海側を中心に弩・弩師が設置されていることがわかる。その内訳は次の「第一表・弩師の設置」の通りである。

番号	年月日	国名	内容
一	弘仁三年四月二日	鎮守府	弩師一人
二	弘仁五年五月二日	大宰府	史生一人を弩師
三	承和四年二月八日	陸奥国	弩師
四	承和五年七月二五日	老岐嶋	史生一人を弩師
五	貞観二年三月七日	隠岐国	史生一人を弩師
六	貞観二年一月二九日	長門国	史生一人を弩師
七	貞観二年五月一九日	出雲国	権史生を弩師に補任

八	貞観二年七月一九日	因幡国	史生一人を弩師
九	貞観三年八月二六日	伯耆国	史生一人を弩師
一〇	貞観一七年一月二三日	石見国	史生の公麻呂を弩師に
一一	元慶三年二月五日	肥前国	史生一人を弩師
一二	元慶四年八月七日	佐渡国	弩師
一三	元慶四年八月二日	越後国	史生一人を弩師
一四	寛平六年八月二日	能登国	史生一人を弩師
一五	寛平六年九月二三日	大宰府	史生をもう一人、弩師に
一六	寛平七年七月二〇日	越前国	史生一人を弩師
一七	寛平七年一月二日	伊予国	史生一人を弩師
一八	寛平七年二月九日	越中国	史生一人を弩師
一九	昌泰二年四月五日	肥後国	史生一人を弩師

基本的に、大宰府・陸奥国の鎮守府や老岐嶋(対馬嶋もカ)は九世紀前半に、九世紀後半、つまり、新羅海賊の動きが活発になるに
 応じて、北陸道・山陰道のほか、西海道では肥前国・肥後国に設置
 された。榎本氏は、肥後国の弩師の設置が昌泰二年(八九九)四月
 五日と九世紀最末期であることに着目し、あまりにも対応が遅いこ

とから、肥後国にある鞠智城が防衛拠点として期待されたとは認められないとする。

以上のように、対外関係と鞠智城の関係については、なお、議論が尽きないところである。しかし、九世紀後半に新羅海賊に対して危機感を抱いた点は共通に認識されている。また、石井・加藤両氏も、実際に鞠智城が防衛機能を主体とさせた、というよりも、その存在意義に関して、防衛拠点の認識が強まった、という理解である。

私も実際に、九世紀後半以降も鞠智城が防衛拠点としては機能しなかったと考える。しかし、「兵庫」鳴動は対外危機を示す装置として働き、また、食糧を備蓄している点からは、後述する賑恤のみならず、兵糧としても期待されていたのではないかと考える。防衛機能は主体ではなかったものの、対外危機に対する防衛において、補助的な役割を担ったことまでは否定できない。

(四) 食糧備蓄機能と班給

鞠智城の機能は、Ⅲ期以降変化していき、食糧備蓄機能が主体となったと考えられている。菊池川中流域において古代集落が展開し、生産力が向上し⁽¹¹⁾、礎石・総柱建物へと建て替わり、礎石も大型化していく。また、文献史料からは、「史料3」をみるに、少なくとも十一字の不動倉が存在していたことが知られる。従来、この不動倉の機能も検討されてきた。

そもそも、不動倉とはなにか。渡辺晃宏氏によれば、動用倉が満ち、一定の時期を経たならば不動倉になるという。また、同一ブロック内に不動倉ができたら、次は別のブロックで貯蓄が開始される

この不動倉に納められた穀を不動穀という。不動穀は、「遠年之備、非常之備」であり、「尋常之時、不可⁽¹²⁾賑用⁽¹³⁾」とあり⁽¹⁴⁾、主に災害時の賑恤などに利用された。

基本的理解をおさえた上で、鞠智城の不動倉に論点を戻す。赤司善彦氏は、「史料2」の「史料4」に「鞠智城」ではなく、「菊池城院」とあることから、郡家の正倉院のように一院を構成しており、「史料3」から、十一字以上の不動倉が存在し、備蓄機能が主体となっていた。そして、兵糧や天変地異に備えられたと指摘する⁽¹⁵⁾。

わざわざ、鞠智城に備蓄する理由は、交通の要衝にあり、かつ、丘陵上に位置することから、低地における河川の氾濫などの災害、もしくは、盗賊による被害を受けなくてすむからであろう⁽¹⁶⁾。井上和人氏の言葉を借りれば、丘陵上にもかかわらず、平坦地があり、使い勝手が良い⁽¹⁷⁾のである。

さて、鞠智城に不動倉が存在し、その設置理由も地理的観点からうかがえるが、実際に、その不動穀はどのように利用されたのだろうか。この点については、文献史料上、また、出土文字資料上にも見え、具体的な様相はわかっていない。しかし、手がかりとなる資料はいくつか残っている。まず、二つの木簡をみていく。

まず、直接、不動穀に関わるのかは不明だが、鞠智城跡にある貯水池から、次のような木簡が出土している。これは荷札木簡で、「人名十(米)五斗」の記載様式と考えられている。出土した層は、七世紀第三四半期〜八世紀第四半期の間とされる⁽¹⁸⁾。不動穀かどうかはわからず、年代も絞りきれないが、米の運搬が認められる。

〔史料5〕鞠智城跡の貯水池跡より出土した木簡 (二九)

次に、大宰府跡の不丁官衙地区より出土した天平期と考えられている木簡が目される。「筑前・筑後・肥等の国に班給せんが為、基肄城の稲穀を遣はず」と訓め、基肄城の稲穀を筑前・筑後・肥の三国に班給するように、という内容である。そして、大宰府の三等官である大宰大監の正六位上田中朝臣某が派遣されたと思われる。佐藤信氏は、この木簡に着目し、基肄城に稲穀が納められており、城が大宰府の管理下にあつて、西海道全体にかかわる機能を果たしていた、と指摘し、鞠智城も同様の機能を有していたのではないかと想定する⁽¹¹⁰⁾。

〔史料6〕大宰府跡の不丁官衙地区より出土した木簡⁽¹¹¹⁾

・為班給筑前筑後肥等国遺基肄城稲穀隨 大監正六位上田中朝臣

二六四×三四×六〇一一

以上のように、鞠智城の不動倉は認められ、食糧備蓄機能を有していたことは相違ないだろう。そして、鞠智城そのものの立地の良さから、その機能は十二分に働いていたと思われる。

しかし、実際にどのように利用されたかは資料上わかっていない。そのため、先の対外関係からの視点に比べ、不動倉と不動穀という、いわば国内情勢から平安時代の鞠智城を考えた研究は少ないのである。また、備蓄については、不動倉そのものは取りあげられても、実際の機能面や、倉、ひいては城の管理主体についての問題（平安時代の鞠智城は大宰府の管理下より離れたのかどうか）も議論が

尽きず、なお、検討の余地がある。

その中でも、機能面については、佐藤氏の指摘は、非常に重要であることは間違いないが、八世紀前中期の天平期の木簡であることは留意すべきである。

以上の課題を克服するため、ある有名な記事から、鞠智城の不動穀の利用実態に迫り、これまで、鞠智城の考察に活用されなかった不動倉の「開用」問題に触れて、鞠智城の管理主体についても言及していく。

二、不動穀の活用と不動倉・不動穀の「開用」許可、管理主体

(一) 災害における不動穀の利用

これまでも指摘されてきたが⁽¹¹²⁾、次の〔史料7〕と〔史料8〕から、肥後国では、官舎・民家は崩れ、人民・家畜は数えられないほど死に、河川の氾濫によって六郡、田園数百里が水没し、官物の五、六割は喪失した。そこで、勅が下り、中央政府から大宰府に対して、被害が尤も大きい被災地に対して、「遠年稲穀」、つまり不動穀四〇〇〇斛を周給し、賑恤を加えることなどの命が下ったのである。この災害は大きな影響を呼んだのか、以後、各神宮に対しての奉幣が行なわれた⁽¹¹³⁾。

〔史料7〕『日本三代実録』貞観一一年七月一四日庚午条

是日、肥後国大風雨、飛拔樹、官舎・民居転倒者多。人畜庄死不可勝計。潮水漲溢、漂没六郡。水退之後、搜「官物」、十失五、六焉。自「海至」山、其間田園数百里、陷而為「海」。

〔史料8〕『日本三代実録』同年一〇月三日丁未条（太子傍線は筆者）
是日、勅曰、妖不自作、其来有由。靈譴不虛、必応「社政」。如「聞」、肥後国迅雨成暴、坎德爲災。田園以之淹傷、里落由其蕩尽。夫一物失所、思切「納降」。千里分憂、寄「歸牧宰」。疑是「鼠猥」、吏化乖「宜」。方失「心」、致此變異。賊。昔周郊「假苗」、感罪「己而弭患」。漢朝壞室、抛「修德」以攘「災」。前事不忘、取「鑑」在此。宜施「以德政」、救「彼凋殘」。令「大宰府」其被害尤甚者、以「遠年」補殺四千斛。周給「之、勉加」存恤、勿「令」失。又壞垣、毀屋之下、所「有屍屍」乱骸、早加「取埋」、不「令」露。

さて、検討すべき点は、この「遠年補殺四千斛」がどこから出されるのかについてである。中央政府↓大宰府に命が下ったので、当然、周給をする主体者は大宰府である。また、不動殺の利用が指定されている。

私は、この不動殺の出どころの中に鞠智城の不動殺も含まれていたのではないかと考えている。ただ、当然、鞠智城のみでは賄うわけではないだろう。

しかし、史料上、鞠智城どころかこの不動殺を利用するかもでは明らかではない。そもそも、被災地は肥後国である。被災地の不動殺を利用するよりも、被害に遭っていない国のものを使うべきではないかとの批判も当然であろう。だが、鞠智城は丘陵上にあり、河川が氾濫しても問題は無い。不動殺を貯蓄するのに使い勝手が良い場所である。実際、「史料7」では、「海より山に至りて」、その間の「田園数百里」が水没したとある。あくまでも水没したのは、海から丘陵を含む山の間であり、山自体は水没の被害に遭っていない。

一方、次章にて述べるが、肥後国府は鞠智城より南に位置し、現在の熊本駅周辺にあつたと考えられている。通説では、この貞観一年の台風被害によつて、白川が氾濫し、官物が喪失したとされる。実際、史料上でも、官物の喪失は明記されている。しかし、鞠智城については、その不動殺が被害を受けたとまでは明記されていない。つまり、鞠智城は台風の被害に遭つていない蓋然性は十分高いと考える。たやすく用いることが禁じられ、遠年の儲けである不動殺が被害を受けた場合、中央政府側にもその旨を伝えるはずなのではないだろうか。

また、田園数百里も水没し、肥後国府の官物も喪失し、事は一刹を争う状況である。そのような逼迫した状況下にて、被災国にもかかわらず、被害に遭わずに済んだ蓋然性が高い鞠智城の不動殺を利用することは、迅速に対処できる最良の手段であつたはずである。ただ、先にも述べたが、当然、鞠智城の不動殺のみで賄つたものでは考え難いので、まずは、迅速に鞠智城の不動殺を、そして、後から、大宰府管内諸国から肥後国へ不動殺を周給させたのではないだろうか。

史料に制約があり、想定外の域を出ないが、史料中に、官物の被害しか明記されていない点、河川の氾濫に遭わない鞠智城の立地という点、交通の要衝にして、ほかの国よりも迅速に不動殺を周給できる点を想定すれば、貞観一年の災害において、鞠智城の不動殺が賑恤のために利用されたことは十分想定可能である。

（二）不動倉・不動殺の「開用」許可と管理主体

前節までに指摘してきた通り、九世紀以降の鞠智城は、創建当初

に期待された防衛拠点である城ではなく、不動倉を有し、食糧備蓄拠点として期待されていた。また、想定範囲ではあるが〔史料7〕・〔史料8〕より、肥後国の台風被害の際に、鞠智城の不動殺が賑恤として周給された可能性を指摘した。ただ、賑恤のみならず、九世紀後半における新羅海賊たちの動向とその対策から、兵糧としての利用も期待されたものとも考えられる。

さて、先の想定がかなえば、緊急事態とはいえず、〔中央政府↓大宰府↓菊池郡↓鞠智城〕という行政命令の執行過程が形成されていたことが想定できる。九世紀では、すでに鞠智城を管理していたのは、菊池郡であるとの見方も提示されているが〔四〕、この執行過程が想定できれば、現地管理は菊池郡であっても、不動殺を使用する最終決定権は大宰府が持っていたと考えられる。

しかし、私は、鞠智城の管理について、菊池郡のみならず、当然、肥後国、つまり、肥後国司も関与していたと考ええる。

先の不動殺の周給は緊急事態であるため、〔中央政府↓大宰府↓菊池郡↓鞠智城〕という執行過程の形成を想定したが、本来、鞠智城の不動殺を用いる場合は、〔中央政府↓大宰府↓肥後国↓菊池郡↓鞠智城〕という重層的な執行過程が作用していたのではないだろうか。不動殺という面から肥後国が鞠智城の管理に携わっていたことを指摘できる理由を不動倉・不動殺の「開用」から考えていく。次の〔史料9〕は貞観八年（八六六）二月八日の太政官符である。

〔史料9〕『類聚三代格』卷八不動動用事、貞観八年二月八日太政官符（カギ括弧は筆者）

太政官符

応禁制開用不動殺一事

右、不動之物国家貯積。非有官符何般開用。而頃年之間、諸国司等寄事公用、不待報符、且言且開、須加科責令慎將來、官量權宜、許而不責、積習為常。寔可懲肅。右大臣宣、奉勅、宜早下知莫令更然。若猶不悛、科以違勅。不置寬宥。」

貞観八年十二月八日〔三代実録第十三〕

この官符によれば、不動殺は「国家貯積」の物であり、太政官符
「報符」太政官側の許可が無ければ、たやすく「開用」することはできないという。しかし、諸国の国司は「公用」であると称して、太政官符を待たずに「開用」してしまう。太政官側もその罪を責めない状況が続いている。そこで、今後は規制を強化する、という〔五〕。

「開用」とは文字通り、不動倉を「開き」、不動殺を「用いる」とことである。原則として、不動倉・不動殺を「開用」するためには、まず、国司が太政官、つまり中央政府側に申請をし、その申請に対して許可が降りなければ、「開用」することはできないのである。九世紀後半には、運用に弛緩がみられてきたので、厳正化するに至ったのである。

時代は下るが、摂関期においても、なお、国司（特に長官である受領）が「開用文」を提出し、中央政府側の許可を求めていることが知られている〔六〕。貞観八年太政官符の原則の厳正化が二世紀はじめにおいても有効であったことがうかがえる。

以上の点を考慮すれば、Ⅳ期・Ⅴ期の鞠智城の不動倉についても、たとえ、現地管理が菊池郡であっても、「開用」には肥後国司を通

さなければならなかったはずである。つまり、不動倉の管理に肥後国が関与していたと考えられる。そのため、本稿では、通常の鞠智城の不動倉・不動穀の「開用」においては、「中央政府↓大宰府↓肥後国↓菊池郡↓鞠智城」という重層的な執行過程が形成されていたと考えらる。

しかしながら、先の緊急事態においては、官物の五く六割が喪失してしまっている。つまり、国府も被害を受けていたのである。この点については、次章で触れるが、肥後国府はこの災害の影響により白川が氾濫し、そのせいで一時的に移転したと考えられている。そのような状況下であれば、鞠智城の不動穀を周給したと想定した場合、とてではないが、「中央政府↓大宰府↓肥後国↓菊池郡↓鞠智城」という執行過程をわざわざ経るとは思えない。先の緊急事態においては、「中央政府↓大宰府↓菊池郡↓鞠智城」と、大宰府が菊池郡に直接執行命令を下したと考えるべきであろう。

いずれにせよ、平安時代の鞠智城の管理は、重層的であったのである。この点は、一章二節に挙げた「史料2」も「史料4」の記述からもうかがえる。「史料2」では、「肥後国」が菊池城院の「兵庫」鳴動について申言し、「史料3」では、「大宰府」が申言し、「史料4」では、「郡」と明記されている。また、「史料4」で前略した部分は、豊前国の八幡大菩薩（＝宇佐神宮）についての記事のため、大宰府が豊前国と肥後国について中央政府に申言したのである。鞠智城を含め、大宰府が管内諸国の取りまとめをしていたことが、これらの史料群からもうかがえるのである。しかし、「肥後国」や「郡」と明記されていたことから、直接の現地管理は国・郡が行っていた。ここに、鞠智城の管理について、「大宰府↓肥後国↓菊池郡」

という重層構造が見出せるのである。

それでは、創建期と隆盛期にあたるⅠ期・Ⅱ期の鞠智城の管理はどうであったろうか。防衛拠点としての城であるため、大野城や基肆城と同じく、大宰府の直接管理であった点がⅣ期・Ⅴ期以上に強調されているが、やはり、Ⅰ期・Ⅱ期においても、管理の大元は大宰府で、肥後国が現地管理を担っていたと考ええる。

次章において、肥後国府の変遷に触れながら、鞠智城が通時代的に重層的に管理されていた点を述べていく。また、併せて、鞠智城の機能の衰退、ひいては廃城に至る経緯が、肥後国府の興隆とかわわっていることも述べていく。

三、肥後国府と鞠智城

(一) 肥後国府の変遷と鞠智城の衰退

肥後国府が数回の変遷を経ていることは、これまで指摘されてきたところであるが、見解が分かれており、いまだ定説をみない。これまでは、国府の所在地は「託麻部（七世紀末カ、八世紀中頃）↓益城郡（九世紀中頃）↓飽田郡（十世紀三〇年代以前カ、一一世紀初頭カ、一二世紀）」と考えられてきた¹⁾。その根拠となる提言と史料は次の通りである。

吉田東伍（一九〇一）『拾芥抄に肥後国託麻府と記す』²⁾

『和名類聚抄』（一〇世紀）…益城郡

『伊呂波字類抄』（平安末期～鎌倉初期カ）…飽田郡

『拾芥抄』（鎌倉中期～南北朝カ）…飽田郡、益城郡

『託摩文書』（南北朝）室町）…飽田

しかし、網田龍生氏をはじめ、これまで諸氏が指摘してきたが、実は、吉田東伍氏が「拾芥抄に肥後国託摩府と記す」と記載したことについては疑問が呈されている²⁵。なぜなら、現存する『拾芥抄』には「託摩郡」を国府所在地とする記載がみられないのである。

網田氏に依れば、熊本市の「国府」の字名を持つ地域を託摩国府と想定して二〇〇回近く調査をして、国府とみられる遺跡は現状みられないという。国府は「国分」、つまり、国分寺由来であり、託摩国府の想定地と考えることは無理があると提言している。

以上の現状から、近年では、次のような成果が出されている。なお、網田氏作成の「国府推定位置図」を「第一図」として引用して下に掲げた。従来の託摩郡の推定地も挙げられている。

① 岩谷史記・金田一精

八世紀前半（託摩？）→八世紀中頃～九世紀（飽田、二本木遺跡一三次）→九世紀後半→一〇世紀初頭（二期、益城、城南町新御堂遺跡）→十世紀前半以降（飽田、二本木遺跡）

② 網田龍生

七世紀末（国府の前身としての鞠智城。八世紀前半に国府の機能を移したとしたら、託摩郡もありうるカ）→八世紀中頃～九世紀前半（肥後国府の成立。熊本駅周辺の二本木遺跡群第一三次調査区で飽田郡。八世紀中頃以前の官衙の存在を示す調査成果はまだないとする。）→九世紀後半（史料7）による河川＝白川の氾濫から、

飽田郡を南下した益城郡に一時的に国府を選す。ただし、発掘調査による益城国府の確証は得られていない）→一〇世紀前半以降（飽田、二本木遺跡）

③ 大橋泰夫

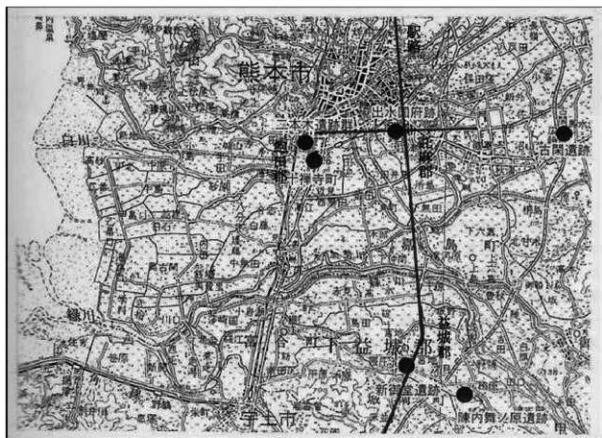
八世紀中頃に全国的に国府が成立していったとするのではなく、七世紀末～八世紀初頭には全国的に成立していった（ただし、地域差は認める）とする視点からの考察。

飽田郡の二本木遺跡では、七世紀後半代の建物は確認されていないが、七世紀後葉には転用硯や土器が出土し、溝も発掘されていることから、早くから飽田郡が肥後国府として機能していたとする。

見解としては、一〇世紀前半以降、つまり、鞠智城の機能が衰退し、廃城に至るのとは逆に、肥後国府は飽田郡に常置された点は一致している。鞠智城の機能の衰退・廃城の経緯は、肥後国府の興隆が背景にあったことは確かであろう。後述するが、奇しくも、一〇世紀前半以降は受領制度が本格的に展開していく時期でもある。

②と③とで、国府の成立時期をどちらにとらえるかは確定しづらいが、託摩国府の存在については見直しが図られている。以上から、肥後国府の変遷と機能面はいまだ不確定な部分が残っているのである。しかし、繰り返しすが、受領制度の展開、国府の常置、鞠智城の衰退と廃城は相互にリンクしていることは確かであろうと考える。

このような国府と鞠智城のリンクを考えれば、やはり、国司も鞠智城の管理の主体として執行過程の中に参加していたことを想定で



第一図：国府推定位置図（網田 二〇—八）

きるのである。そして、その想定は、「史料②」や不動倉・不動穀の「開用」という視点からも補強される。

（二）通時代的な重層管理システム

さて、前節では、主に一〇世紀前半以降の鞠智城の衰退・廃城の経緯と肥後国府の興隆とがリンクしており、国司も鞠智城の管理に関与していたことを想定した。

次に検討すべき点は、鞠智城と肥後国府のリンクがどこまで測れるかという点である。この点を検討する上で、重要な指摘は、先の網田氏が説いた、国府の前身としての鞠智城、である。

これまで述べてきたように、従来、Ⅰ期・Ⅱ期の鞠智城は、防衛拠点としての城として機能しており、その管轄は大宰府が担っていたと考えられてきた¹¹⁰⁾。しかし、平安時代同様に、この時期においても、大元は大宰府の管理でありつつも、その現地管理は肥後国であるとすれば、通時代的に、鞠智城の管理は「大宰府」肥後国（菊池評・郡）鞠智城」という重層的な体制が早くから形成されていたことになる。前節の検討は、主に一〇世紀前半以降を中心としたが、鞠智城と肥後国府のリンクを念頭におけば、早くから重層的な体制が形成されていたことを想定できる。

国府の成立時期について、前節の②と③のどちらを支持するかに依るが、現状、託麻国府も認めがたく、飽田国府跡とされる二本木遺跡群の発掘成果も七世紀後葉の段階では不明な点が多く、官衛の存在を示す政庁群が八世紀中頃～九世紀後半で、それ以前の成果がまだないのであれば、当初、鞠智城には防衛拠点のみならず、肥後国府の前身としての役目をも担っていたという網田氏の指摘は十

分考えられるのではないか。

実際、山城が築城された近くに後の国府が成立したと考えられる実例がみられる。たとえば、岡山県岡山市にある大廻小廻山城の西方には備前国府が成立したとされる。また、総社市にある鬼ノ城の南方には備中国府が成立したとされる。さらに、香川県坂出市・丸亀市にまたがる城山城の東方には讃岐国府が成立したとされる。いずれも、備前国・備中国・讃岐国と瀬戸内海に面する国ではあるが、山城と国府の位置関係から、双方が連関しあっていたことがうかがえるのである。

このような事例を踏まえると、鞠智城と肥後国府も相互に連関しあひ、ひいては、鞠智城が肥後国府の役目を担っていた可能性を考慮することができる。しかし、先の三例と異なり、実際、肥後国府の想定地は、託麻郡であろうと飽田郡であろうと、鞠智城よりも南に直線でおよそ二五〜三〇キロメートル先があり、山城の側に成立したとは考えられない。当初は鞠智城に肥後国府の役目が担われていたとしたら、なぜ、その後、肥後国府は南に分置されたのだろうか。これは、卑人の征討と深くかわっているのではないかと考える。

そもそも、鞠智城が菊池川流域の奥まった丘陵上に築かれた理由については、筑紫君と肥（火）君の存在が背景にあったとされる。木崎康弘氏は、菊池川流域の装飾古墳の展開と磐井の乱後も勢力を維持していた筑紫君と肥（火）君の存在に着目し、当時の王権は、これらの在地勢力を無視することはできなかつたとする¹¹⁰。また、宮川麻紀氏は、交通の要衝である点に加え、「筑紫火君」は、朝廷の支配に従うことによって、勢力を保持し、一方で、朝廷の側からみると、良好な関係を築く「筑紫火君」の本拠である菊池平野一帯

は政治拠点を置くのに適した地域であると指摘する¹¹¹。

以上から、交通面のみならず、政治面においても適した拠点であったために鞠智城は築城されたと考えられている。すなわち、鞠智城が創建された当初は、安易に南九州へと勢力を伸ばしさえ、伸ばしきれない状態だったことが想定される。その背景として挙げられるのが、薩摩国・大隅国・日向国にいた卑人の存在であっただろう。

しかし、「続日本紀」に依れば、養老四年（七二〇）に大隅国守陽俊史麻呂が卑人の反乱に遭い殺されたのを機に、卑人征討が始まり、翌養老五年（七二二）には「斬首獲虜」の数が一四〇〇余であることが朝廷に伝えられ、反乱は終結している¹¹²。これ以降、南九州への支配が進んでいった。

この反乱の鎮圧による南九州への支配拡大こそが、肥後国府を南に分置した契機として想定できるのではないか。つまり、当初、七世紀後半の交通・政治状況を考え、「筑紫火君」の協力を元手に鞠智城を築き、鞠智城はあくまでも防衛拠点としての城としての役目を担った。そして、七世紀末から八世紀初頭にかけて、次第に、肥後国府の前身たる政治的拠点の役目も担っていった。しかし、八世紀前半の卑人征討を機に南九州である薩摩国・大隅国・日向国への支配がさらに進んでいくと並行して、肥後国府もより南の現在の熊本市（飽田国府力）にその政治的拠点が遷つたのではないだろうか。

実際、七二〇年以降は八世紀第一四半期の後半以降にあたる。つまり、鞠智城Ⅲ期であり、機能が低下していく転換期なのである。卑人の征討と肥後国府の分置+成立とリンクして、鞠智城はその防衛的・政治的機能の両方が低下したものと考えることができる。

以上、卑人の征討という視点から、肥後国府の成立を八世紀前中

期以降と考える。そして、その興隆は一〇世紀前半以降同様に、鞠智城の衰退とリンクしていると考えられるのである。また、鞠智城が肥後国府の前身たる政治的拠点としての役目をも担っていたという網田氏の説を支持したい。単人の征討と肥後国府の分置・成立という想定に加え、Ⅲ期の機能低下を踏まえれば、それまでは、防衛拠点のみならず、政治的拠点の機能も担っていた。しかし、征討等を経て、二つの機能が衰退したと考えることができるためである。政治的拠点に関しては、山城が国府になる事例からも想定できる。

国府の前身と考え、その衰退が肥後国府の分置・成立とリンクしているのであれば、鞠智城の管理には肥後国司も関与していたことが想定されるのである。当然、管理の大元は大宰府であろうが、現地管理人としての肥後国司（評・郡司もカ）の存在は欠かせないのではないか。

平安時代の鞠智城の行政命令の執行過程管理システムとして「中央政府→大宰府→肥後国→菊池郡→鞠智城」を想定したが、Ⅰ期・Ⅱ期の段階においても、「中央政府→大宰府→肥後国→（菊池評・郡もカ）→鞠智城」という重層的な管理システムが認められるのである。

おわりに

本稿をまとめると次の通りである。

- ①平安時代の鞠智城の機能は、防衛から食糧備蓄機能に移った。
- ②これまでの平安時代の鞠智城は、対外関係（特に九世紀後半の新羅海賊の動向）を中心に検討されてきた。また、併せて、不動倉

の存在から、食糧備蓄機能の視点からも検討されてきた。

- ③対外関係の視点に比べ、国内情勢から鞠智城を考える視点が少ないため、本稿では、国内情勢、とりわけ、不動倉・不動穀の「開用」と肥後国府の変遷という視点から、平安時代の鞠智城がどのように機能し、管理され、廃城に至るかを検討した。

- ④従来、不動倉の存在とそのおおよその機能は指摘されてきたが、本稿では、改めて災害時の賑恤での不動穀周給機能を想定した。そして、緊急時には、鞠智城の不動穀は「中央政府→大宰府→菊池郡→鞠智城」という行政命令の執行過程を経て周給されることを想定した。しかし、これまで鞠智城の研究に欠けていた不動倉・不動穀の「開用」という新たな視点から、通常時の執行過程は「中央政府→大宰府→肥後国→菊池郡→鞠智城」であることを想定した。

- ⑤また、肥後国府の変遷における最新の研究成果を踏まえ、網田氏の説く、肥後国府の前身としての鞠智城を支持した。瀬戸内海にかかる三国の事例であるが、山城と国府の位置関係から双方が連関しあっていたこと、鞠智城の築城の政治的背景、養老年間の単人征討を取りあげ、鞠智城Ⅰ期→Ⅲ期の興隆と衰退は肥後国府の分置・成立とリンクしていることを想定した。単人の征討を経て、国府の機能が鞠智城から肥後国府へと移ったため、鞠智城の防衛的・政治的機能が衰退したと考えたのである。

- ⑥一〇世紀前半以降、飽田郡に肥後国府が常置され、受領制度が展開していくこととリンクして、鞠智城は衰退・廃城に至る。

- ⑦以上から、鞠智城の大元の管理は大宰府であるが、Ⅰ期・Ⅱ期に国府の前身としての機能を有していたこと、Ⅳ期・Ⅴ期の不動

倉・不動穀「開用」の視点から、国司、及び現地管理者として郡司も鞠智城の管理に関与していたと想定した。つまり、鞠智城は通時代的に「中央政府→大宰府→肥後国→菊池郡→鞠智城」という重層的な管理システムが認められると考えた。

想定範囲内を脱しきれない点が多々あるが、不動倉・不動穀の「開用」問題と肥後国府の変遷という国内情勢の視点から、鞠智城は大宰府の管理下にありながら、実際には、国司や郡司も管理システムの体系に組み込まれていたことが想定できる。そして、そのシステムは、平安時代のみならず、通時代的に認められる。このような重層的な管理システムは、佐藤信氏も指摘している^(二六)。その指摘を深めることができた^(二七)と考える。

ただし、あくまでも「史料5」の基礎城の稲穀の班給や、「史料8」の不動穀の周給を参考にすれば、鞠智城の大元の管理は大宰府が担い^(二七)、現状、鞠智城に城司がいたことを示す資料がないことから、肥後国司・菊池郡司が現地管理を担っていたと考えられる。

また、特に、本稿で強調したい点は、鞠智城と肥後国府のリンクである。Ⅰ期・Ⅱ期の鞠智城に国府の機能を認めるか否かは非常に難しい問題であるが、卑人の征討と全国的に国府が成立する時期と鞠智城Ⅲ期の機能衰退は相互にリンクしていると考えられる。しかも、そのリンクは鞠智城Ⅴ期の衰退・廃城にまでつながっており、肥後国府の常置と受領制度の展開、つまり、国司長官の権限強化に伴い、相対的に鞠智城の機能は衰退していったと考えられるのである。

今後、肥後国府についての最新の研究成果を踏まえ、改めて受領

制度の展開から^(二八)、平安時代の鞠智城の衰退・廃城の経緯を深める必要が出てくるであろう。想定が多く雄駁な論となったが、今後の研究の発展に寄与できれば幸いである。諸賢のご叱正を乞う。

注

(一) 熊本県教育委員会二〇一二『鞠智城跡Ⅱ―鞠智城跡第八―三三調査報告』熊本県文化財調査報告第二七六集。また、同二〇一四「ここまでわかった鞠智城―調査・整備・研究のあゆみ―」。

(二) 以下の区分は、矢野裕介二〇一二「遺跡の時期区分と変遷」(熊本県教育委員会『鞠智城跡Ⅱ―鞠智城跡第八―三三調査報告』熊本県文化財調査報告第二七六集)を参照。

(三) 能登原孝道二〇一四「菊池川中流域の古代集落と鞠智城」(熊本県教育委員会『鞠智城跡Ⅱ―論考編Ⅰ―』)。

(四) 加藤友康二〇一六「平安期における鞠智城―九世紀―一〇世紀の対外関係と『菊池城院』『菊池郡城院』」(熊本県教育委員会『鞠智城シンポジウム二〇一五成果報告書 律令国家と西の護り、鞠智城』。成果報告書「資料編」四六―四七頁に略年表があるので参照)。

(五) 『日本三代実録』貞観一五年五月七日庚寅条、七月八日庚午条。

(六) 石井正敏二〇一三「東アジア史からみた鞠智城」(熊本県教育委員会『鞠智城シンポジウム二〇一二成果報告書』ここまでわかった鞠智城)。

(七) 『日本三代実録』貞観一八年三月九日丁亥条。

(八) 野木雄大二〇一七「一〇世紀における国家軍制と鞠智城」(『鞠智城と古代社会』五)。

(九) 前掲(四)の加藤氏報告を参照。六国史の「兵庫」鳴動記事を蒐集し、地方からの「兵庫」鳴動報告を受けて、中央政府が対処していた実態を

- 示し、「兵庫」鳴動と対外関係への危機意識が密接に連関していることを指摘。この点は、濱田耕策二〇一〇「朝鮮古代史からみた鞠智城」・古村江の敗戦から単人・南島と新羅海賊の対策へ（熊本県教育委員会）「古代山城鞠智城を考える」二〇〇九年東京シンポジウムの記録、山川出版社）も参照。一方で、「兵庫」鳴動と対外関係への危機意識の喚起とを結びつけることに消極的な意見もある（清田美季二〇一五「八九世紀における古代山城の展開と官衙・寺院」、『鞠智城と古代社会』三）。
- (一〇) 榎本淳一 二〇一七「東アジア世界の変貌と鞠智城—国際環境から見た九世紀以降の鞠智城—」（熊本県教育委員会「鞠智城東京シンポジウム二〇一六成果報告書 鞠智城の終焉と平安社会—古代山城の退場—」）。
- (一一) 五十嵐基善 二〇一五「西海道の軍事環境からみた鞠智城の機能」（鞠智城と古代社会）三）。
- (一二) 前掲（三）の能登原氏論文を参照。
- (一三) 渡辺晃宏 一九八九「平安時代の不動穀」（『史学雑誌』九八—一〇〇）。
- (一四) 『類聚三代格』巻八不動動用事の「寛平三年八月三日太政官符」所引「民部省解所引主税寮解」より。
- (一五) 赤司善彦 二〇一六「古代山城の建物—鞠智城と大野城・基肆城—」（熊本県教育委員会「鞠智城シンポジウム二〇一五成果報告書 律令国家と西の護り、鞠智城」）。
- (一六) 鞠智城周辺には古代の官道の痕跡が残っており、当初から複数のルートが存在しており、交通の要衝に鞠智城が位置していたことが指摘されている（木本雅康 二〇一四「鞠智城西南部の古代官道について」、熊本県教育委員会「鞠智城跡Ⅱ—論考編Ⅱ—」）。また、城の周辺には「車路」と呼ばれる路があり、大宰府のみならず、肥前方面・豊前方面・阿蘇方面に通じるとされる（矢野裕介 二〇一八「古代肥後の中の鞠智城—特に、

- 菊池部との関係性について」、熊本県教育委員会・菊池市教育委員会「古代山城に関する研究会「古代の肥後と鞠智城」」。赤司氏は、「山城の立地は稲穀等を長年わたって保存するうえで平地より適していた」とし、人的な要因（争乱・盗難・破損等）・災害要因（地震・台風等）・生物要因（虫やカビ等）と様々な影響要因について考慮した結果、鞠智城を含めた古代山城が防衛機能を有していたと指摘する（赤司善彦 二〇一八「朝鮮式山城の特徴—主に兵站と備蓄について—」、鞠智城・古代山城シンポジウム—古代山城の成立と変容—」）。
- (一七) 井上和人 二〇一七「古代山城の真実—鞠智城はなんのためにつくられたのか—」（熊本県教育委員会「鞠智城東京シンポジウム二〇一六成果報告書 鞠智城の終焉と平安社会—古代山城の退場—」）。
- (一八) 前掲（一）の熊本県教育委員会二〇一四「ここまでわかった鞠智城—調査・整備・研究のあゆみ—」より。
- (一九) 『木簡研究』一九の二二頁を参照。
- (二〇) 佐藤 信 二〇一四「鞠智城の歴史的位置」（熊本県教育委員会「鞠智城跡Ⅱ—論考編Ⅱ—」）。
- (二一) 『木簡研究』九の〇七頁を参照。
- (二二) 『木簡研究』九の〇七頁を参照。
- (二三) たとえば、前掲（四）の加藤氏報告を参照。
- (二四) 『日本三代実録』貞観二年二月二十四日丁酉条では伊勢大神宮に、一七日庚子条では五畿七道諸国の境内諸神に、二九日壬子条では石清水神社に、貞観二年（八七〇）二月一日丁酉条では宇佐神宮・香椎宮・宗像大社に、貞観年間における新羅海賊の被害や肥後国の台風被害や陸奥国の地震・津波被害などに対して奉幣が行なわれた。
- (二五) 前掲（一〇）の榎本氏報告。また、西本哲也 二〇一五「鞠智城と大宰府—古代の地方行政と西海道—」（鞠智城と古代社会）三）。

(二五) 不動倉に関する厳正化は、『類聚三代格』巻八不動用事「寛平三年(八九一)八月三日太政官符」にもみえる。この太政官符は、不動穀を用いるとき、古い不動倉ではなく、近年の不動倉を申請して開き、より新しい不動穀を用いているので、今後は古い不動穀から用いるように、と厳正化している。

(二六) 古記録中にみられる「開用」の事例としては、『権記』長保元年(九九九)二月一日条、寛弘八年(一〇一一)三月九日条、『左経記』寛仁三年(一〇二九)二月九日条、『小右記』万寿元年(一〇三四)一月一日条、万寿四年(一〇二七)五月二八日条などが挙げられる。たとえば『権記』長保元年条では、所在の官物が十分であるにもかかわらず、不動倉の「開用」を申請する伯耆国に対して、筆者である藤原行成が難を発している。また、寛弘八年条では、丹後国前司(元受領)現地管理者としての国守であった丹波(但波)行衡が「開用」を提出している。

(二七) 以上の変遷については、木下良一「肥後国府の変遷について」(『古代文化』二七一九)、木原武雄「一九七六『和名抄』益城国府についての一考察」(『熊本史学』四八)、新熊本市史編纂委員会一九九八『新熊本市史』(通史編第二巻)を参照。

(二八) 吉田東伍一九〇一『大日本地名辞書』四。

(二九) 網田龍生二〇一八「肥後の国府と鞠智城―近年の発掘調査成果から見た古代肥後国府の推定地」(『熊本県教育委員会 菊池市教育委員会』「古代山城に関する研究会『古代の肥後と鞠智城』」)。以下、網田氏の論はこれに依る。

(三〇) 岩谷史記・金田一精二〇〇七「託麻(出水) 国府について」(『熊本県教育委員会』『二本木遺跡II』)。

(三一) 大橋泰夫二〇一八『古代国府の成立と国郡制』(吉川弘文館)。

(三二) 城としての機能は認められているが、大宰府陥落後の九州内の拠点とする説(向井一雄一九九一「西日本の古代山城遺跡―類型化と編年についての試論」)、『古代学研究』一二五)や、創建期と異なり七世紀末の修繕以降は南九州を背後より統括する役割を担っていたという説(西住欣一郎一九九九「発掘からみた鞠智城」、『先史学・考古学論究』三。甲元真二二〇〇六「鞠智城についての一考察」、『肥後考古』一四)など細部では意見が分かれている。

(三三) 木崎康弘二〇一四「肥後の装飾古墳と菊池川流域」(明治大学日本古代学研究所『熊本の古墳文化と鞠智城―菊池川流域の古代文化―史料集』)。

(三四) 宮川麻紀二〇一三「鞠智城築城の背景―肥君の拠点と交通路の復原的検討」(『鞠智城と古代社会』一)。

(三五) 『続日本紀』養老四年二月壬子(二九日)条、養老五年七月壬子(七日)条。

(三六) 前掲(二〇)の佐藤氏論文を参照。

(三七) このほか、鞠智城とは直接関係はないが、同じ山城である大野城は、大宰府の管轄下で軍団兵士が集められ、大量の武器類が大宰府政庁の付近に設置された兵庫に備蓄されたという意見もあり、大宰府が山城の管理の大元であったことが想定される(松川博一二〇一「大宰府軍制の特質と展開―大宰府常備軍を中心に」、『九州歴史資料館研究論集』三七)。

(三八) 『類聚三代格』巻七郡司事「元慶三年九月四日太政官符」所引「豊後国守従五位下藤原朝臣智和泉解状」によれば、「凡そ一國の興廢は唯、官長に繫(かか)る。庶務・理乱は佐職に由(よ)れることあらず」とあり、官長「国守に全責任を負わせ、佐職「介・掾・目に負わせない体

制が存在していたことがわかる。全責任を負うが、国守＝受領国司の権限が強化されていく。受領制度は、鞠智城が衰退・廃城に至る時期に発展していく。たとえば、『平安遺文』三三九号文書のいわゆる永延二年（九八八）の「尾張国解文」に依れば、尾張国の受領であった藤原元命が、その非法を郡司・百姓に訴えられている。それほど、この時期には受領が権力を持っていたことがうかがえる。また、近年では、同時期に年官（皇族・公卿の個人に給せられた官職推薦権）制度も展開していき、現地出身者が当該国の国司や郡司に任用される事例が挙げられている（手嶋大祐二〇一七「平安中期の年官と庄園」、『日本歴史』八三〇。佐藤草樹子二〇一八「年官制度における郡司の任用」、『日本歴史』八四七。鞠智城V期は、受領のみならず、ほかの任用国司と郡司の任官も変容しつつある時期なのである。

引用・参考文献

史料の出典は次の通りである。

- 『続日本紀』『新日本古典文学大系』。
- 『日本文徳天皇実録』、『日本三代実録』、『類聚三代格』（以上、新訂増補国史大系）。
- 『平安遺文』（竹内理三編）。
- 『小右記』（大日本古記録）。
- 『権記』（史料集巻）。
- 『左経記』（史料大成）。
- 『和名類聚抄』（名古屋博物館編）。
- 『伊呂波字類抄』（大東急記念文庫編）。
- 『拾芥抄』（前田育徳会経閣文庫編）。
- 『詫摩文書』（熊本県史料）中世篇第五）。

参考文献は次の通りである。

- 赤司善彦二〇一六「古代山城の建物 鞠智城と大野城・基肄城」(熊本県教育委員会「鞠智城シンポジウム二〇一五成果報告書 律令国家と西の護り、鞠智城」)。
- 赤司善彦二〇一八「朝鮮式山城の特徴 主に兵站と備置について」(鞠智城・古代山城シンポジウム 古代山城の成立と変容)。
- 網田龍生二〇一八「肥後の国府と鞠智城 近年の発掘調査成果から見た古代肥後国府の推定地」(熊本県教育委員会・菊池市教育委員会「古代山城に関する研究会「古代の肥後と鞠智城」」)。
- 五十嵐基善二〇一五「西海道の軍事環境からみた鞠智城の機能」(鞠智城と古代社会 三)。
- 石井正敏二〇二二「東アジア史からみた鞠智城」(熊本県教育委員会「鞠智城シンポジウム二〇二二成果報告書」ここまでわかった鞠智城)。
- 井上和人二〇一七「古代山城の真実 鞠智城はなんのためにつくられたのか」(熊本県教育委員会「鞠智城東京シンポジウム二〇一六成果報告書 鞠智城の終焉と平安社会 古代山城の退場」)。
- 岩谷史記・金田一精二〇〇七「託麻(出水) 国府について」(熊本県教育委員会「二本木遺跡群Ⅱ」)。
- 榎本淳二二〇〇八「唐王朝と古代日本」(吉川弘文館)。
- 榎本淳二二〇一七「東アジア世界の変貌と鞠智城 国際環境から見た九世紀以降の鞠智城」(熊本県教育委員会「鞠智城東京シンポジウム二〇一六成果報告書 鞠智城の終焉と平安社会 古代山城の退場」)。
- 大橋泰夫二〇一八「古代国府の成立と国郡制」(吉川弘文館)。
- 加藤友康二〇一六「平安期における鞠智城 九世紀―一〇世紀の対外関係と

「菊池城院」『菊池郡城院』(熊本県教育委員会『鞠智城シンポジウム二〇一五成果報告書 律令国家と西の護り、鞠智城』)。

木崎康弘二〇一四「肥後の裝飾古墳と菊池川流域」(明治大学日本古代学研究会『熊本県の古墳文化と鞠智城―菊池川流域の古代文化―史料集』)。

木下 良一九七五「肥後国府の変遷について」(『古代文化』二七一九)。

木原武雄一九七六「和名抄益城国府についての一考察」(『熊本史学』四八)。

木本雅康二〇一四「鞠智城・西南部の古代官道について」(熊本県教育委員会『鞠智城跡Ⅱ―論考編Ⅱ―』)。

清田美季二〇一五「八・九世紀における古代山城の展開と官衙・寺院」(『鞠智城と古代社会』三〇)。

熊本県教育委員会二〇〇九『鞠智城跡―総括報告書』熊本県文化財調査報告第二四九集。

熊本県教育委員会二〇一二『鞠智城跡Ⅱ―鞠智城跡第八―三―調査報告』熊本県

文化財調査報告第二七六集。

熊本県教育委員会二〇一三『鞠智城と古代社会』一。

熊本県教育委員会二〇一四『鞠智城跡Ⅱ―論考編Ⅰ・Ⅱ―』。

熊本県教育委員会二〇一四「ここまでわかった鞠智城―調査・整備・研究のあゆみ―」。

熊本県教育委員会二〇一四『鞠智城と古代社会』二。

熊本県教育委員会二〇一五『鞠智城と古代社会』三。

熊本県教育委員会二〇一六『鞠智城と古代社会』四。

熊本県教育委員会二〇一七『鞠智城と古代社会』五。

熊本県教育委員会二〇一八『鞠智城と古代社会』六。

甲二元真二〇〇六「鞠智城についての一考察」(『肥後考古』一四)。

佐々木忠介一九八四「大宰府の管内支配変遷に関する試論―主に財政的側面から―」(『日本古代の官司と政務』吉川弘文館、二〇一八)。

佐藤早樹子二〇一八「年官制度における郡司の任用」(『日本歴史』八四七)。

佐藤 信二〇一四「鞠智城の歴史的位置」(熊本県教育委員会『鞠智城跡Ⅱ―論考編Ⅱ―』)。

新熊本市史編纂委員会一九九八『新熊本市史』通史編第一巻・第二巻。

田島 公一九九五「大宰府博物館の終焉―八世紀―」一世紀の対外交渉シテムの解明」(『日本史研究』三八九)。

田中史生二〇一二「国際交易と古代日本」(吉川弘文館)。

手嶋大倫二〇一七「平安中期の年官と庄園」(『日本歴史』八三〇)。

西住欣一郎一九九九「発掘からみた鞠智城」(『先史学・考古学論究』三〇)。

西本哲也二〇一五「鞠智城と大宰府 古代の地方行政と西海道」(『鞠智城と古代社会』三〇)。

野本雄大二〇一七「二〇世紀における国家軍制と鞠智城」(『鞠智城と古代社会』五)。

能登原孝道二〇一四「菊池川中流域の古代集落と鞠智城」(熊本県教育委員会『鞠智城跡Ⅱ―論考編Ⅰ―』)。

濱田耕策二〇一〇「朝鮮古代史からみた鞠智城 白村江の敗戦から単人・南島と新羅海賊の対策へ」(熊本県教育委員会『古代山城鞠智城を考える』二〇〇九年東京シンポジウムの記録、山川出版社)。

松川博二〇一二「大宰府軍制の特質と展開―大宰府常備軍を中心に―」(九州歴史資料館研究論集、三七)。

宮川麻紀二〇一三「鞠智城築城の背景―肥君の拠点と交通路の復元的検討―」(『鞠智城と古代社会』一)。

向井一雄一九九一「西日本の古代山城遺跡―類型化と編年についての試論

「〔古代学研究〕二二五」。

矢野裕介二〇二二「遺跡の時期区分と変遷」(熊本県教育委員会『鞠智城跡

Ⅱ―鞠智城跡第八、三二調査報告』熊本県文化財調査報告第二七六集。

矢野裕介二〇一八「古代肥後の中の鞠智城―特に、菊池郡との関係性につい

て」(熊本県教育委員会・菊池市教育委員会『古代山城に関する研究

会『古代の肥後と鞠智城』)。

吉田東伍一九〇一『大日本地名辞書』四。

渡辺寛宏一九八九「平安時代の不動殺」(『史学雑誌』九八一―二二)。

渡邊 誠二〇二二『平安時代貿易管理制度史の研究』(『思文閣』)。

挿図表出典

本稿の図表の出典は次の通り。

〔第一表〕弩師の設置…筆者作成。

〔第一図〕国府推定位置図…網田龍生氏論文より引用。

日韓古代山城の水門構造からみた鞠智城

主税 英徳

はじめに

古代山城を考古学的側面から考えるにあたって、重要な要素の一つは「水」であると考えられる。水は、古代山城を運営・維持するにあたっては、不可欠であったものと想像できる。水をためることにより、生活用水や防火用水などといった山城の運営・維持に活用できる。

一方で、石垣構築の際や雨水や谷水などによって、たまってしまった水、さらには城内に流れる河川の水などは、排水を通して処理しなければならぬ。

このような視点に立ち、本稿では、古代山城を運営・維持しているにあたり、水に対してどのような対処を行っていたかを探るために、「水門構造」に着目する。日本の古代山城だけではなく、韓国に所在する山城も対象にして、比較・検討を行うことにより、鞠智城跡について、「水門構造」という考古学的観点からアプローチを試みる。これにより、新たな見解に一步でもせまれることを目的とする。

一・研究史と問題の所在

(一) 研究史

①鞠智城に関する考古学研究

これまで、鞠智城に関する考古学的研究は、様々なテーマからの

研究が多く蓄積されている。今回は、紙数の関係もあり、大きく「遺構」と「遺物」をテーマに分け、各々の研究の流れを整理しておくことにしたい。

これまでの鞠智城に関する考古学研究における対象資料は、大きく「遺物」と「遺構」の二つのものがある。「遺物」については、これまでに、鞠智城から出土した須恵器や瓦などを中心に取り上げられている。分析をもとに、年代的位置づけ(編年)や、どこでつくられたものか、もしくは、どのように使用されたものか(生産・消費)などについて論じられてきた。

一方で、「遺構」については、これまでの発掘調査の成果をもとに、城壁を構成している土塁や石塁、石積の状況、または城を構成する建物址や城門構造などを対象としている。分析については、主に朝鮮式山城や神籠石系山城と比較することにより、共通性や独自性(個性)などが把握されてきた。

今回、対象とする「水門構造」は、この遺構に関する研究に該当する。次に「水門構造」に関する研究史について、概観してみることにする。

②水門構造に関する研究略史

水門構造について、日韓にそれぞれにおける研究動向を確認する

ことで、その現状を把握する。

まず、日本では、いくつかの古代山城において、水門構造が発見されている。各々の調査報告書を中心に取り上げられ、他の山城と比較され、各山城における水門構造の特徴を取り上げられることが多い(大平村教育委員会二〇〇三など)。また、第5回古代山城サミット開催の際には、山城が所在する各自治体の協力のもと、日本古代山城の水門構造に関する基礎的データが集成されている(基肄城築造一三五〇年実行委員会二〇一五)。

日本の古代山城の水門構造に関する論考としては、近年、南氏によって、水門構造に関わる石積遺構を対象として、朝鮮式山城と神籠石系山城の各々の類例を比較・検討を行い、その特徴性や共通性などが指摘されている(南二〇一五、二〇一六)。

一方、韓国では、集水施設や用水施設、貯水施設などの山城における水関連施設の一つとして、水門構造が取り上げられている(グオン・スンガンほか二〇一一)。また、排水口(水口)を対象として、各地域の特徴を把握しようとする研究もみられる(ソン・ヨンジョハノイナ)。

先駆的に、日韓の古代山城を対象にした研究、特に水門構造については、亀田氏が比較・検討を行っている(亀田一九九五、二〇〇二)。山城に設置された排水口(水門)を対象として、その設置されている高さを基準にし、①地面に接するもの、②地面から一メートルほど高いものにつくられたもの、③下から見上げるような二メートルを越すようなものにつくられたものに分類している。また、主に後者二者のなかに、排水口の床面の最前部の石が舌状に城壁の外面より少し突出したものと、そのまま城壁の面に

排水を流すものの2種があることも指摘している。さらに、各構造の分布についても、②地山一メートルほどの高さのものは、百済の東に接する忠清北道から東の地域にあり、③地山から見上げるような高さのものは、百済と新羅(加耶)の国境近くの忠清北道に分布すると言及している(亀田一九九五)。

(二) 問題の所在

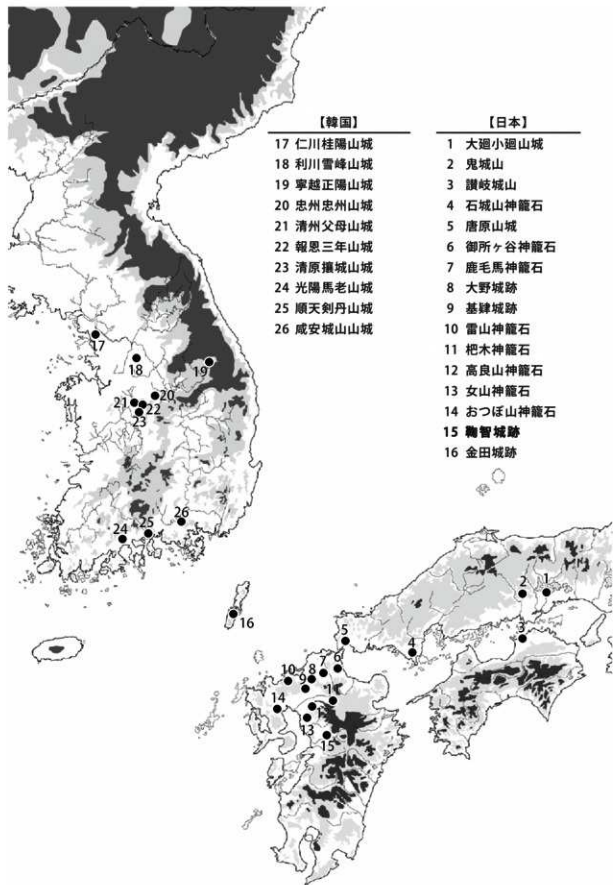
これまでの古代山城を対象とした考古学的研究において、石垣の構築技術や門に関する諸要素などに対しては、比較的多くの検討がなされてきたが、「水門構造」に関する研究は多いとは言えない状況である。鞠智城に関する研究でも同様のことがいえるであろう。

よって、このような状況をふまえ、本稿では、日本の古代山城に加え、近年調査が進んでいる韓国の山城も対象として、水門構造からみた鞠智城の特徴について検討を行う。その上で、古代山城において重要ともいえる「水」について、当時の人が如何なる技術をもって、挑んでいたかを垣間見たい。

二、対象資料と方法

(一) 対象資料

対象資料は、日韓の古代山城において水門構造をもつ古代山城である(第一図)。破損等により、残存状況がよくなく、詳細がよく分からないものなどは、対象資料より除外している。対象資料の選定について、日本のものは、基肄城築造一三五〇年実行委員会二〇一五、韓国のもは、ソン・ヨンジョ二〇一七などを資料や論文などを参考にした。

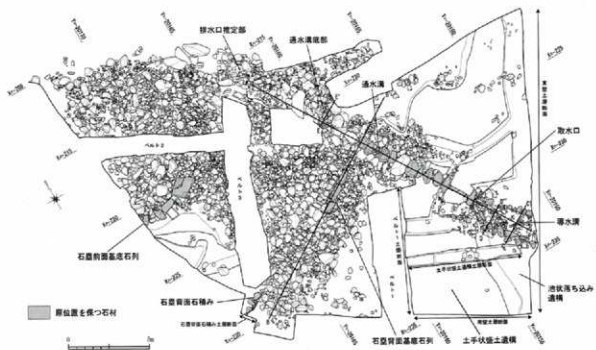
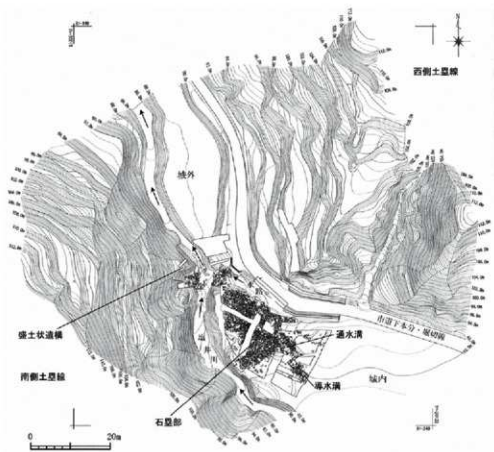


第1図 対象遺跡分布図



第2図 鞠智城全体図 (○で囲んだ部分が池ノ門跡) (1/6000)

(熊本県教育委員会 2012 より一部改変・転載)

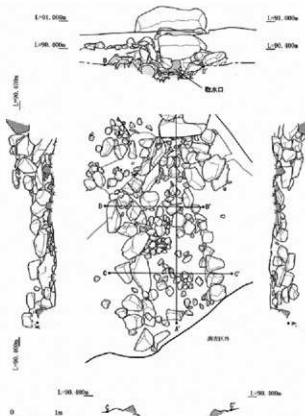


第3図 池ノ尾門跡周辺地形図 (1/1000)、池ノ門跡調査区平面図 (1/250)
 (熊本県教育委員会 2012 より転載)

結果、本稿では、日本の山城計十六箇所、韓国の山城計十箇所、合計二十六箇所の山城を対象とする。排水口の数としては、日本四十二箇所、韓国二十一箇所、計六十三箇所の遺構になる。

(二) 鞠智城における水門構造と池ノ尾門跡

鞠智城における水門構造についても触れておきたい。現在までの調査において、水門構造が確認された場所は、池ノ尾門跡である。池ノ門跡は、鞠智城の南西部に位置しており(第二図)、北西方向に開く谷にあたる(第三図上)。これまでの池ノ門跡の発掘調査は、現在まで第一調査(昭和四十二年)、第二十六・二十七次調査(平成十六・十七年度)、第三十次調査(平成二十年)、第三十二次調査(平成二十二年)の計五次の調査が実施されている(熊本県教育



第4図 池ノ尾門跡 導水溝平面・断面図 (1/100)
(熊本県教育委員会 2012 より転載)

委員会一九八三、歴史公園鞠智城(二〇〇六・二〇一〇・二〇一一)。池ノ尾門跡の水門構造について、熊本県教育委員会二〇一二をもとに整理すると次のとおりである。

通水溝は、南東から北西にかけて、石塁に直交している暗渠状の通路である(第三図下)。取水口は、谷の中央部付近に設置されていたが、後世の改変により、排水口は未検出である。蓋石は推定を含め合計で十七個が現存していた。全長は、石塁の基底石列の延長ラインと通水溝の延長ラインが交わるころに排水口があったと想定した場合、約十六メートルの規模があったものと推測されている。取水口手前の部分には、導水のための溝である導水溝も検出されている。導水溝は、底幅七十一・二〇センチメートル、深さ四〇センチメートルの断面逆台形状をなす溝で、蓋石を置かず開渠状を呈している(第四図)。また、導水溝付近においては、水の滞留があったと推定されている池状落ち込み遺構も確認されている。

近年では、山口氏により、これまでの調査成果をもとにして、池ノ門跡城門の復元がなされている(第五図)。

(三) 方法

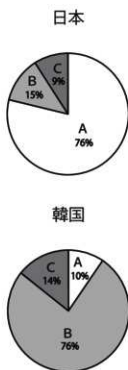
日韓の古代山城における水門構造を対象として、排水口の高さの位置や排水口の規模・形状、水門構造の立地などの各属性を取り上げ、比較も行う。その上で、各山城との類似点や差異点などを把握することにより、鞠智城の特徴について検討を行う。

三、分析とその結果

(一) 排水口の高さについて



第5図 池ノ尾門跡の城門復元AR画像（山口2017より転載）



第6図 日韓における排水口高さによる各分類の比率

先述したが、亀田氏によって、排水口の高さに着目した分類が行われている（亀田一九九五、二〇〇二）。この成果を参考にしながら、石垣上に構築された排水口が石垣上に構築された高さによる分類を行う。分類の内容は次のとおりである。

A類…石垣の最下部にあるもの（地面や地山に直接、あるいは数段の石垣に構築）

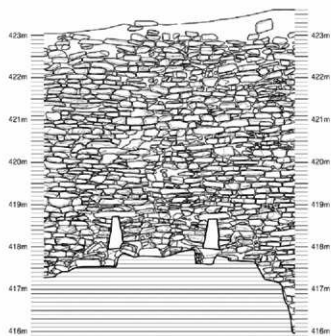
B類…石垣下部～中部（地面より1～2メートルほどに構築）

C類…石垣上部～最上部

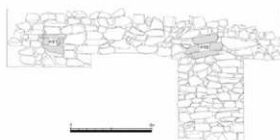
対象資料のうち、排水高さの位置を確認できたものは、日本計三十三箇所、韓国二十一箇所、計五十四箇所の遺構である。

分析結果は第六図のようになり、日韓で差異がみられた。日本の古代山城では、A類が大部分を占めることがわかった。鞠智城・池ノ尾門跡もこのA類に属する。

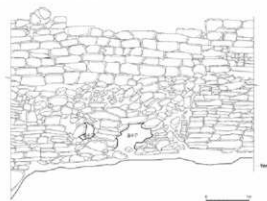
一方で、韓国の山城では、B類が多い。B類が多かった要因としては、今回対象とした資料が、図らずも偏向していた可能性も考え



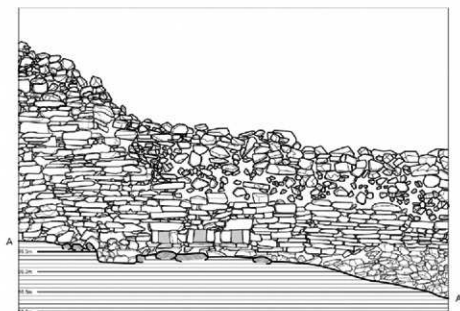
寧越 正陽山城 (1/100)
(江原考古文化研究院・寧越郡 2014 より転載)



光陽 馬老山城 (1/100)
(順天大学校博物館・光陽市 2011 より転載)

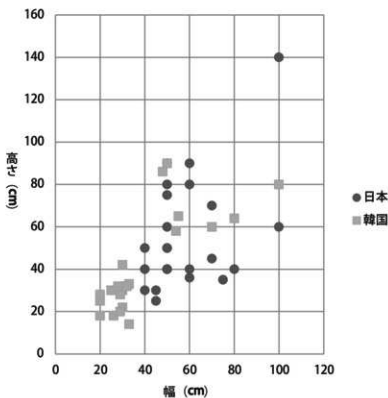


咸安城山山城 1・2号出水口 (1/100)
(国立加那文化財研究所 2014 より一部改変・転載)



咸安城山山城 3~4号出水口 (1/100)
(国立加那文化財研究所 2011 より転載)

第7図 同石垣上に複数のB類をもつ韓国の山城の例 (1/100)



第8図 排水口の規模

られる。この点については、今後、対象資料を蓄積し、再検討を行う必要がある。現状で、B類は、忠州忠州山城や報恩三年山城のように排水口を一つだけもつものもあるが、同石垣上に複数の排水口を持つものも多いことがわかった。寧越正陽山城、光陽馬老山城、順天劍丹山城のように、B類のみを複数設置している（第七図）。C類は、日韓ともに数が少なく、日本では、鬼城山城のみ、韓国では、清州父母山城（第九図下）と清原攘城山城で確認できる。

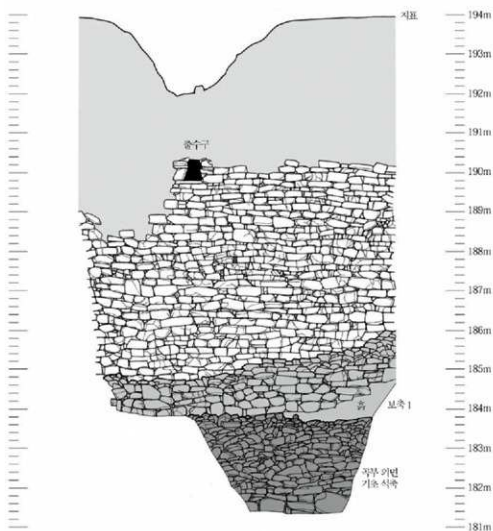
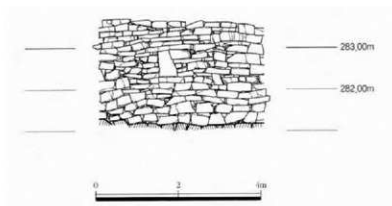
(2) 排水口の規模と形状について

次に排水口の大きさについて、比較を行う。排水口が確認できるものを対象にして、幅と高さについての比率について検討を行う。計測値は、調査報告書や基礎築造一三五〇年実行委員会（二〇一五）などを参考にした。計測値が未掲載のものは、図面より計測を行った。また、排水口の天井石が傾き、左右などで高さが異なる場合や、韓国において台形を呈しているものなどは、最大値を採用した。対象資料のうち、排水口の規模を把握できたものは、日本計二十六箇所、韓国二十一箇所、計四十七箇所の特徴である。なお、順天劍丹山城については、取水口の数値を参考値とした。

比較結果は第八図のようになる。日韓において、明確な差は見受けられない。日本の古代山城では、様々なバリエーションがありそうである。そのなかで、基肄城跡の排水口は、日韓においても最大規模であることがわかった。韓国の山城では、約四十センチメートル四方以下と、約六十センチメートル四方以上の大きく二つのグループに分けられるかもしれない。この点については、今後資料を蓄積し、検討を重ねていく必要がある。

鞠智城・池ノ尾門跡では、排水口は確認されていないため、正確な数値を把握することはできない。ただ、取水口内部における通水溝の規模が約七十センチメートルの正方形であり（熊本県教育委員会二〇一二年）、これが排水口まで続いていたと想定すると、大廻小廻山城、二ノ城戸の排水口（第十図）に近かった可能性が考えられる。

排水口の形状について、日本では、正方形、もしくは長方形のみが確認できる。一方、韓国では、それらの形状に加え、台形や五角形のものも見られる。特に台形（第九図）や五角形のもの新羅特



第9図 韓国における台形の排水口をもつ山城 (1/100)

上：報恩三年山城（中原文化財研究院・報恩郡 2006 より一部改変・転載）

下：清州父母山城（中原文化財研究院・清州市 2008 より一部改変・転載）

有であり、さらには、五角形→台形→正方形と時間的変遷をたどれると指摘されている（権純珍二〇〇五）。

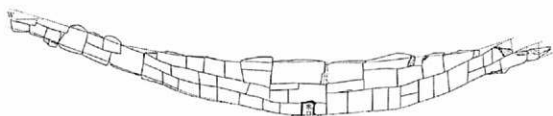
(3) 水門構造の立地と機能について

日韓の山城において、排水口の高さを中心として、水門構造の立地との関係を探ることにより、ある程度の類別化が可能であり、そこから水門構造の機能について考えてみたい。今回の分析を通して、把握できたものを整理すると次のとおりである。

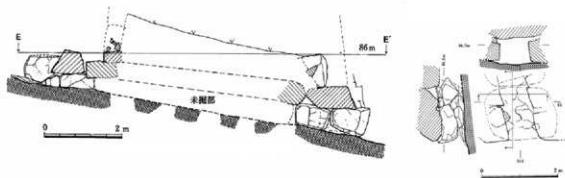
① A類とその立地

排水口が石垣の最下部にあるもの（A類）は、その石垣が谷部に設置されることがほとんどある。これは、日本の古代山城に最も多くみられるものであり、鞠智城・池ノ尾門跡も該当している。機能としては、城内に溜まる水を城外に排水することを目的としていると考えられる（第十四図）。この場合、城内に溜まる水として、自然地形が大きく影響している場合が多い。すなわち、城壁を築くにあたり、谷部に位置する際は、自然に流れてくる水を排水するために、水門構造を用いたと考えられる。その場合、石垣を構築する過程で排水するために設置した、もしくは、石垣構築後の排水を想定して設置したという大きく2つのパターンを考えることができよう。しかし、現状では、各山城が前述の2つのうち、どちらを目的にしていたかまで言及することは難しい。

また、自然に流れてくる水についても、現在の状況を見ると、雨水により溜まるものと、河川のように常時流れてくるものに分けられそうである。おそらく、基肄城跡の排水口の規模がかなり大きい



おつぼ山神籠石第2水門 (1/100) (武雄市 1965 より一部改変・転載)



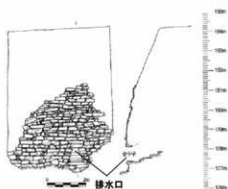
大廻小廻山城跡 一の木戸石壁 通水溝断面図と排水口 (1/100)
(岡山市教育委員会 1989 より一部改変・転載)

第10図 排水溝が最下部にある（A類）日本・古代山城（1/100）

ことは、常時流れている河川の水量に合わせたものであったことが想定できる。

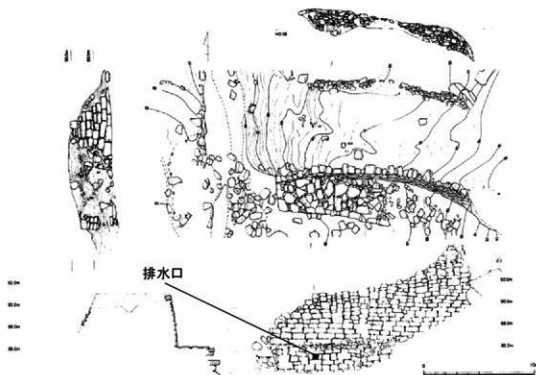
② B類とその立地

排水口が石垣下部、中部にあるもの（B類）には、谷部に設置されるものと、排水口の背部が貯水遺構であるものがみられる。谷部に設置されたB類のうち、日本のものとして、御所ヶ谷神籠石を例として挙げる事ができる（第十一図）。石垣中部よりやや下あたりには排水口を一箇所設置されている。さらに、排水口の床面の先端が舌状に呈しており、このような形状は、既に亀田氏により指摘されているように、韓国の山城でも確認できる（亀田一九九五）。韓国の山城のうち、忠州山城、利川雪峰山城（第十二図）などでも、



第12図 利川雪峰山城 外壁立面・断面図 (1/200)
(壇国大学校埋蔵文化財研究所・利川市 2006 より
一部改変・転載)

このような排水口の床面が舌状になっているものが見られる。さて、御所ヶ谷神籠石の排水口は、設置されている石垣が谷部に位置している。日本の古代山城の大部分が谷部に水門構造を設ける場合



第11図 御所ヶ谷神籠石 中門石畳平面・立面・断面図 (1/400)
(行橋市教育委員会 2006 より一部改変・転載)



第 13 図 排水口背部に貯水池や井戸をもつ韓国山城

は、最下部に排水口を設けている。では、なぜ、石垣中部付近に排水口を設置したのであろう。想像の域を脱しないが、もしかすると、石垣を構築する地山の強度が強くなく、あえて数段の石垣を設けることで床面の強度を補強させた可能性も考えられる。

一方で、B類のうち、日本の古代山城で、複数排水口をもつものとして、基肄城が挙げられる。近年の石垣保存修理事業における石垣積み直しの際に、新たに発見されたものである。このように同じ石垣上に複数の排水口が石垣下部・中部にあるものの類例を韓国の山城に求めると、忠州山城や順天劍丹山城などのように、水門構造の背部が貯水池や井戸になっているのがみられる(第十三図)。このことより、あえて石垣の中部に排水口を設置することにより、貯水の調整をした可能性を考慮することができる。ただし、先述した基肄城の背部については、未調査であるため、詳細は不明である。

③C類とその立地

C類は、現状では、日韓とも少ないため、詳細はよくわからないのが現状である。ただ、現在までに発見されている類例をみるとおそらく、城内からの水を排出されるためのもと考えられる。

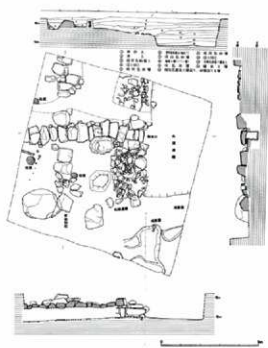
四 鞠智城・池ノ門尾跡の水門構造の特徴

これまでの分析結果をもとに、日韓における山城と鞠智城の水門構造の比較を行うことで、特徴について整理を行う。

鞠智城の水門構造は谷部に立地しており、設けられた排水口は、最下部に位置していたものと考えられる。このような構造は、日本の古代山城では大半を占めている。排水口の規模について、鞠智城では未検出であり、明確なことはわからない。ただ、取水口の大き

さが約七十センチメートル四方であり、それが排水口まで続いたと想定すると、日韓山城においては、やや大型のものであったといえる。排水口の形状は、取水口の形状や通水溝の残存状況などから察すると、正方形に近いものであったものと考えられる。この場合も、日韓古代山城において、類例が多く、一般的なものであったといえよう。

一方、鞠智城の水門構造の特徴的な構造としては、導水溝付近のいわゆる「池状落ち込み遺構」を挙げることができよう(第三図下)。「池状落ち込み遺構」は、導水溝や排水溝の南西側から南東方向に向かって広がり、未調査区にまで続いている。遺構の下層には、礫石とともに水性粘土が約六センチメートル堆積しており、ある時期に水の滞留があったものと考えられている(熊本県教育委員会二〇一一)。おそらく、導水溝に入っていく水の調整を図っていた



第14図 鹿毛馬神籠石 第1暗渠実測図 (1/200)
(額田町教育委員会 1984より転載)

ものと考えられる。このような構造は、唐原山城や鹿毛馬神籠石などでも確認されている（第十四図）。さらには、この二つの山城と鞠智城の水門構造では、通水溝が暗渠状であるという点も共通している。今後、他の要素もふまえて検討することにより、類似性を把握できる可能性があると考ええる。

五、おわりに

本稿では、日韓の古代山城を対象として、水門構造について、比較検討を行った。その上、鞠智城の特徴の把握を試みた。

日韓の古代山城を比較した結果を整理すると以下のとおりである。

排水口の高さという点においては、ある程度の差があることが分かった。排水口の規模については、日韓では大きな差異は見られなかった。ただ、日本の古代山城では様々なものが確認できることに對し、韓国の山城のものは、大きく2つのグループに分けられる可能性がある。排水口の形状は、日本では四角形のもののみ見られるが、韓国では、四角形に加え、台形や五角形のものも確認できる。さらに、排水口の高さの水門構造の立地の関係を見ると、おおきく3つの類別に分かれることがわかった。

その上で、鞠智城の水門構造をみると、排水口の高さ、形状、立地などは、日本の古代山城の多数を占める特徴と同様であることが分かった。ただし、導水溝手前に位置する「池状落ち込み遺構」は、日本の山城でも少数しか確認されておらず、特徴的であるといえる。

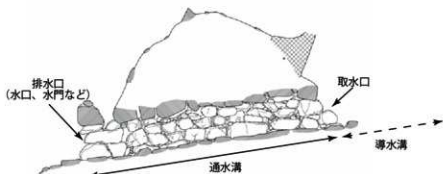
日韓古代山城の水門構造の検討を通して把握できた共通点や差異は、各山城において、水を利用、もしくは処理するために、各々の

地形や集水などの状況を考慮しながら、当時の人々が工夫して望んだものである。また、大野城跡では、「首水門」方式という排水方法も確認されており、山城を運営・維持するにあたり、水門構造以外の工夫も用いられている。今後は、さらに資料を蓄積するとともに、時間的変遷も加味しながら、より複合的な視点から検討を行うことにより、日韓における古代山城の様相や、当時の人々の姿を少しでも明らかにしていければと思う。

註

(一)「水門構造」という用語の整理について行いたい。これまでの研究史をみると、古代山城の取水や排水などの機能をもつ遺構に対して、「水門」「水口」「通水溝など、様々な呼称がなされているためである。

本稿でいう「水門構造」は、便宜上、第十五図のように整理し、呼称することにしたい。水を出す部分を「排水口」（一般的に水口、水門と呼ぶことがある）、水を引き入れる部分を「取水口」とし、それに付随する、取水口と排水口の間の部分を「通水溝」



第15図 水門構造概念図
(原図は、基肆城水門跡。基山町教育委員会2011より転載)

(排水溝と呼ぶ場合もある)、取水口につながる部分を「導水溝」と呼ぶこととする。なお、今後、調査や研究が進展することにより、これらの名称は、随時、変更される可能性もあることも示唆しておく。なお、大野城跡などで発見されている「首水門」方式(福岡県教育委員会二〇一〇)について、今回の水門構造には含まないものとする。

(二) 韓国のものについては、筆者の意見によるものであり、また、水門構造をもつ山城をこのほかに複数箇所把握したにもかかわらず、具体的な資料を入手できていない状況である。よって、水門構造をもつ山城を全て網羅していない状況である。今後も対象資料の蓄積を行っていく。

(三) 一部、排水口の残存状況がよくないものがあつたが、報告書等を参考して分類可能なものは、対象資料に含むこととした。また、A類については、今回の分類では、排水口が石垣最下部のあるものを対象としているが、排水口や通水溝の床面が、地山直上のものであれば、床石によって構築されているものもあり、いくつかのパターンがみられる。よって、今後、細分できる可能性がある。

参考文献

【日本語】

- 大平村教育委員会 二〇〇三『唐原神龍石(大平村文化財調査報告書第十三集)岡山県教育委員会 一九八九『大畑小畑山城跡発掘調査報告』
顎田町教育委員会 一九八四『鹿毛馬神龍石(顎田町文化調査報告書第一集)』
亀田修一 一九九五『日韓古代山城比較試論』『考古学研究』四十二・三
亀田修一 二〇〇二『朝鮮半島古代山城の見方』『韓半島考古学論叢』
基礎城築造二三五〇年実行委員会 二〇一五『古代山城の水門』

基山町教育委員会 二〇〇九『基山町史』上・下巻

基山町教育委員会 二〇一〇『基山町史』資料編

熊本県教育委員会 一九八三『鞠智城跡(熊本県文化財調査報告書五九集)』

熊本県教育委員会 二〇一二『鞠智城跡Ⅱ(熊本県文化財調査報告書二七六集)』

武雄市 一九六五『おつぼ山神龍石』

福岡県教育委員会 二〇一〇『特別史跡大野城跡整備事業Ⅴ(福岡県文化財調査報告書第三三五集)』

南健太郎 二〇一五『石積遺構から見た古代山城築造技術に関する試論』『鞠智城と古代社会』第三号 熊本県教育委員会

南健太郎 二〇一六『石積遺構から見た古代山城の築城技術』『築城技術から古

代山城』熊本県教育委員会

山口裕平 二〇一七『AR・VR技術を応用した鞠智城跡整備の一例—城門遺

構について—』『鞠智城と古代山城』五号 熊本県教育委員会

行橋市教育委員会 二〇〇六『史跡御所ヶ谷神龍石(行橋市文化財調査報告第

三十三集)』

歴史公園鞠智城・温故創生館 二〇〇六『鞠智城—第三十次調査報告—』

告—』

歴史公園鞠智城・温故創生館 二〇一〇『鞠智城—第三十次調査報告—』

歴史公園鞠智城・温故創生館 二〇一一『鞠智城—第三十二次調査報告—』

【韓国語】

※便宜上、ハンゲル表記のものは極力漢字に直した。日本語読みで五十音順に

配列。また、報告書の場合は、調査機関を冒頭に記載した。

カレ文化遺産研究院・仁川広域市桂陽区 二〇一一『桂陽山城Ⅱ 4次試・発

掘調査報告書』学術報告 第六冊

グオン・スンガンほか 二〇一一 『石梁山城の溪谷部の石垣と池に関する研究

― 居昌居烈山城と咸安城・山山城を中心に 』 『建築歴史研究』 第二十卷三号

(通巻七十六号)

権純珍 二〇〇五 『京畿地域新羅城郭研究』 関東大学大学院硕士学位論文

江原考古文化研究院・寧越郡 二〇一四 『寧越 正陽山城Ⅰ』

江原考古文化研究院・寧越郡 二〇一七 『寧越 正陽山城Ⅱ』

国立伽耶文化財研究所・文化財廳 二〇一一 『咸安 城山山城』 発掘調査報告

書Ⅳ Ⅰ・Ⅱ巻

国立伽耶文化財研究所・文化財廳 二〇一四 『咸安 城山山城』 発掘調査報告

書Ⅴ 国立伽耶文化財研究所 學術研究叢書第六十二集

国立伽耶文化財研究所・文化財廳 二〇一七 『咸安 城山山城』 発掘調査報告

書Ⅵ 国立伽耶文化財研究所 學術研究叢書第七十集

『順天 劍丹山城Ⅱ』 順天大学校學術資料叢書第六十五冊

順天大学校博物館・光陽市 二〇一一 『光陽 馬老山城Ⅲ―城壁・門址・雉―』

順天大学校學術資料叢書第六十七冊

ソン・ヨンジョン 二〇一七 『新羅山城の水口研究』 漢陽大学大学院碩士学

位論文

壇国大学校埋蔵文化財研究所・利川市 二〇〇六 『利川 雪峯山城四次発掘調

査報告書』 埋蔵文化財研究所學術調査叢書 第三十六冊

中原文化財研究院・報恩郡 二〇〇六 『報恩 三年山城Ⅰ』 二〇〇四年度発掘調

査報告書Ⅰ 中原文化研究叢書 第三十一冊

中原文化財研究院・清州市 二〇〇八 『清州 父母山城Ⅰ Ⅰ・Ⅱ次発掘調査

総合報告書Ⅰ 北門址・水口部一円』 中原文化財研究院調査報告叢書 第

五十三冊

忠北大学校中原文化研究所 二〇〇一 『清原攘城山城』 中原文化研究叢書第

二十三冊

忠北大学校中原文化研究所 二〇〇五 『忠州山城―東門南側貯水池―発掘調査

報告書Ⅰ』 中原文化研究叢書第四十八冊

古代の烽ネットワークと鞠智城

大高 広和

はじめに

鞠智城は、『日本書紀』天智天皇四年（六六五）八月条に築城記事のある大野城や基肆城とほぼ同時期に築かれたものと考えられる（熊本県教委二〇一一）。その前年の『日本書紀』天智天皇三年（六六四）是歳条には、

於_二対馬島・志岐島・筑紫国等_一、置_二防与_レ烽_一。又於_二筑紫、築大堤_一貯_二水_一、名曰_二水城_一。

と、対馬島・志岐島・筑紫国等に防（防人）と烽が置かれ、筑紫に水城が築かれた。これらは六六三年の白村江での唐・新羅連合軍への敗戦に伴うもので、朝鮮半島から九州北部への侵攻への備えとして国家的に烽を整備したことが分かる。

烽による情報伝達は漢代の中国辺境での事例が有名で、制度・技術的に様々な限界もあるものの、古代においては最速の情報伝達手段である。右の記事は大野城を始めとする古代山城築造記事に先立つもので、敵の襲来をいち早く筑紫大宰や中央へ伝える態勢を急いで整えたことを意味しよう。

右のような事情から、古代山城と烽は密接な関係にあるものとみられ、鞠智城についても、外郭線上や近隣の地名や伝承から烽との関係が指摘されてきた。しかし、この天智天皇三年以降に設置された烽は、基本的に単体ではなく都や大宰府まで連なって機能するも

のだったと考えられ、そのようなネットワークとしての烽の実態については、まだまだ検討が不十分である。

筆者は近年、古代の烽との関連が認められる「トビ」を冠する地名（トビ地名と呼ぶ）に関心をもち、地形や立地（交通路などとの関係）などを頼りに烽ネットワークの復元の可能性を探っている（大高二〇一八）。以下、旧稿と呼ぶ。本稿では、熊本県域においてトビ地名を始めとする古代の烽に関わる可能性のある地名を集成・吟味して、烽ネットワークの復元の可否を検討し、その中で鞠智城の位置づけを考えることにしたい。

一、古代の烽の立地と地名

旧稿と重複する部分はあるが、古代の烽の基本的性格、特に立地形態や地名との関係についてまとめ、本稿における問題意識と分析視角を提示する（一）。

（一）史料にみる烽の基本的性格

先述の天智天皇三年是歳条など史料に明記されていないが、瀬戸内から畿内にかけての西日本にもその後間もなく烽が整備されたと考えられ、「蝦夷戦争」が激化した八世紀後半以降は東北・東日本にも烽が整備されたらしい。しかし、これまでに確実な古代の烽

(の烽火施設)そのものの遺構は発見されておらず、文献史料によつてその姿を想定するほかないにもかかわらず、その史料も基本的には唐の規定を引き写した性格の強い養老軍防令の烽関係条文(66、76条¹⁰⁾)に限られるため、その実態には謎が多い。

養老軍防令の規定によれば(瀧川一九五二a・一九五三、高橋一九七一、永留一九七九、佐藤一九九七、亀谷一九九八、松原二〇〇九)、まず烽同士は約二一キロメートル(四〇里)間隔で設置するが、相互に視認できることが優先とされた。ただし各種のノロシの再現実験では、望遠鏡のない古代において、約二〇キロもの距離で下記の通り烽を運用することは現実的には難しいとみられている¹¹⁾。そもそも二一キロ間隔で相互に視認できる位置を確保すること自体が日本列島の地形では難しく、実際は律令の規定より狭い間隔で設置されていたとみるべきだろう。安定的な通信には七キロ程度が限界ではという見解もある(向井二〇〇七)。

昼は煙、夜は火を挙げる数によつて敵の来襲およびその多寡を次の烽に伝える仕組みで、そのための烽火施設が三つ、遠くから判別できるよう二五歩(四五¹²⁾)以上離して設定された。ただしこれも「山嶮地狭」の場合には明確に区別できればよいとされた。運用体制としては烽長二人が三烽以下を檢校すると規定され、その下で烽毎に烽子四人が配置された。そして天候不良などで煙や火を挙げても次の烽に反応のない場合は、烽子が行きつて知らせねばならなかった。そのため、烽は交通路に近接している必要があり、高山の山頂などは立地として適さない。また十分な間隔をもつて三つの烽火施設を設定でき、かつ付随する各種構造物の設置場所も確保できるように空間である必要がある。構造物としては、発火材(火炬)を濡らさず

に貯えておく「舎」や、煙を出すための燃料の保管施設の存在が規定に見え、烽長や烽子のための詰所もしくは望楼のような建物も存在しただろう。

ただし、烽火施設については、火炬が乾燥させた葦や草を用いて作られ、発煙装置が「筒」状の構造をもつ壚のようなものだったことは軍防令から窺われるが、その実態はよく分かっていない。唐制には存在する櫃(ホクシ)を設置するための火台が日本令には見えず、日本では土坑などの簡素な形態であったとも考えられる(木下一九八六)。

以上が軍防令による基本的な烽の性格であるが、令の規定が実際に合致するものであったかは検証が必要である。一般的に、立地間隔が短ければ、その分相対的に烽火施設が粗末なものでも実用に堪えたと考えられる。立派な石組みが築かれている江戸時代の烽火台とは、望遠鏡の有無も含め、やや条件が異なっている。

(二) 烽の立地類型

烽のネットワークの復元にあたっては、かつては相互の見通しや軍防令の間隔の規定を重視して、標高の高い独立峰の山頂などをつなぐ傾向にあった(豊一九六八など)。しかし、右のように烽にとつては前後の烽への見通しに加え、交通路との関係も重要で、高山では霧などの天候上のリスクも高い。

そして、一九九五年に「烽家」と記された墨書土器が発見され、日本で初めて確実な古代の烽の存在が明らかになった栃木県宇都宮市の飛山城跡(今平一九九七、二〇〇八)は、鬼怒川に面した比高差約二〇¹³⁾の高山(標高一三三¹⁴⁾)で、推定東山道までは約二・五

キ口の距離に立地していたため(第1図)、むしろ主要な交通路に沿った独立丘陵などが古代の烽にふさわしい地理条件であることが明確となった(木下二〇・一三)。

右の理解に基づき、史料にみえる烽の立地を概念的に三つの類型に分類しておく。

・I類「低山型」

「成るべく低い山で、上り下りが便利で、展望がよく、交通路線に近くて、前後二烽間の距離も都合がよい」山(久保山一九三九)である。前後の関係で互いに見えさせずれば、低丘陵程度でも烽の役目は果たすのである。飛山城跡がそうであるように、このタイプ



第1図 飛山城跡周辺の地形

が最も多かったのではないか。

史料にみえる実例としては、『日本後紀』延暦十五年(七九六)九月己丑朔条にみえる牡山(男山。標高一四二・五尺)。以下、山名に続く数値は標高を示す)は、平安京への遷都に際して都に連絡する烽の地に選ばれた、淀川に隣接し

山陽道も交通の便の良い低山である(第2図)(西)。平城京の東、春日山西麓に飛火野の地名が残る春日烽は、都での終点にあたる特別な烽だが(瀧川一九五二b)、一応この類型に分類できよう。

・II類「山越え型」

平地や低山の間高い山地が立ちはだかる場合、これを越えていく位置に設ける烽がどうしても必要になる。

『続日本紀』和銅五年(七一三)正月壬辰条に、河内国高安烽を廢し、(河内国)高見烽と大倭国春日烽を設置するという記事がある。これは平城京に連絡するための烽ルートの変更であることが明記されているが、藤原京に通じた高安烽と平城京に通じた高見烽はともに生駒山内に位置する。前者は『日本書紀』天智天皇六年(六六七)十一月是月条に築城記事があり、大宝元年(七〇一)に廢された高安城のある高安山南の峠付近かと想定するが、はっきりしない。後者は生駒山(六四二尺)南麓の暗峠(闇峠。奈良県生駒市と大阪府東大阪市との境)付近の天照山(五一〇尺)かと



第2図 男山(牡山烽)周辺の地形



第4図 鏡山（楢振烽）周辺の地形



第3図 天照山（高見烽）周辺の地形

海上の異変を察知して烽火を挙げ始めるため、あるいは遠くの島からの連絡を受けるための烽である。当時の沿岸防衛体制からすると、沿岸では防人（崎守・前守）が駐在していたはずで、烽の要員とともに敵の来襲への警戒・見張りをを行い、大宰府・中央へ連絡す

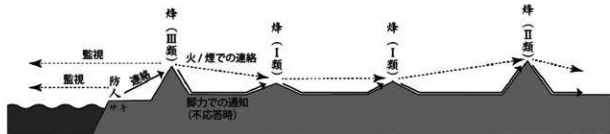
・Ⅲ類【沿岸型】

想定されており（瀧川一九六一）、峠（Ⅱ交通路）とは比高差五五割程度のため、立地的には烽として合理的な地形である（第3図）。これを参考にすると、Ⅱ類の烽も山地の最も高い地点というよりは、峠付近の小山がその適地であろう。

以上の立地の三類型を踏まえ、沿岸からの烽による情報伝達を模式化すると、第5図のようになる。古代日本においては、地形・地域次第ではあるものの概ねⅠ類を基本として、二一キロよりは狭い

ることになっていたと考えられる。冒頭で引用した『日本書紀』天智天皇三年は歳条のように、白村江での敗戦後、防と烽の設置が山城の設置に先駆けて現れていることは、まさにそのような構図を物語っているものと考えられる。

史料上では、『肥前国風土記』で唯一所在が明確な松浦郡の楢振烽がこの類型に合致し、北に玄界灘を望み杵岐方面の海域の監視に適した、唐津市の鏡山（領中振山。約二八四割）の山上にあったとみられる（第4図）（木下二〇一三）。大宰府と杵岐・対馬をつなぐ西海道対馬路（駅路名称については木本二〇〇三による）が鏡山の南麓を通るとみられ、この類型の烽もやはり交通路と無関係ではないが、ある程度広い見晴らしが得られる、沿岸部の山上に位置したのではなからうか。



第5図 烽の立地と連絡構造模式図

間隔で烽が設置され、都や大宰府までの情報伝達のネットワークが形成されていたと想定したい。

(三) 烽の名称と想定地の地名

最後に、烽探索の手がかりとなる烽と地名との関係についてまとめておく。

『和名類聚抄』(巻十二、二十巻本)、燈火部「烽燧」や『万葉集』(巻六一〇四七番歌²⁵⁾)、『古今和歌集』巻一²⁶⁾などによれば、古代日本において烽は「とぶひ」と称されていた²⁷⁾。

先述の宇都宮市の飛山城跡は、中世においては「トミヤマ」ないし「トビヤマ」と発音され、南北朝時代の「富山」「鷗山」の漢字表記が戦国時代に「飛山」に変化しており(峰岸一九九七)、その城名は古代の烽に由来するとみられる。また『古今和歌集』に詠まれた奈良の春日野の烽(春日烽)も、飛火野の地名が残っている。

すなわち、現段階で確実に古代の烽に由来すると言える地名は「とぶひ」に由来するものに限られる。「トビ(飛・鳶など)」「トミ(富など)」を冠する地名のうち、「飛渡」「飛石」などの渡河点や「福富」などの好字としての「富」に由来するものは除く、「トビヤマ」「トビツカ」「トビクマ」など烽に由来する蓋然性が高いと判断される地名に対し、右に検討したような立地条件を考慮すれば、烽探索の有力な手がかりにできる²⁸⁾(大高一〇一八)。

もう一つ有力なのは、従来の研究で注目されてきた「火」にまつわる「ヒノヤマ」系の地名・山名である。特に、『肥前国風土記』では烽二十所の存在が記されているが、そのうち養父郡の烽が佐賀県鳥栖市の「朝日山」に、神埼郡の烽が神埼市の「日ノ隈山」に比

定されている(久保山一九三九、木下一九九七)。これらは佐賀平野を一望できる標高一〇〇呷台の低山で、駅路にも近く両峰間の距離は一三キロ弱である。古代の烽に関係する蓋然性は高いと言えよう。烽としてふさわしい立地条件を加味すれば、「ヒノヤマ」系の地名も烽ネットワーク復元の手がかりとして用いるべきだろう(木下一九八六、木本二〇〇四、向井二〇〇七)。

また、先述の『日本書紀』天智天皇三年是歳条では、烽に対して「ススミ」の古訓が伝わる。これに関連して、鞠智城跡では西側土塁線北側の見晴らしの良い高所に通称「涼みヶ御所」(二六七・五²⁹⁾)という地点があり、「烽見ヶ御所」の字を当て、望楼の存在など烽との関連を想定する考えがある(久保山一九三九、熊本県教委二〇一一)。近世の地誌類では、「涼みヶ御所」は由来不明としつつも米原長者の妻の納涼の地を土民が名付けたという説が紹介される(『肥後地志略』)、長者伝説として理解されている。現段階では「ススミ」が烽と実際に結びつくかは定かでない、この点については後述したい。

鞠智城ではほかに、西側土塁線中央付近の最高所が通称「灰塚」(一六五・五³⁰⁾)と呼ばれ、現在は展望所が設けられている。「涼みヶ御所」から南方への視界はこの「灰塚」の高まりによって遮られており、また烽の痕跡としての灰の層の存在を示唆する地名の可能性があるため、むしろ「灰塚」の方が注意される(木下二〇〇二)。³¹⁾しかし「ススミ」と同様に、古代の烽に由来するものかはつきりしないため、やはり後述することとしたい。

以上を踏まえ、熊本地域の烽に関連する可能性のある地名を集成し、立地等について検討を加えていくことにする。

二 熊本県域の烽関連地名

明治五年（一八七二）以降、全国的な地誌編纂事業が行われ、同十五年から十七年にかけては小字の調査が行われた。しかしその大部分は関東大震災で焼失し、青森・秋田・宮城・福岡・熊本・大分・佐賀・鹿児島各県のみだけが東京大学史料編纂所に残っているに過ぎない⁽¹⁰⁾。さらに熊本県においては、地誌編纂事業において提出された郡誌・村誌の副本（原本は関東大震災で焼失）が残っており、全国的にも大変貴重である（熊本県立図書館蔵）。村誌には明治六年以降の地租改正に伴う地引絵図との照合や明治十四年九月以降の県土木課による測量を踏まえた村図が含まれ、さらにその多くが一般に刊行された各自治体史類に記載されている。

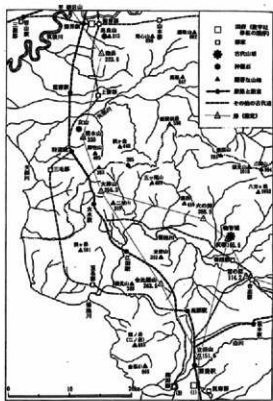
これらを活用し、トビ地名やヒノヤマ地名の集成と位置の特定、烽の立地としての妥当性の評価を行った⁽¹¹⁾。また、小字以外にも山の呼称や神社の名称、中世城館名などに烽に由来するとみられる名称が残っている場合があり、それらの収集・検討にも努めた。

なお、並行してそのほかの古代の烽に由来する可能性のある地名についても適宜検討を行った。前項で紹介した「ススミ」に関係がありそうな地名には「源松（スズミマツ）」が一定数見られたが、文字通り涼むための松に由来する地名と見受けられた。ほかに「涼塚（スズミツカ）」が一件（阿蘇郡西原村馬子）あり、こちらは烽の可能性を否定できないものの、鞠智城跡内の「涼みヶ御所」を積極的に烽と評価するほどではない⁽¹²⁾。

またヒ（火・日・樋）に関係する地名も多いが、「日焼（ヒヤケ）」、「日当（ヒアテ）」など太陽（日照）に関すると思われるもの、「樋渡・

火渡（ヒワタシ）」、「樋ノ口・火ノ口（ヒノクチ）」など本来は用水のための樋に関わる（上村一九九二）とみられるものがほとんどで、烽に由来する可能性がありそうなのは、ほぼヒノヤマ系の地名に絞られる。さらには火に関わる「ヤケ（焼）」地名も、積極的に烽との関わりを見出すには至らなかった。

これらの地名が古代の烽に関係する可能性はなお若干残されるが、ひとまずはトビ地名とヒノヤマ地名（烽と関わりなさそうなものは除く⁽¹³⁾）および「灰塚⁽¹⁴⁾」の地名について第1表・第7図に示し、地域ごとに叙述していきたい。なお、「遠見」地名（「遠見山」など）については、近世の遠見番所に関わるものが大半だが、小字「富塚」と隣接している例もあるので一応対象に含めておく⁽¹⁵⁾。古代の交通路については以下の諸研究・事典類を参照し、特に必要の無い場合は個別に根拠を示さないこととする



第6図 木下2002による烽復元図

第1表 熊本県域における古代烽関連地名表

地名	カナ(読み)	旧村名	旧郡	現市町村(合併前)	備考
(トビノツの城)	ヒノツ	(下城下)	玉名郡	南阿蘇町	中世の城下の別名。
日飯	ヒツ	宮内村	玉名郡	荒尾市	小字調査書は「日飯(ヒツ)」とする。日飯(52m)あり。
上関ヶ浦	カミノツウ	水城村	玉名郡	長洲町	隣接して「下関ヶ浦」もあり。
遠見下	トビツ	清澤寺村	玉名郡	長洲町	近世書所か
富尾村	ヒノムラ	—	玉名郡	玉名市	富比羅山ノロシ伝承あり。
富尾	ヒノ	用木村	玉名郡	和木町(和木町)	隣接して「富尾」もあり。村域では「北富尾」。
(鳥尾社)	(ヒノ)	下赤原村	玉名郡	和木町(和木町)	遠阿蘇神社の中世の名稱。
(日飯城)	ヒツ	(園田)	玉名郡	玉名市(白明町)	隣城(207m)と鳥尾(92m)あり。
上目ノ倉	カミノクラ	下内田村	山鹿郡	山鹿市(新藤町)	隣接して「下目ノ倉」あり。日岡山(312m)あり。
(坂塚古墳)	イワツ	(池水)	山鹿郡	山鹿市(新藤町)	倉瀬川古墳。
富ノ尾	ヒノ	原村	菊池郡	菊池市	
富之尾	ヒノ	富野村	菊池郡	菊池市	
坂塚	イワツ	倉屋村	菊池郡	菊池市	
富納村	ヒノムラ	—	合志郡	菊池市(和木町)	近隣に「飛鷹」「百富」もあり。
遠見塚	トビツ	栄村	合志郡	合志市(合志町)	
(坂塚)	イワツ	(御代志)	合志郡	合志市(西合志町)	明治5年の村名かつ墳存地名。
坂塚村	イワツムラ	—	合志郡	大津町	
高成村	ヒノムラ	—	山本郡	熊本市(熊本町)	
坂塚原	イワツノハラ	坂寄村	熊田郡	熊本市(北部町)	
富尾根	ヒノネ	榎王村	熊田郡	熊本市(北部町)	村誌では「富尾」。池田村「富尾」と一連。
富尾	ヒノ	池田村	熊田郡	熊本市	
坂塚	イワツ	鳥井村	熊田郡	熊本市	
(朝日山)	アサヒヤマ	(横手)	熊田郡	熊本市	花岡山(133m)の別名。
富尾	ヒノ	船村	熊田郡	熊本市(河内町)	
坂塚	イワツ	船塚村	熊田郡	熊本市	
坂塚	イワツ	牛追村	上益城郡	益城町	隣接して「坂塚」前「遠見塚」あり。
遠見塚	トビツ	牛追村	上益城郡	益城町	隣接して「坂塚」あり。
遠見塚	トビツ	木山村	上益城郡	益城町	安永村「遠見塚」と近接。
遠見塚	トビツ	安永村	上益城郡	益城町	木山村「遠見塚」と近接。
遠見塚	トビツ	高木村	上益城郡	高島町	村内に「富尾」あり。
富山	ヒノ	鳥木村	上益城郡	山都町(矢部町)	
遠見塚	トビツ	真瀬村	上益城郡	山都町(清和村)	
遠見山	トビヤマ	藤川村	上益城郡	山都町(清和村)	遠見山(1268m)あり。
飛尾	ヒノ	東阿蘇村	下益城郡	熊本市(城南町)	隣接して「南飛尾」あり。飛尾横穴群。
富尾嶺	ヒノツル	寶野村	下益城郡	奥良町(中央町)	村内に「富尾」あり。
日飯	ヒツ	北阿蘇村	下益城郡	宇城市(小川町)	遠南小川日飯(243m)。
富山	ヒノ	長野村	熊本郡	水俣市	隣接して「下富山」あり。
遠見	トビ	級村	熊本郡	水俣市	近世書所由来。
遠見塚	トビツ	黒野村	阿蘇郡	小原町	
富尾	ヒノ	下城村	阿蘇郡	小原町	中世飛尾(富ノ尾)城あり。
坂塚	イワツ	鳥子村	阿蘇郡	西原村	
坂塚	イワツ	黒川村	阿蘇郡	阿蘇市(阿蘇町)	隣接して「中・東・西坂塚」「坂塚原」あり。
飛塚	ヒノツ	河原村	阿蘇郡	南阿蘇村(久木野村)	
遠見塚	トビツ	高森村	阿蘇郡	高森町	
富塚	ヒノツ	曾尾村	阿蘇郡	山都町(藤原町)	遠出追村の「遠見塚」に隣接。現上益城郡。
遠見塚	トビツ	遠出追村	阿蘇郡	山都町(藤原町)	富尾村の「富尾」に隣接。現上益城郡。
富ノ尾	ヒノ	人吉村	埴原郡	人吉市	
坂塚	イワツ	大畑村	埴原郡	人吉市	
富道	ヒノミチ	本上村	埴原郡	仙阿	村内に「富道」もあり。
富山	ヒノ	須藤村	埴原郡	あまぎ町(須藤村)	
坂塚	イワツ	深田村	埴原郡	あまぎ町(深田村)	
飛曲	ヒノ	倉立村	天草郡	上天草市(大矢野町)	
火曾	ヒノ	上村	天草郡	上天草市(大矢野町)	
(鶴島)	(ヒノ)	—	天草郡	上天草市(鶴ヶ島町)	
遠見島	トビツ	倉塚村	天草郡	天草市(倉塚町)	他に「ツンダケ」。近世書所由来。
火口山	ヒノ	細尾村	天草郡	天草市(倉塚町)	
遠見島	トビツ	大江村	天草郡	天草市(天草町)	近世書所由来。
飛江	ヒノ	新合村	天草郡	天草市(河浦町)	
高野	ヒノ	河浦村	天草郡	天草市(河浦町)	
遠見	トビ	牛瀬村	天草郡	天草市(牛瀬市)	近世書所由来。遠見山(217m)あり。
遠見島	トビツ	魚貫村	天草郡	天草市(牛瀬市)	隣接して「西・南・北遠見島」あり。近世書所。遠見島(223m)あり。
遠見島	トビツ	大江村	天草郡	天草市(天草町)	近世書所由来。
富岡町	ヒノ	—	天草郡	帯広町	富岡城。近世には烽火台あり。

※「旧郡」「旧村名」および「地名」の括弧のないものは明治15年調査時のもので、括弧を付した「地名」はそれ以外の地名等である。「旧村名」で括弧を付したものは現在の大字。カナは基本的には小字調査書に従った。

(木下一九九・二〇〇九、鶴嶋一九七九・一九九七・二〇〇四、武部二〇〇五、木本二〇一四、赤星二〇一四、網田二〇一七)。

先行研究としては、木下良氏が第6図のような筑後から鞠智城周辺までの烽ルート(復元想定)を行っている(木下二〇〇一)。交通路に沿うものとして復元している以上、本稿での想定とルートには類似しているが、烽間の距離は規定通り約二二キロを基準とし、地名よりも山の形状・立地を重視しているため、トビ・ヒノヤマ系地名については見逃している。

(一) 玉名郡・山本郡

大宰府から南へ向かう西海道駅路(大隅路)は、旧稿で烽の存在を想定したみやまし高田町亀谷の「飛塚(鳶塚)」付近(「車地」地名も並存)を通過して、肥後国(南関町)へと入る。どのように肥後国内の烽に接続していくのかが未



第7図 熊本県の烽関連地名と古代交通路(破線は主な異説を表示したもの)



第8図 和木町用木の「富尾」(荒尾山)(南東方向から)

詳で、この「飛塚」の烽想定は不確実だが、駅路はやがて七世紀後半に遡る軍用道路とみられ(木下二〇〇三)、鞆智城へ向かう「車路」官道のルートと、肥後国府が所在した飽田・託麻郡方面に向かう「延喜式駅路」のルートに分かれる。

現在の九州自動車道と並走する「延喜式駅路」ルート方面では、南関町下坂下字米田に駅路に近接した位置に所在する中世の坂下城が、かつて「トビノヲの城」の別称(二〇)をもっており、城内には「トビの屋敷」と呼ばれる区画(東西五七段、南北六〇段)が存在することが注意される(熊本県教委一九七八)。城は標高七八段の丘陵の南端部分に位置し、現状は樹林によって周囲の視界は遮られているが、地形データによる視認解析によれば少なくとも東南の駅路の進行方向への視界は良好で、和木町用木の「富尾(トミノオウ)」へは七キロ弱の距離で接続する。

用木の「富尾」はやはり現在の九州道および県道三号線沿いで、同地区北東の荒尾山(一九三〇)の西麓にあたっている。「トミノオ」の地名は、「烽の尾」で烽があった山の麓、裾を意味していると理解され、必ずしも小字の位置に烽を想定するわけではない。九州道から撮影した第8図の最も高い辺りから荒尾山で、烽自体は九州道からも形状が判別しやすい一つ南の山

の上にあっただろうか。なお、その南麓(左側)の小丘陵付近の小字が「保立目(ホタチメ)」で、これも烽に関わるのかもしれない。この次の烽については、熊本市北区植木町(旧山本郡)の平尾山(二二五段)や岩野山(二二七段)が約八キロの距離で位置しており、烽関連地名は見出せないが立地としては都合が良い。

一方、「車路」ルートの方は、菊池川を挟むことになるが和木町の下津原に飛尾社という神社のあったことが知られる(現阿蘇神社(三七))。烽自体は同社の南側の標高八〇段の丘陵地が候補地となり、約二キロ先に次の烽と考えられる山鹿市の日岡山を見ることができ、想定としては悪くない。

以上のように、やはり官道沿いの烽の適地と言える位置にトビ地名が分布していると言える。これに加え、筑後国三池郡家や玉名郡家を結ぶ、駅路以外の交通路の存在が想定されているが、これに対応するように福岡県大牟田市から熊本県荒尾市、玉名市を経て熊本(植木町)へと至る沿岸部にトビ・ヒノヤマ地名が散見する。

まず福岡県域で、旧三池郡、みやま市高田町尻の森山宮の背後、標高九一段に城館遺構があり、これを飛塚城(田尻城・田尻飛塚城)と言ったらしい(福岡県教委二〇一七)。この北の山裾に沿って駅路から分かれた道が東西に走り、三池郡家に至った後で地形に沿って向きを南へ変える。すると西の丘陵(最高所二二三段)の西麓、大牟田市岬地区に「鷹ヶ浦」がある。この丘陵上に烽があったとすれば、飛塚城とは約五キロの距離で、お互いの位置をうまくとれば視認も可能だろう(二八)。

また荒尾市の北部、宮内には「日嶽(五二二段)」がある。標高が低く北の大牟田市方面は山に遮られるなど、あまり条件は良くない

が、一応沿岸型Ⅲ類の烽の可能性は残される。ここから約六キロ東南にある長洲町の「飛ヶ浦」や、次に見る玉名市の日嶽は視認が可能である。

長洲町の「飛ヶ浦」の東約三キロの玉名市(岱明町)開田には、荒尾市と玉名市にまたがる筒ヶ嶽(小岱山。五〇一㍎)の一條である日嶽(二〇一㍎)がある。中世には大野氏の砦(日嶽城)となっていて、山頂の鶴城とその麓(九二㍎)の亀城とがあるが、いずれも有明海、雲仙岳、玉名平野を一望できるようである(岱明町二〇〇五)。

またさらにその東約三、四キロの菊池川下流右岸には、玉名市富尾(トミノオ)地区があり、この地名は中世に遡る。西方には筒ヶ嶽から東南に降りてきた尾根がそびえ、少し谷を挟んだ先の小山を金比羅山(一四七㍎)と言う。現在その山頂には多数の岩が転がっていて金比羅神を祀る小祠があり、この山の真南に玉名郡家が位置し、その延長には一・六キロに及ぶ直線状の「郡衙道」が伸びるところから、磐座祭祀の場とも言われているが(坂田一九九七)、山頂中心部にある直径・高さ約二㍎の自然石について、地元地名研究者の上村重次氏が「ここでノロシをたいた(金平^{キヘイ}さんは軍の神さま)という伝承を紹介していることが注目される(上村一九九二)。伝承の情報源が未詳だが、金比羅山は標高が高すぎない一方で目立ちやすく、西側の樹木がなければ西・南・東の三方に視界が開ける。

ここからは「延喜式駅路」沿いの和木町用木の「富尾」が北東方向八・五キロ先に視認でき、熊本市北部で駅路に合流する道が延びていくとみられている南東方向の約二・五キロ先、熊本市北区植木町富尾(トミオウ)地区においても、視認可能な範囲がある。伝承の真偽はと

もかく、「富尾」の地名の由来となった烽が金比羅山山頂付近に存在した蓋然性は高いと判断する。

右に列挙した地名が全て烽に結びつくわけではないだろうが、以上のように玉名郡は沿岸部にも有力な烽関連地名が散見するので、複数の沿岸型(Ⅲ類)の烽による有明海・島原湾沿岸の警戒が行われていたとみられる。

(二) 山鹿郡・菊池郡・合志郡 (二)

続いて、鞠智城近辺の烽関連地名についてみていく。

「車路」官道に沿うように位置する山鹿市(菊鹿町)の日岡山(三二一㍎)は、鞠智城の西側外郭線から木野川・内田川流域の低地を挟んで西に約四キロの距離にある。『肥後国誌』(巻六、菊池郡深川手永、米原村)には、鞠智城の米原長者が一日で田植えを終わらせるために日岡山に油三斗樽で火を付け、田植えは終わったものの天罰で夜に「火の輪」が出て長者の屋敷・倉庫から日岡山まで一円灰燼となったという伝説がある。これまで指摘されてきているように、日岡山に烽があったことを窺わせる伝承、もしくは烽に由来する山名から考え出された説話という可能性は十分あるだろう。日岡山も北から降りてきた尾根の先端付近にあり、あまり高い山ではなく、ほかの烽想定地の立地と似通っている。

なお、鞠智城の北方の山鹿市菊鹿町池永に存在した灰塚古墳(合瀬川古墳)は、日岡山や交通路との関係など、烽を想定すべき積極的理由に乏しい。

さて、「車路」官道は鞠智城の南を通り南東へ向かい、花房台地上に上った後、南西方向、肥後国府方面に向かう本路と阿蘇方面に向

かう豊肥支路とに分かれる。この付近(菊池市泗水町)には、「車地」の小子とともにトビ地名が集中している。

富納(トミノウ)地区については、『肥後国誌』(巻五、合志郡竹迫手永)に「里俗の説、往古菅公太宰府において薨去の時、神靈一片の白幡となり飛び去り給うに、御子四ツ寺某其の御跡を追い山川を超えて此地に留り給う。依りて飛納と言ひ、今訛りて富納と書けり」とある。大宰府までの連絡する烽の記憶に関するものかとも想像されるが、富納村が鎌倉時代には太宰府天満宮安楽寺の荘園で、灯油の納所であった(泗水町二〇〇一)ことに由来するのだろう。同地区に隣接する住吉地区内の「飛熊」の地名も、中世の飛熊城まで遡る(肥後国誌同)。吉富地区内にも「富」や「富の原」(後者は戦後の開拓によりできた地名)があるなど、トビ地名が錯綜しているが、菊池平野を挟んで約七キロ程の距離で鞠智城と対峙するこの花房台地上のどこかに、烽があった蓋然性は高い。ここから日岡山までの距離は約一〇キロで、これも適当な距離である。

その後は残念ながら阿蘇方面に向かう豊肥支路に沿う烽関連地名は見出せず、国府へ向かう本路沿いにも明確なものはない。本路に近い合志市栄に小子「遠見塚」、同御代志に「灰塚」の地名が残るが、泗水町のトビ地名集中域とは四〜五キロ程度の距離で、地形的にも決め手に欠く。次の烽を先述の熊本市植木町の平尾山や岩野山、木下良氏(木下一九七九)による推定高原駅家¹⁰⁾、近くの合志市の弁天山(一四五五)や二塚山(一一八三)と推定した場合でも、本路の延長上である熊本市池田・徳王の「富尾(トミノオ)」付近とした場合でも、花房台地上から概ね視認が可能なようだからである。ただ後者の場合距離は約一六キロで、これまでの検討からする

とやや離れていることになる。

なお、菊池市の北東部、日田方面へ向かう方面に二つ小子「トビノオ」があるが(原・雪野)、必ずしも全てのトビ地名が烽に由来するとは限らないので、そういった烽とは無関係のものも理解しておく。

(三) 飽田郡・託麻郡

熊本市北区(北部町)徳王の「富尾畑(トミオハタ)」、西区池田の「富尾(トミノオ)」は一連の地名で、坪井川の対岸には木下氏が烽を想定した立田山(一五一三) (木下二〇〇二) や、熊本市清水亀井町(旧亀井村)の「灰塚」があるが、いずれにしてもこれらの間を駅路が通るのであり、この周辺に一つ烽を想定したい。

金峰火山(主峰は六六五の金峰山)の外輪部内にある、熊本市西区河内町岳の「富塚(トビノツカ)」は、外輪部の外側が見えないので烽由来とは考えづらいが、外輪部から断層によって分断され、万日山(一三六三)とともに小山地を形成している西区の花岡山(一三三三)は、朝日山の名称をもっていたらしい(熊本市一九九八b)。

『新撰事蹟通考』¹¹⁾ (巻四、編年考徴二)は、祇園社の「社記略」を引用し、祇園社は承平四年(九三三)に「府中」の西南に勧請された後、近接する「車屋敷」に移され、さらに天元二年(九七九)に朝日山、すなわち祇園山に移ったという(祇園社はさらに正保四年(一六四七)に北岡に移り、現在の北岡神社となる)。祇園山は近代になり幕末の志士を祀る招魂祠が建立されて以降、花岡山と称されるようになったようで、ほかに岡見岳、勢高山の別称ももって

いる。右の社記略の年紀には信を置けないものの、祇園社が移ってきた後に祇園山と称されるようになったのであるから、朝日山はそれより古い名称とみてよいだろう。

ここで想起されるのは、先述の「肥前国風土記」所載の烽の推定地である。養父郡の烽は鳥栖市の朝日山に比定されており、これは交通路との関係などからかなり蓋然性が高い。池田の「富尾」からは四キロ強しか離れていないが、南側は白川や緑川などの下流域に沖積低地の熊本平野が広がり、条里が検出できなくなる現在の海岸線から東に五キロ程の辺りに古代の海岸線があったようであるから（熊本市一九九八）、沿岸部の烽としての必要性からやむをえない間隔なのだろう。南方は湾入する島原湾の向こうに宇土半島、そしてその西側に駅路が走る熊本平野から益城郡方面を見渡すことが可能である。「朝日山」なる名称が全て烽に結びつくというわけでもないだろうが、花岡山は熊本平野の「沿岸部」の烽として申し分ない立地条件を備えているように思えるのである。

なお、花岡山（朝日山）では山頂から箱式石棺群が、万日山からは終末期古墳を含む多数の古墳が発見されており、その南麓の春日地区は『日本書紀』安閑天皇紀にみえる春日野屯倉の遺称地と推定されている（井上一九七〇）。そしてその南に広がる二本木遺跡群は、肥後国府（所謂「飽田国府」）もしくは飽田郡家の推定地で、八世紀中葉の大型掘立柱建物などが検出されている（熊本市教委二〇〇七）。古くから重要視された地域であったことが分かる。

(四) 上益城郡・下益城郡

先述の朝日山から南へは、熊本平野を越え宇土半島の基部方面に

連絡することになる。球磨駅家や「益城国府」推定地の向こう、熊本城南町東阿高に「飛尾（トビノオ）」の小屋がある（飛尾横穴群が所在（熊本県教委二〇〇九））。ここは雁回山・木原山（三一四頁）東麓の末端部にあたり、「飛尾」の尾根の上方、雁回山の山上付近や尾根筋に烽が存在した可能性がある。

なお、雁回山の北側は現在熊本市南区富合町木原という地区だが（D）、「富合」の名称は杉合村と守富（モリトミ）村が合併したことによるもので、「守富」の地名は中世の守富庄という庄園名に遡る。「烽を守る」という意味にも解せるので、雁回山に存在した烽と関わりのある地名なのかもしれない。

駅路は雁回山の南方で西の宇土半島の先端（三角）へと向かうルートと南の大隅方面へ向かうルートに分かれる。大隅方面へ一〇ほど南下すると、東側に日嶽が現われる。現宇城市小川町南小川の日嶽（日岳）は標高二四三で、距離的にも烽の立地として申し分ない。現在も九州道がすぐ麓を走り、西方には八代の低地と八代海が広がる。

なお、やや内陸に入った美里町萱野の「富尾鶴」については、豊向駅を宇城市松橋町豊福ではなく、浄水寺石碑にみえる「肥公馬長」と聞わせて（木下一九七九）、その付近を駅路が通過するという想定もあるが（武部二〇〇五）、必ずしも有力とは言いがたく、烽とは聞われないものとみておく。

上益城郡では、益城町寺迫に「灰塚」と「遠見塚」とが隣接する場所があり、さらにその北西一・五キロくらいの同町木山および安永に、間に宮園地区の一角を挟んで「遠見塚」が隣り合う地点がある。また、嘉島町井寺にも「遠見塚」があり、熊本市の旧託麻郡健

軍村にある小字「灰塚」もこれらに関わるのかもしれないが、現在知られている古代の交通路の知見などからは、これらトビ地名・ヒノヤマ系地名以外の地名を根拠に古代の烽のネットワークの存在を想定することは躊躇われる。今後の検討に委ねたい。

また、山都町島木の「富山（トミヤマ）」や同緑川の「遠見山」、同貫原の「遠見塚」はいずれも山深い地方にあり、特に遠見山は「二六八」の山名である。古代の「トビ」ではなく、「遠見（トオミ）」を語源とする地名と考えるべきだろう。

(五) 宇土郡・天草郡

宇土郡には有力な烽関連地名が見当たらない。次の烽は対岸の大矢野島の飛岳（ヒダケ）。二二八と仮定しても、飛岳から飽田郡（熊本市）の花岡山（朝日山）は見通すことができず、下益城郡（宇城市）の日嶽との間には二五キロ強もの距離があり、間に一つは中継を入りたいところである。宇土平島南側の尾根の一つに烽を想定して日嶽につなぐのが穏当だが、北側でも宇土市長浜町と網津町にまたがる高山（二〇五）あたりは何とか花岡山への連絡ができるようである。

さて、上天草市大矢野町の飛岳については、音がヒダケなのでトビ地名ではなくヒノヤマ系地名である。かなり尖った山の形状をしており、遠くからでもすぐ判別できる山である。事典類によれば「火岳」とも書き、烽火台があったと伝えられ、三年交替の防人や役人が置かれて麓には三年ヶ浦の地名が残ったという。山は古代山城のように馬蹄形の平面形状を呈し、今では残っていないが、採石によって消失する前には山頂の北西の尾根の一角（比高差約六〇



第9図 飛岳周辺図 (大田 2007)

に野面積みの石塁があったといい、烽火台の施設の可能性がある（第9図）。しかし山頂の円形の石囲いからは近世の銭貨のみが採取され、中近世の狼煙場とみるのが穏当とされている（大田二〇〇七）。ただし、右の見解を否定する訳ではないが、山の位置・名称・形状などからは、古代の烽があった可能性も十分にあると考える。確かめる術のなくなつたことは残念だが、周りにこれ以上ふさわしい候補地もないため、ここに烽を想定して論を進める。

天草郡には近世の遠見番所に由来する地名が多く、それらについては割愛するが、天草上島の南東にある樋島（ヒノシマ）は、中央の最高部が二二三で、八代海の監視・連絡のための烽を天草側にも置いたとすれば適地だろう。飛岳までは約二五キロあって見通せないが、ちょうど中間地点の上天草市姫戸町姫浦の北端、金比羅山（二五八）に遮られているため、そこで中継すれば都合がよいこ

とになる。

一方、北側の島原湾方面にはこれといった烽関連地名がないが、下島の西北端、天草灘に突き出た陸繋島である峇北町の富岡が注意される。近世天草支那の拠点とされ、天草・島原の乱の舞台ともなった富岡城は、中世の頃は袋の浦や留岡(トメオカ)と称され、近世初めに寺沢氏が富岡と改めたという通説に対し、もともと「トミオカ(遠見丘)」の地名があったという考え方も提出されている⁽¹¹⁾(峇北町教委一九八六)。砂州で本島(下島)につながっていただけの島内には、近世の遠見番所(白石崎、五五^ノ)

や烽火場(尾越、一〇〇^ノ)が置かれており、烽の立地としては申し分ない。

仮に烽火場から飛岳までを結ぶと、なんとか視認は可能だが距離が四〇キロを超えており、下島および上島の北岸部で一度か二度中継しないと難しいだろう。また、対岸の島原半島との連携関係についても検討が必要だが、今後の課題としたい。

ほかにも、天草諸島内にはいくつか烽関連地名があるが、右に見たような烽に適した立地と言えなく、烽の存在を想定するのは、上記の飛岳や樋島、富岡など、八代海や島原湾を通過して九州本島に侵入していく船に対するものととめておきたい。

(六) 八代郡・芦北郡・球磨郡

(四)の宇城市の日嶽を最後にして、これより南の沿岸部にも駅路は続くものの、天草郡を除くと有力な烽関連地名がなくなる。そもそも候補も少ないが、水俣市長野の鷹山は、周りの山が高い中で目立つような地点ではなく、烽があったような立地には思えない。水俣市袋の「遠見」も近世の番所に由来するもので、古代の烽ネッ

トワークの存在を主張するような状況にない。

そんな中で、内陸に入った球磨郡にはやや関連地名がある。しかし、錦町木上の「鷹追」は完全な山奥で不適当だし、駅路のルートも考えると、地名だけを頼りにこの地域に烽の存在を考えるのは難しいのではないだろうか。

(七) 阿蘇郡

阿蘇郡内には、まばらに烽関連地名が存在している。豊肥支路の駅路が通る阿蘇外輪山内側の北部では、阿蘇市黒川の「灰塚」が交通路にも近接する丘陵になっており適地で、外輪山内に入ってくる二重峠までは西に一〇キロ弱で、峠付近に烽があったと考えると間隔としてはちょうど良い。今回検討した「灰塚」の中では最もそれらしい立地にあるが、豊肥支路に沿って豊後まで烽による情報伝達が行われていたかという大きな問題になるので、ここではその可能性を指摘するにとめておきたい。

豊肥支路の駅路について言えば、合志郡の大津町の「灰塚」や、西原村の「涼塚」も候補となるが、これらは熊本市方面の烽想定地や花房台地(泗水町)のトビ地名集中地域とスムーズに連絡できず、烽を想定するには不安が残る。

そのほかにも阿蘇外輪山の内外にトビ地名等はあるが、烽ネットワークの存在を浮かび上がらせるには至らない。駅路以外の古代交通路の研究の進展を期待しつつも、今は烽とは無関係の地名として理解しておきたい。

これらの烽ルートが並存していたかという問題は、恐らくこれらの交通路が並存していたかという問題とイコールになる。七世紀後半に敷設された「車路」ルートから九世紀後半に「延喜式駅路」に変化するという鶴嶋氏の説（鶴嶋一九七九）も説得的だが、八世紀以降には、西海道でも北部九州沿岸以外では烽の存在意義は薄れていったと考えられる（二五）。九世紀後半の延喜式駅路の新置に伴って、和水町用木などに烽を設置するルートの変更が律儀に行われたと理解するのはなかなか苦しい。

もっとも、烽の存在自体は地名や立地からの推測で何も証明されていないところではあるが、上記の烽ネットワークを積極的に評価するならば、「車路」ルートや「延喜式駅路」ルート、玉名郡沿岸ルートとの各交通路が、当初から並存していたと見る方が穏当である（日野一九九六、木下二〇〇二、木本二〇一四）。また本稿では結論は保留したが、豊肥支路に伴って豊後まで連絡している可能性もある。烽も交通路と同様に、軍事的な観点から複雑なネットワークとして設置されていたのだろう。それは福岡県域においては、古代山城の分布ともリンクしてくる（大高二〇一八）。

肥後国全体で見れば、熊本平野から下益城郡（古代では日嶽のある小川町）「小河郷」は八代郡に属す）の沿岸部ぐらまでは烽が置かれていた蓋然性が高く、宇土平島・天草諸島にも烽ネットワークが伸びていた可能性を想定した。それら沿岸部で察知した異常が、火や煙による信号で鞠智城、大宰府、そして都へといち早く伝えられる体制になっていたのである。

一方、今回の烽関連地名の集成結果からすると、この烽ネットワークが薩摩・大隅国方面までつながっていたとは言い難い。小字以外

の地名を見落としている可能性もあり、南九州でも宮崎県えびのに「灰塚」、同西部市三納に「鹿野」の地名などがあることから、結論を急ぐことは避けたいが、現状では右のような評価としておきたい。すなわち、筆者は鞠智城の築城に関して対準人対策としての意味合いが大きかったとは考えていない。

おわりに

今回は一応熊本県の全域を検討の対象としたが、豊富な資料と広大な土地に対して、調査が不十分なものになっていないかを恐れている。特に、烽候補地を詳しく踏査することはごく限られた対象にしか行うことができなかった。筆者は今後も烽のネットワーク復元、そして烽の遺構発見への取り組みを続ける所存だが、このような調査は熱意ある地元の人々による知見や探索が大きき力となるので、今回の研究報告を機に古代の烽や交通路の研究に関する活動の輪が少しでも盛んになれば幸いである。

注

(一) 二〇一八年九月一二日に近畿大学東大阪キャンパスにおいて開催された第五七回古代山城研究会例会「古代山城とノロシ」での報告「トビ地名と古代烽の立地形態」の内容を含んでいる。

(二) 日本思想大系『律令』（岩波書店、一九七〇）による。

(三) 信号用の旗を利用した漢代の烽燧の間隔は五キロ未満であり（初山一九九七）、明代の烽燧や朝鮮王朝の烽燧も五キロぐらゐの間隔で運用されていた（酒寄一九九七）。唐朝が三〇里間隔とするころを日本の養老令が

敢えて四〇里とする理由は分かっていない。

(四) 西南方向約一〇キロの距離で山陽道沿いに位置する富田(とんだ)の地名は、烽に由来する可能性があるのではないかと。

(五) 天照山の山頂には下の方から尾根沿いに続く土塁状の高まりや石材の散乱が認められるが、烽の遺構であるかは断然しない。

(六) 「生駒山 飛火が岡に」(小学館新編日本古典文学全集『万葉集』の読み下し文)との一節がある。

(七) 「春日野の飛火の野守いでて見よ今幾日ありてわかなつみてん」(岩波書店新日本古典文学大系『古今和歌集』)。

(八) 鎌倉時代にも「とぶひ」の用例があるが、中世以降は概して「のろし」という表現が一般化していくようである(服部一九九七)。

(九) 対馬においては、海岸線の展望の利く岬にある飛岳、飛崎(鳥崎)、鳥嶽、飛坂などの「トビ」地名が既に注目されていた(永留一九七九)。

(一〇) 熊本県分は『明治前期全国村小字調査書』六(内務省地理局編纂善本叢書三五九州組、ゆまに書房、一九八六)に「熊本県町村字調」として収載。

(一一) PCソフト「カシミール3D」により国土地理院基礎地図情報を利用し、視認解析など地形の分析を行っている。また、地名の検索には上村重次編『改訂明治前期熊本県町村字名分類索引』一〇〇(私家版、二〇〇一、二〇〇三)を活用した。

(一二) ほかに「スス」(燻)、「スズ」(鈴・錫)、「ツツミ」(鼓・鞆)、「スミ」(炭)で始まる地名も一応集めたが、割愛する。

(一三) 除いたトビ地名は以下の通り。「トビイシ」(飛石)、「トビイリ」(飛入)、「トビウ」(鳥右など)、「トングウ」(飛宮)、「トビノキ」(飛木)、「富籠屋敷」(トビノモリヤシキ)、「トビセ」(飛瀬)、「トビノス」(鳥巣など)、「飛付」(トビツキ)

「トビナガ」(飛水)、「トビハタ」(飛畑)、「トビマツ」(飛松)、「トビヤ」(飛屋)、「トミヤシキ」(富屋敷)、「トビワタリ」(飛渡)。

(二四) 「灰」で始まる地名はほかに「ハイカサコ」(灰ケ迫)、「ハイキ」(灰木)、「ハイケツル」(灰毛鶴)、「ハイクチ」(灰口)、「ハイクボ」(灰久保)、「ハイサカ」(灰坂)、「逗取」(逗坂)、「ハイサコ」(灰迫)、「ハイジマ」(灰嶋)、「ハイダテ」(灰立)、「ハイツキ」(灰付)、「ハイウチ」(灰土灰辻)、「ハイトオ」(灰塔)、「ハイトリ」(灰取)、「ハイハラ」(灰原)、「ハイヤキ」(灰焼)があったが、割愛する。

(二五) 「ト」と読む可能性もある「十三」の付く地名、池田(一九八九)については、「ジュウサン」と読むものしかなかったため、割愛する。

(二六) 正確には、「カブラヤの城」と呼ばれた坂下城(下坂下字城平に所在)と二つに分かれていた。

(二七) 一六六九年に成った「国部一統志」(寺社総録十、玉名郡)には中下津原村に「飛尾大明神(阿蘇二宮十一面観音平等寺)」と記載があり、同(名社志七、玉名郡)にも「飛尾大明神者阿蘇二宮也。聖武帝天平年中建。白河院承暦元年菊池則隆再建。有平等寺」と記す。『肥後国誌』にも下津原村に「飛尾大明神社(東郷四百余町ノ鎮護神)」とある。『肥後地志略』(井澤長秀撰、森下功・松本寿三郎編『肥後国地誌集』青潮社、一九八〇所収)玉名郡にも、「飛尾社 下津原村に有/天平十五年阿蘇太神を勧請す。」とある。

(二八) 両者は旧稿では敢えて触れなかったが、今回肥後国との関係で烽の候補地と考えることにした。

(二九) 合志郡は一八九六年に菊池郡に編入された。

(三〇) この西一キロ程の地点には改寄町の「灰塚原」の小事がある。ただし、高原駅家は植木町植木付近に推定するとの説も有力である(鶴嶋一九九七)。

(二二) 『肥後文献叢書』三(隆文館、一九一〇)所収、『肥後国誌』(卷三、飽

田部、横手手水、横手村祇園宮)も同書を引用する。

(二三) 直接烽には関わらないと考えるが、旧本原村には上飛田(トタ)・下飛田の字がある。

(二四) 近世の文献(『求麻外史』および『南緯曼綿録』)の文龜三年(一五〇三)の記事に「富岡城主(留岡城主)」とあることが主たる根拠で、全面的には依拠できない。

(二五) 「灰塚」について、上村重次氏はハイは「道」や「拝」の事例もあることを示すとともに、シルシとしての「牌」ではないかと述べている(上村一九九〇)。

(二六) 延暦十八年(七九九)の全国的な烽の廃止の際も、大宰府管内は対象外とされたが(『類聚三代格』卷十八開并烽候事、延暦十八年四月十三日官符)、『延喜式』(卷二十八、兵部省)に「凡太宰府所部国放烽者、明知使船、不問客主、拳烽一炬。若知賊者放兩炬。二百艘已上放三炬。」とあるような外交使船や賊船の見張りは、ほとんどが対馬や志岐、玄界灘沿岸でのことだったのでないだろうか。

参考文献

(論文等)

- 赤星雄一 二〇一四 『肥後国の古代官道』『国史新考古学』六
網田龍生 二〇一七 『熊本平野の道』『海路』一三
池田末則 一九八九 『新十三塚考』『民俗文化』一
井上辰雄 一九七〇 『火の国』学生社
上村重次 一九九一 『玉名の地名』(私家版)

上村重次 一九九六 『字図で見る球磨の地名』蘇春登情報センター

大田幸博 二〇〇七 『飛岳』『大矢野氏の活躍』上天草市史、大矢野町編、中世

魚谷弘明 一九九八 『情報と社会』古代の烽』『歴史と地理』五一—四

木下良 一九七九 『肥後国』藤岡謙二郎編『古代日本の交通路』IV、大明堂

木下良 一九八六 『歴史地理的にみた交通・通信・情報の諸問題』『歴史地理学紀要』二八

理学紀要』二八

木下良 二〇〇二 『古代の交通と役所』『南関町史』特論

木下良 二〇〇三 『西海道』『古代交通研究』二二

木下良 二〇〇九 『事典』『日本古代の道と駅』吉川弘文館

木下良 二〇一三 『烽と交通路』『日本古代道路の復原的研究』吉川弘文館

木本雅康 二〇〇三 『西海道における古代官道研究』『古代交通研究』二二

木本雅康 二〇〇四 『地名から古代の烽を探す』『地名を歩く』別冊歴史読本八一、新人物往来社

木本雅康 二〇一四 『鞠智城西南部の古代官道について』『鞠智城跡Ⅱ』論考

編一、熊本県教育委員会

久保山善映 一九三九 『九州に於ける上代国防施設と烽火の遺蹟』『肥前史談』一三—六

今平利幸 一九九七 『飛山城跡発掘調査概要』シンポジウム『古代国家とものろし』宇都宮市実行委員会／平川南／鈴木靖民編『烽とどろし』の道』青木書店(以下、『烽の道』とする)

今平利幸 二〇〇八 『飛山城跡』同成社

坂田邦洋 一九九七 『玉名郡誌』『企画展』『玉名郡誌』玉名市立歴史博物館こころピア

酒寄雅志 一九九七 『朝鮮半島の烽燧』前掲『烽の道』

佐藤 信 一九九七 「古代国家と烽制」前掲『烽の道』

高橋富雄 一九七二 「烽の制度とその実態」『東北学院大学東北文化研究所紀要』三

要』三

瀧川政次郎 一九五二a 「律令時代の国防と烽燧の制」『律令諸制及び令外官の研究』法制史論叢第四卷、角川書店、一九六七所収

瀧川政次郎 一九五二b 「春日の飛火野」『大和文華』七

瀧川政次郎 一九五三 「唐兵部式と日本軍防令」『律令格式の研究』法制史論叢第一冊、一九六七所収

瀧川政次郎 一九六一 「高見の烽」『ひらおか』九

武部健一 二〇〇五 木下良監修『完全踏査 続古代の道』吉川弘文館

鶴嶋俊彦 一九七九 「古代肥後国の交通路についての考察」『駒沢大学大学院地理学研究』九

鶴嶋俊彦 一九九七 「肥後国北部の古代官道」『古代交通研究』七

鶴嶋俊彦 二〇〇四 「肥後国」古代交通研究会編『日本古代道路事典』八木書店

豊元国 一九六八 「烽の研究」小田富士雄編『西日本古代山城の研究』日本城郭史研究叢書二三、名著出版、一九八五所収

永留久恵 一九七九 「古代の烽燧」『対馬古代史論集』名著出版、一九九一所収

服部英雄 一九九七 「中世・近世に使われた「のろし」」前掲『烽の道』

日野高志 一九九六 「西海道」木下良編『古代を考える 古代道路』吉川弘文館

松原弘宣 二〇〇九 「日本古代の通信システムとしての烽」『日本古代の交通と情報伝達』汲古書院

峰岸純夫 一九九七 「中世の飛山城跡」前掲『烽の道』

向井一雄 二〇〇七 「古代烽に対する基礎的検討」『戦乱の空間』六

杉山 明 一九九七 「中国の烽燧施設とその生活」前掲『烽の道』

(自治体史・郷土誌類)

※冒頭に自治体名を掲げ五十音順で並べ、自治体史の編者・発行者については省略した。必ずしも本文では言及しなかったが、小字の位置の確認などに参照したものも含む。

天草町 一九七八 「天草町郷土誌」

有明町 一九七〇 「有明町郷土誌」第四集

荒尾市 二〇〇一 「荒尾市史」絵図・地図編

宇土市 一九九八 「新宇土市史」資料編第一巻、絵図・地図

小川町 一九七九 「小川町史」

鹿央町 一九八九 「鹿央町史」

嘉島町 一九八九 「嘉島町誌」

鹿北町 一九九六 「鹿北町文化遺産マップ」(鹿北町老人クラブ連合会と共編)

鹿本町 二〇〇五 「鹿本町史」下巻

河内町 一九九一 「河内町史」地誌編

菊鹿町 一九九六 「菊鹿町史」本編および資料編

菊水町 二〇〇五 「菊水町史」絵図・地図編

菊水町 二〇〇六 「菊水町史」資料編

熊本市 一九九八a 「新熊本市史」第一巻通史編、自然/原始・古代

熊本市 一九九八b 「新熊本市史」第二巻通史編、中世

熊本市 一九九三 「新熊本市史」別編第一巻、絵図・地図下、近代・現代

熊本県 二〇一一 「熊本県市町村合併史(三訂版)」

泗水町 二〇〇一 「泗水町史」下巻

七城町 一九九一 『七城町誌』

岱明町 二〇〇五 『岱明町史』

玉名市 一九九二 『玉名市史』 資料篇一／二、絵図・地図／地図

富合町 一九七一 『村誌 富合の里』

南関町 一九九四 『南関町史』 絵図・地図

西合志町 一九九四 『西合志町史』 資料編

人吉市 一九九〇 『人吉市史』 第二巻下

益城町 一九九〇 『益城町史』 通史編

松橋町 一九八四 『松橋の地名とその歴史』 (林田憲義著)

芥北町 一九八五 『芥北町史』 史料篇

(調査報告書)

熊本県教育委員会 一九七八 『熊本県の中世城跡』 熊本県文化財調査報告第

三〇集

熊本県教育委員会 二〇〇九 『飛尾横六群』 熊本県文化財調査報告第二四六集

熊本県教育委員会 二〇二二 『鞠智城跡Ⅱ』 熊本県文化財調査報告第二七六集

熊本市教育委員会 二〇〇七 『二本木遺跡群Ⅱ』 二本木遺跡群第一三次調査区

発掘調査報告書

福岡県教育委員会 二〇一七 『福岡県の中近世城館跡』 四、福岡県文化財調査報

告書二六〇

芥北町教育委員会 一九八六 『富岡城(城)の歴史と城跡』

(事典類)

※執筆にあたり参照した事典類については特に註記しなかった。

日本歴史地名大系四四『熊本県の地名』平凡社、一九八五

角川歴史地名大辞典四三『熊本県』角川書店、一九八七

島方汎一企画・編集統括『地図でみる西日本の古代』平凡社、二〇〇九

(追記)

第1～4・7・10図はPCソフト「カシミール3D」により国土地理院基盤地

図情報を利用して筆者が作成した図を元にしており、標高は二倍に強調表

示している。

平成三十年度鞠智城跡「特別研究」論文集

鞠智城と古代社会

—第七号—

発行年月日 平成三二年(二〇一九)三月十七日

編集・発行 熊本県教育委員会

〒八六二―八六〇九

熊本市中央区水前寺六丁目十八番一号

電話〇九六一―三八三―一一一(代表)

印刷 サンコー・コミュニケーションズ株式会社

〒八六〇―〇〇三二

熊本市中央区魚屋町二―五

電話〇九六一―三五五―三三八一

発 行 者：熊本県
所 属：装飾古墳館
発行年度：平成 30 年度

この電子書籍は、鞠智城と古代社会 第7号 を底本として作成しました。閲覧を目的としていますので、精確な図版などが必要な場合には底本から引用してください。

底本は、古代山城がある市町村教育委員会、熊本県内の市町村教育委員会と図書館、都道府県の教育委員会、考古学を教える大学、国立国会図書館などにあります。所蔵状況や利用方法は、直接、各施設にお問い合わせください。

書名：鞠智城と古代社会 第7号

発行：熊本県教育委員会

〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話：096-383-1111

URL：<http://www.pref.kumamoto.jp/>

電子書籍制作日：西暦2022年7月1日